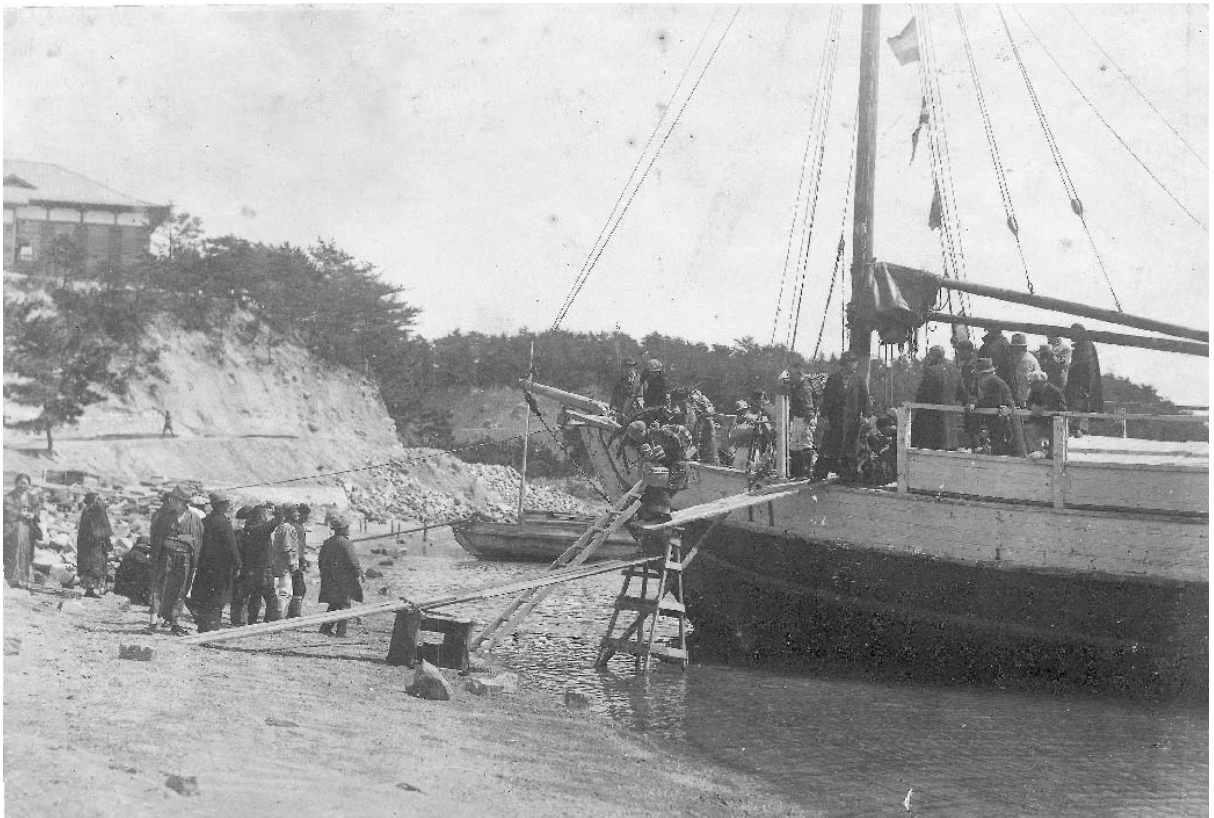


# 第一章 長島を療養所に



第一回収容患者（開拓患者）

（1931年、愛生自治会蔵）

隔離政策の前提 長く「らい（癩）」と称されてきたこの病気が、近年では「ハンセン病」と呼ばれるようになった。そうした病名の変更が求められたということ自体、この病気が歴史上いかに社会的偏見にさらされてきたかということの端的な証と言えよう。

さて、かつてハンセン病は、洋の東西を問わず一般に遺伝病であると信じられていたが、一八七三年（明治六）にノルウェーのアルマウエル・ハンセンが「らい菌」を発見したことによって感染症であることが明らかとなり、そして一八九七年（明治三〇）にベルリンで開かれた第一回国際らい会議において、そのことは日本を含め国際的に認められるに至った。

これを受けて日本政府は、三月に「癩予防ニ関スル件」（法律第十一号）を制定し（一九〇九年四月施行）、ハンセン病患者を療養所に収容・隔離することを定めた。またその背景には、市中で物乞いなどをするハンセン病患者の姿が欧米人の目にも触れる状態は、文明国の仲間入りを目指す政府としては放置できないとの認識も強く存在していた。

**療養所の設置** 近代になって設置されたハンセン病の療養所は、おおまかに言うと、まず私立の療養所、次いで府県立などの公立療養所が設置され、その次に国立療養所が設置さ

れるという順序であった。私立の療養所は基本的に宗教的な背景を持つもので、多くはキリスト教の関係者が設置したものである。

法律第十一号により、ハンセン病患者の収容と隔離が決められると、内務省は公立のハンセン病療養所設置を検討した。最終的に全国五カ所の公立療養所設置という方針に落ち着き、府県が連合して設置し、国庫補助が支出されるという形となった。岡山県は第四区域に含まれ、第四区は香川県に大島療養所が設置された。しかし法律第十一号が入所対象としたのは救護者のいない患者であって、大正末年にいたるまで公立療養所の入所対象は実質的には浮浪患者に限られた。

内務省は引き続きハンセン病患者の調査を行い、保健衛生調査会も療養所の拡張及び国立療養所の新設などを建議していたが、帝国議会衆議院で国立癩療養所の設置が可決されたのは、一九二七年（昭和二）三月のことであった。

**光田健輔と長島** 現在全国一三カ所に設置されている国立ハンセン病療養所のうち、二つが岡山県瀬戸内市邑久町虫明<sup>ながしま</sup>の長島に所在している。ひとつは国立療養所長島愛生園<sup>ながしまあいせいえん</sup>、もうひとつは国立療養所邑久光明園<sup>おくこうみょうえん</sup>である。長島愛生園は、一九二七年（昭和二）長島に設置することが決定し、一九三一

年に開園した日本最初の国立癩療養所で、初代の園長は光田健輔<sup>けんすけ</sup>である。

光田健輔は一八七六年（明治九）山口県生まれで、東京帝国大学医学部撰科生となって病理学を専攻している。このころから多くの解剖を経験し、ハンセン病が感染症であるとの確信を持ち、隔離政策の必要を主張するようになった。ハンセン病研究に取り組み、日本のハンセン病医療行政に強い影響力を持った人物である。

光田は、それまで十分な治療も受けられず、政策的にもほとんど対策のとられていなかったハンセン病患者の治療に取り組んだが、おそらくより強く意識したのは国家のことであった。社会で厳しく差別されている患者を救済するという意識と、日本から癩患者を撲滅せねばならぬという信念から生まれてきた光田の主張は一貫して絶対隔離であり、特効薬のプロミンが開発された後も変わることはなかった。そうした光田の信念と主張によって、日本のハンセン病医療行政が絶対隔離政策を推進したことは間違いないことである。

本章では、二つの国立ハンセン病療養所設立をめぐって、初代の国立療養所園長となる光田健輔の考え方と療養所の候補地選び、長島に最初の国立療養所である愛生園が設立され

た経過、及び光明園が長島に設立された経過などを示す資料八一点を収録した。

**長島への立地** 第一区連合府県立全生病院<sup>ぜんしやう</sup>（東京）の院長であった光田が、内務省から国立療養所設置の候補地選定を命じられ各地を視察したのが一九一七年（大正六）で、視察の対象は小笠原群島や瀬戸内海の島々、沖縄の西表島<sup>いりおもてしま</sup>やさらに台湾にまで及んだ。その復命で当初光田は、西表島に「癩村」を設けて、日本中の患者を集めて隔離收容するという計画を打ち出した。光田はこれに先立って、一九一五年（大正四）内務省に提出した「癩予防に関する意見」のなかでも、すでに瀬戸内海の島嶼にも新たな療養所を建てるべきとして長島を候補地のひとつに挙げている。

長島は岡山県邑久郡裳掛村虫明<sup>もかけそん</sup>（現瀬戸内市邑久町虫明）沖に狭い海峡を挟んで浮かぶ面積三・二五平方キロメートルの島で、療養所設置前は民家も点在していた。江戸時代には岡山藩筆頭家老の伊木家<sup>いぎ</sup>が虫明に陣屋を構えると、海防警備のため長島にも番士が置かれていた。

一九二七年（昭和二）に国立療養所の設置が決定すると、四月、光田は瀬戸内海の島々のうち特に鹿久居島<sup>かくいしま</sup>（現備前市日生町<sup>ひなせちょう</sup>）と長島を中心に改めて視察を行い、長島が最適地で

あると復命した。このときの復命書が「国立療養所として鹿久居嶋及び長嶋の価値」（藤楓協会編『光田健輔と日本のらい予防事業』一九五八年）であるが、その草案とみられるのが、資料二である。この二つにはかなりの相違が認められる。

光田の復命に基づいて、内務省は国立療養所設立の地を長島と決め、岡山県の関係者との協議を経て、十月には光田らが現地に乗り込んで長島の土地買収を進めた。このときの交渉経過は『長島開拓』（一九三二年、長島愛生園慰安会）に詳しく回想されている。

**長島愛生園の開園** 長島愛生園は、一九三〇年（昭和五）十一月二十日に開所式を行い、翌年三月二十七日に第一回収容患者八十五名を収容している。その間、一九三一年一月に「国立癩療養所患者懲戒検束規程」が定められ、三月に内務省告示第二十九号を以て園の正式名称も「長島愛生園」と定められた。患者収容に先立ち、光田は全生病院長から長島愛生園初代園長に転じている。第一回収容患者（開拓患者）のほとんどは、光田が全生病院から連れて来た人々であった。長島愛生園の名称決定については、四谷事務官が「長島愛生園命名の思出」（『愛生』第四卷第二号、一九三四年）で次のように述べている。資料九に掲げられた国立療養所名称候

補のうち、「新生園」から「明生園」までは内務省衛生局の関係者が列挙したもので、「長島共愛園」「長島愛楽園」は安達謙蔵内務大臣の案であるという。いったんは「長島愛楽園」と決定したが、正式の伺案を提出した際に安達内相が「長島愛生園」に決定したということである。園の落成の際に安達内相は、西郷隆盛の「敬天愛人」にちなんで「敬天愛生」との文字を揮毫しており、四谷は愛生園の名称もこの語からとったものであろうと回想している。

ハンセン病療養所設立をめぐる多くの文献があり、資料集としては藤野豊編『近現代日本ハンセン病問題資料集成』（二〇〇二〜二〇〇五）などがあるが、長島愛生園の歴史についてまとめられたものとしては、入所者自治会編『隔絶の里程』（一九八二年）、同『曙の潮風』（一九九八年）がある。

ここでは、最初に開園した当初の園の概況を示す資料を掲げ、続いて一九三一年の「庶務関係例規」という簿冊から、開園当初の種々の規程を取り上げた。まず簿冊の目次を掲げ、続いて主な項目について内容を掲載した。巻頭に「患者懲戒検束規程」がきていることは、この問題が最優先課題として意識されていたことを物語るであろう。この規程の条文は『昭和六年報』に掲載された。起案を詳細に見ていくと、先

行する公立療養所などの懲戒検束規程を参考に検討を重ねている様子がよく分かるが、ここでは最終決定の部分のみ掲げた。他の様々な規程は、当初から患者の生活に関して細かく管理しようとする園の姿勢を表したものであろう。

患者の収容については、「患者収容簿」によってまたたき間に定員の四〇〇名を超えていく様子がわかる。具体的な収容の様相は第二章で紹介する。

舎長会議は、入所者の代表である舎長と園長をはじめとする園側が直接種々の問題について協議する場であって、その議事録によって、どのような問題がどのように認識され、どう対策がとられたかが分かる。

**外島保養院と委託患者** 邑久光明園の前身は、公立療養所として大阪に設置された第三区連合府県立外島保養院<sup>そとしま</sup>で、大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・三重県・和歌山県・滋賀県・岐阜県・福井県・石川県・富山県・鳥取県の二府十県の患者を収容する療養所であった。一九三四年（昭和九）九月二十一日の室戸台風によって同院は全壊し、翌年岡山県の長島に復興されることが決定した。一九三八年四月に「光明園」と名称を変えて落成式が行われ、一九四一年には国立に移管され「邑久光明園」と改称された。

邑久光明園の歴史については、入所者自治会編『風と海のなか』（一九八九）でまとめられており、同園の沿革に関する基本的な資料は『創立八十周年記念誌』（一九八九年、国立療養所邑久光明園）によく収集されている。外島保養院の歴史を詳しく語った文章としては、同院の医師であった桜井方策が『楓』に連載した「外島保養院誌」があり、台風被害の状況をまとめたものとして『風水害記念誌』（一九三五年、外島保養院）がある。ここでは外島保養院の沿革と台風被害の概況を知ることのできる資料に続いて、光明園の設立に関する資料を掲載した。

台風によって職員三名、職員家族一名、患者一七三名の死亡という犠牲を出し、壊滅的な状態となった外島保養院の生存患者四二四名は、各地の療養所に分散委託されることになった。そのうち、熊本県にあった九州療養所に委託された際の資料を紹介する。九州療養所では、五〇名を受け入れることになったが、その移送の手順から患者の状態まで細かく記録が残されている。

一九三四年（昭和九）十一月十五日に岡山で第七回らい学会が開催されるのに合わせて、委託患者を受け入れた各療養所の患者たちは外島委託患者とともに、同学会に対して「外

島復興に関する嘆願書」を提出した。長島愛生園に委託された委託患者たちは、翌年大阪帝国大学で開催された第八回らい学会にも、長島に移転することが決まった外島保養院の早期復興を請願している。

一九〇九年（明治四二）の開所から一九二六年（大正一五）まで外島保養院の院長であった今田虎次郎は、岡山県邑久郡本庄村（現瀬戸内市邑久町下山田）出身の警察官僚であり、国立療養所（長島愛生園）を長島に設置することが内定した際、地元との交渉に一役買ったことも回想のなかで述べている。

**光明園の開園** 壊滅した外島保養院復興の地が長島に決定するまでには紆余曲折があり、岡山県内でもはじめは鴻島こうじま（現備前市日生町）が候補にあがっていた。しかし、これを知った日生町住民は反対運動を展開し、地元発行の新聞『暁』誌上に反対論を掲載した（資料六二）。この資料では療養所設置に反対する理屈が種々述べられているが、特に町の将来的な経済発展が阻害されると繰り返し主張されている。当時の住民感情を生々しく伝える資料として貴重なものである。

資料六四は、光田が入江皇太后太夫に宛てて、外島保養院復興の地について鴻島を断念して長島への考えを述べ、つ

いては皇太后の綸旨りんじを賜りたい旨を書状にしたものの草案と見られるもので、ホテルニューオーサカの便箋に書かれたものである。岡山の新聞『山陽新報』は、当初外島保養院復興の地は鴻島にほぼ決定したと伝えたが、その後長島に決定するまでの状況を刻々と伝えている。

一九三五年（昭和一〇）八月に外島保養院復興の地は長島に決定し、十二月には用地買収が完了している。翌三六年五月工事が開始され、院長は新しい園名を患者・職員に募集したが、園名の決定は、桜井方策の回想（『楓』昭和十三年八月号）によれば大阪府衛生課の高木課長による発案だという。一九三八年四月一日から「光明園」と改称することが、三月三十一日付で大阪府知事より各所に通知された。

一九三八年（昭和一三）四月二十七日に落成式が挙行され、光明園は開園し、各地に分散していた委託患者が帰園することになった。六月二十日北部保養院より二〇名、同二十九日栗生楽泉園より七四名、七月五日長島愛生園より六五名、同七日全生病院より五一一名、同八日九州療養所より三八名、同九日大島療養所より六一一名が、長島に復興した光明園に続々帰園した。

資料五四と同じ九州療養所の簿冊中に、熊本県から長島に

移動する際の様子が詳しくわかるものが含まれている（資料七二）。また光明園では看護士日誌・看護婦日誌に委託患者が帰園したときのメモが残されていた（資料七三）。光明園開園当初の様子については年報に詳しい（資料七五）。園の管理棟などが第二期工事なのに対して入所者自治会事務所の建物が第一期工事で完成していることは、開園の翌日から患者作業による施設運営が必須であったことを物語っている。

**国立療養所への移管** 一九四一年（昭和一六）七月一日、第三区連合府県立療養所光明園は、国立として厚生省に移管され、名称も「邑久光明園」と改められた。このとき、全国に五カ所設置されていた公立の療養所はすべて国立に移管され、それぞれ全生病院は多磨全生園、北部保養院は松丘保養園、大島療養所は大島青松園、九州療養所は菊池恵楓園と改められた。これにより、長島愛生園を含めてすでに開園していた栗生楽泉園（一九三二年設立）、宮古療養所（一九三一年設立、宮古南静園に改称）、星塚敬愛園（一九三五年設立）、国頭愛楽園（一九三八年設立、沖繩愛楽園に改称）、東北新生園（一九三九年設立）の六カ所を加え、合計一カ所の国立療養所という体制となった。なお、その後一九四三年に奄美和光園、一九四五年に駿河療養所が開設し、国立療養所は

全一三カ所となる。邑久光明園では一九四一年七月八日に国立移管式が挙行されている。

国立移管はハンセン病予防と治療の充実徹底のため、療養所間の格差を無くし、一本化するものとされていたが、光明園では予算の削減や自治の返上など、入所者にとって歓迎されることばかりではなかった。ここでは新聞記事および園の機関紙『楓』から、国立移管当時の様子を知ることができる資料を紹介する。

**隔離政策と療養所** 日本のハンセン病医療行政は、特効薬のプロミンが開発され、治癒する病気となった戦後も隔離政策を続けた。ようやく「らい予防法」が廃止されたのは、一九九六年（平成八）のことであった。戦前から絶対隔離を必要としないという主張もなかったわけではない。京都大学の小笠原登は、光田健輔と対立しながら「隔離を徹底しなければならない病気ではない」という主張を繰り返したが、日本らい学会ではついに多数派とならなかった。こうして定員をはるかに超過しながら、療養所には多くの患者が収容されることとなった。そして、光田健輔と長島愛生園は全国の療養所の中心的な存在であり続けた。

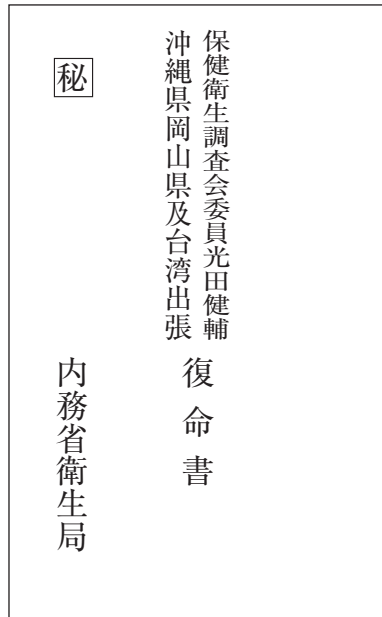
# 第一節 長島愛生園

## 1 長島への立地

### 一 療養所候補地視察復命書

(愛生図書室蔵「沖繩県岡山県及台湾出張復命書」大正6年)

〔表紙〕



復命書

小職等命ヲ奉シ沖繩県八重山郡西表島・岡山県和氣郡鹿久居島・同県邑久郡長島ヲ視察シ、並ニ台湾ニ於ケル「マラリア」防遏狀況ヲ調査候処、別冊之通ニ有之候間、此段及復命候也

大正六年一月二十日

内務属 松井道隆

保健衛生調査委員 光田健輔

内務大臣男爵 後藤新平殿

〔中略〕

### 第三 鹿久居島

本島ハ、岡山県和氣郡南播磨灘ニ在リ、日生町ヲ距ル半海里、赤穂ヲ距ルコト二里ニシテ、周圍六里、面積三百余町歩アリ、北面ハ小字米子ヲ除ク外概ネ断崖絶壁ナリ、南面ハ幾多ノ小港湾出入シ、漁船碇泊ノ便アルモ、海浜ノ平地ハ極テ狭小ニシテ、開墾ノ見込アル個所ハ全体ニテ十余町歩ニ過キス、其他ハ山骨露出シテ短小ナル古松ヲ以テ蔽ハレ、開墾絶望ナリ

### 第四 長島

本島ハ、岡山県邑久郡ノ南方海上ニ在リ、裳掛村虫明ヲ距ルコト半海里、小字瀬溝ニ於テハ本土ト隔ツルコト僅ニ数十間ニ過キス、周圍約四里、面積二百町歩余、全島一帯小巒連互シ平地ハ僅少ナルノミナラス、地質瘠悪諸所ニ数反歩ノ田畑アルニ止マリ、其他開墾ニ適スル所ナシ

〔中略〕



## 第六 結論

岡山県鹿久居島及長島ハ、前既ニ述フルカ如キ狀況ニ付到底癩村ヲ設置シ得ヘクモアラス、西表島ハ絶好ノ地下称シ難キモ之カ設置ヲ為シ得ル望ミアリ、而シテ斯卡ル絶海ノ孤島ニ癩患者ヲ移スハ一種ノ流竄ニ等シク、一部ノ人士ヲシテ実ニ悲惨ノ極ナル感ヲ懷カシムルト雖モ、深ク癩患者ノ生活内容ヲ研究シタル者ハ、該島ノ如キハ癩村トシテ比較的可ナル場所ナルコトヲ認ムルナルヘシ、其理由ヲ挙クレハ左ノ三点ニ帰ス、第一氣候ノ温暖ナルコト、第二生活ノ趣味多般ニシテ積日無聊ヲ消スヲ得ルコト、第三周囲ト隔絶シタル無刺戟ノ別天地ナルコト此レナリ

〔後略〕

## 二 瀬戸内島嶼視察復命書草案

(岡山市立中央図書館蔵光田文庫)

「口瀬戸嶋崎視察復命書」(昭和2年)

内務省衛生事務嘱託

光田健輔

小職ハ、国立癩療養所候補地ヲ撰定スル為メ、岡山県和気郡鹿久居島及邑久郡長島ニ出張シ、兼テ其付近ノ島嶼及港湾ヲ

視察シマシタ次第ヲアリノマ、復命致シマス

## 鹿久居島ノ位置

鹿久居島ハ、有名ナル漁港日生ノ一キロメートルノ所ニアリマシテ、周囲二十六キロ余(約六里半余)、琵琶ノ形ヲシテ東西ニ長キ島デアリマス、北方ハ陸地ト巾五町乃至九町ノ水道ヲ作テ居リマス、其ノ東端ハ播州赤穂塩田約一里ニ隔タツテ居リマス、ガ併シ鹿久居水道ノ海水ハ塩田ニ灌ク海水デアルトモ云ヘルデシヨウ

地勢北方ハ險峻デアツテ、二百四十五メートルノ峯ガアリ、此ニ続テ二百メートル位ノ山脈ガ峙テ居ル、南岸モ断崖カ多イガ、牢ノ灘・鹿久居湾・大浜・取り功等ノ入江ガアル、此ノ内牢ノ灘ニ連ル丘陵地ト鹿久居湾ノ奥浦溪谷ノ二ヶ所カ療養所ヲ建設スル場所ニナリ得ル可能性ガアル、大浜、切り取りノ砂浜ニ続ク場所ハ狭イノデ、数百人ヲ住マシムルニハ不適當デアアルノミナラズ、赤穂塩田ニ近い

第一候補地牢ノ灘ヨリ米子湾ニ亘ル一帯ノ地ハ、丘陵高サ八十迷迄取り入レ二十二度半位ノ針面地ヲ利用スルナレハ十万坪ノ地面ヲ得ルデアロウ

飲料水、米子ニハ四時潺湲タル溪流ガアツテ、水源地トシテ

ハ島内唯一ノ場所デアルカラ、上水道ヲ造ルカヨイ、又水量ノ如何ニヨツテハ水力電気ヲ作ルガヨイ、只盛暑ノ水量ニ就テ正確ニ知ラレテナイカラ、先ツ最初ハ飲料水及使用水トシテ設備スルカヨイ、水源地トシテハ百メートルノ高所ニ貯水池ヲ設クル様ニシタイ

#### 伝染区域・非伝染区域

非伝染区域ハ米子トシ、中間地帯タル病院及供給機関ハ米子湾ニ面スル方ニ造リ、患者住宅ハ大部分岸ノ灘方面ニ作ルガヨイ、米子湾ニハ適当ナル健康者及物品ヲ陸上スル波止場カホシイ

#### 道路及排水

道路勾配急ナルハ極メテ患者ニヨロシクナイ、丘ノ土ヲキリザケ以テ成ルベク勾配ヲ緩クシタイ、雨水及汚水ノ排泄ニ就テ、直チニ伝染区域ヨリ海水ニ排謝セシメザルヨウ、汚水濾過池ヲ造ル必要モアルデアロウ

第二鹿久居湾ノ予定地ハ、約五万坪ノ緩傾斜地ヲ得ラル、管デアアル、併シ北東西ニ三面カ二百メートル以上ナル山脈ヲ囲ラシテ、米子湾ニ通スル峻坂ハ高サ二百メートル<sup>(下)</sup>ニ達シ四十五度傾斜面ヲ有スルヲ以テ、物資ノ輸送ハ唯一ニ鹿久居湾ニ於テナサ、ルヲ得ズ、又非伝染区域ノ設定困難ヲ感スルヲ以

テ、療養所設備ヲナスニ当リ不便デアロウ、小職始メ此浦ノ価値ヲ過大視シテ居タ、ソレハ水力豊富ニアリ平面カ多イト思フタカラ、三回目ノ觀察日ハ前日来ノ好天気デアツタ為メ、此溪谷ヲ沿テ二百米密ノ山山嶺ニ出テ見通シタ処、前者ヨリ凡テノ条件ガ劣テ居ルコトヲ発見シタ、将来ニ於テ輕病者ノ農業植民地トナスニ適スルデアロウ

此意味ニ於テ、此湾ノ前方ニ約二千五百メートルヲ隔ツル一小島鶴島ハ、大正五年視察ノ時ハ一戸ノ住民ガ全島ヲ開拓シテ麦甘藷等ヲ栽培シテ居タカ、全島鼠害甚シキ為メ数年ニシテ放棄シタト云フコトデアアル、此島ノ大サ南北五百迷<sup>(米)</sup>、東西三百迷、周圍千五百迷、島高五十一迷デアツテ、使用面積一万五千坪、水湧出シ眺望ハ広凋デアアル、将来鹿久居湾ノ開懇<sup>(懇)</sup>ト相待テ利用セラルベキ島デアロウ

#### 地味

鹿久居島ハ、目下無人島トシテ放棄セラレ、大正五年開拓セラレテアツタ米子稲田約一丁歩モ荒蕪ニ付セラレシテ居ル、此ハ土地ニ小石カ多クシテ瘦セテ居ルノト、藩政時代池田候<sup>(候)</sup>爵ノ獵場デアツタ關係テ、野猪鹿兔等ノ可成蕃殖シテ居ルコトデアツテカ、明治ニナツテ開放セラレタカラ各地カラ狩獵家カ入込<sup>(込)</sup>ンテ、濫獲ノ結果獸類カ少ナクナツタノテ、小林区

ハ近年禁猟区トシタ為メ、再ヒ鹿兔等ガ蕃殖シタ、此野獸ノ為メニ收穫カ減少シタノモ水田放棄ノ原因トナツタノデア  
ル、併シ、地味ガ肥エ居タナラ、人口過剰ニ苦シミツ、アル  
日生町民、頭島・大多府島民カイヤガ上ニ開墾ヲ続ケ払下ヲ  
受ケタテアロウ、併シ、タトヘ瘦地ニアツタ所テ、癩療養所  
ノ住民ハ衣食住ノ保証ガアルノデア  
ルカラ、耕地本位デナク  
トモ開墾ガ出来ルデアロウ、現在東村山町ニ於テ最瘦セタル  
土地ヲ最モ肥エタル土地トシタノモ、手間ニカマワズ多人數  
小面積ニ耕作シ、肥料豊富デア  
ルカラデアロウ

## 不快ナル歴史

島ハ高キ峯ノ連続デア  
ルカラ陰鬱デア  
ルカ、歴史モ亦陰慘ノ  
モノガ付キマトフ、赤松円心入道カ此島デ自殺シタノヲ始メ  
トシ、第一候補地ハ藩政時代牢屋敷跡デアツテ、鹿久居灣ノ  
前ニハ首切り場所トナツタ一島ガアル

## 其他

第一候補地カ眺望ニ乏シイ、又東西ニ二百メエテルト百八十  
八メエテルノ山ノ蔭ニナルカラ、日光ノ直射ヲ受ケル時間ガ  
少イノ二点デハアルカ、道路ヲ大浜方面ニ付ケルコトニヨリ  
テ眺望ヲ恣ニスルコトガ出来、又輕病舎ヲ作ルコトモ出来ル  
デアロウ

## 鹿久居島付近

(一) 日生、利害關係ノ最モ密接ナルモノハ日生町デア  
ル、日生町ハ人家 人口 人、近来朝鮮近海ニ出漁シ、サワ  
ラ・鰯・鯖等ヲ漁獲シ、内地ニ送り巨利ヲ得テ居ル勇敢ナル  
漁民デア  
ル、地方ニ信用ヲ重ズル風發達シ、資本主ハ船漁具  
ヲ漁夫ニ貸与シ、盆正月帰郷ニヨリ精算スル組織デア  
ル、土  
地ハ次第ニ富マントスル傾向デア  
ル、片上輕鉄モ早晚日生ニ  
延長スルモノト見ラレル、日生ハ直接物資ノ供給ヲ仰ク処ニ  
ナルデア  
ロウ

(二) 片上町ハ省線和氣ヨリ輕鉄ヲ通シ、數箇堪火煉瓦工場  
アリ、市内隆昌、日生ト同シク物資ノ供給所及患者輸送ニ対  
シ重要ノ中間駅トナルデア  
ロウ  
(三) 鹿久居島付近ノ諸島、鹿久居島ケンジ沖僅カニ五百米  
突ヲ隔ツルトコロニ頭島アリ、島民百三十戸、島圍三千五百  
米突、島高五十三米突デア  
ル、又二千七百米突ノ海上大多府  
島アリ、島民五十戸、島高四十一米突、島圍前者ノ如キモ、  
港灣深クシテ面積ハ遙カニ狭小デア  
ル、共ニ島内全部開拓シ  
尽サレ畝地トナリ、半農半漁ノ状態ニアリ、両島共ニ清水ハ  
豊富デア  
ルラシイ、我等ハ大多府島ニ上陸シテ島民実生活ヲ  
目撃シタカ、人口ノ過剰ナル割合ニ裕福デア  
ル様ニ見エタ、

二島ヲ鹿久居島ヨリノ遠望スレハ実ニ蓬莱島デアル様ナヨイ  
景色デアル、其他遙カニ小豆島・家屋群島ハ瀬戸内海ノ入口  
ヲ飾テ居ル

鹿久居島ノ西方鴻島・曾島〔裳掛長島〕・裳長掛島等ノ無人島横テ居ル

カ、此レハ日生町ニ属スル草山テアル、此等諸島ノ内大多府  
島・頭島及日生住民ハ鹿久居島ヲ回リテ壺網ト称スル立網ヲ  
数十ヶ所ニ掛ケテ置ク、即チ漁網權利ヲ有スル様ニ見ユル、  
後來下水ト魚属トノ關係ヲ云々スル者カ起ラヌトモ限ラヌ  
ガ、療養所ノ下流濾過池ヲ設クル等ニヨリ、此問題ハ容易ニ  
解決ヲ見ルデアロウ、寧ロ魚類消費者トシテ療養所ハ歓迎セ  
ラルニ至ルデアロウ

(四) 赤穂トノ關係、鹿久居島ト赤穂海岸ノ最短距離ハ一里  
デアル、併シ第一予定地ヨリ十キロメートル(二里半以上)ニ  
達スルヲ以テ、千鳥ヶ浜海水浴場ヲ汚染スル非難ハアリ得ヘ  
カラサルモノト考ヘラル、又製塩法ヲ熟知スルモノニ於テハ  
製塩等ニ対スル杞憂モアリ得ベカラザル事ト考ヘラル、吾人  
ハ斯ノ如キ悪宣伝ヲ避ケンカ為メ、予メ鹿久居島ノ西端ヲ選  
ビ、下水ニ就テ多大ノ注意ヲ払〔夕〕テ訊デアル

#### 患者ノ輸送

人若シ鹿久居島ニ患者ヲ輸送セント欲セハ、大阪若クハ神戸

ノ如キ大港ヨリ潜カニ発動船ニヨリ天候ノ佳良ナルトキ輸送  
スルヲ最モヨイト思フ、大阪ヨリ約九十里、一時間十五海里  
トスレハ六時ニ鹿久居島ニ着スルヲ得ベク、汽車トスレハ大  
阪ヨリ和氣迄五時間、和氣ヨリ片上迄一時間ヲ要シ、片上ヨ  
リカクイ居島迄発動船ニテ三十分ヲ要ス、合計約七時間デ鹿  
久居島ニ着スルコトニナル

高松ヨリハ約十三里ナレハ、二時間乃至三時間ニ達スルヲ得  
ベク、九州・東京・青森ヨリハ従来ノ輸送ニ準シ、一部鉄道  
輸送ニヨリ和氣片上線ヲ取ルコトヲ便トスル様ニ思ハレル

#### 結論

小職ハ、鹿久居島ヲ以テ完全無比ナル療養地トハ思ハザルモ、  
瀬戸内海中ニ於テ比較的良好ナル療養所候補地タルノ価値ヲ  
有スルモノト思フ、就中本島ニ於テハ米子・宍ノ灘・大浜ニ  
亘ル一帯地ヲ最寄トス、此ノ機会ニ於テ鹿久居島全島ヲ内務  
省へ保管轉換ヲナシ、将来癩ノ為メニ有用ニ使用セラレンコ  
トヲ希望ス

#### 長島

長島ハ、鹿久居島ノ西南ニ横ハリ、其最短距離ハ三キロメー  
トル、此島ハ邑久郡ニ属シ、鹿久居島ト同シク大部分官有島

デアル、其形狭長デアツテ周囲約十七キロメートル（約四里余）、其中最モ狭キ処ハ五十迷ニ過キズ、最モ広キ所デモ一キロメートルデアル、此レヲ蜂体ニ比ブレバ、西端ハ頭部、中部ハ胸部、船越以東ハ腹部デアツテ、最モ狭キ所ハ胸腹ノ境界舟越シテアル、此ノ処ハ丘陵ナク南北ノ両海岸ヲ一目ニ見渡スコトガ出来ル、土質モ頭胸部ノ第三紀層ニ類似スルモノガアルガ、此側ハ花崗石ノ砂岩ノ様ニ見ヘル、樹木ハ一面松樹デアツテ頭胸部ニ發育シ、腹部ハ發育ガ悪イ様ニ見エル、地勢モ頭胸部ハ起伏ガ強ク九十九迷突ニ達スルモノアルニ、腹部ハ六十三迷ガ最高デアル、頭部ニアタル処ハ、瀬溝ト称スル漸ク十間ニ足ラヌ海峡ニヨリ本土ニ接シテ居ル、干潮ノトキハ舟行ハ困難デ徒渉スルコトカ出来ルト云フ事デアル、此処ノ兩岸五十戸ノ住民ガアルガ、其内十五戸ハ頭部ニアル、此住民達カ頭部胸部ニ畑数丁・田数丁ヲ開イテ居ル、恐ラクハ住民ガ権利ヲ有スルモノデアロウ、頭部ガ陸地ニ接シテ居ルカ、胸部ハ千五百メートル、尾部ハ鴻島トノ間僅カニ三百メートルデ、此水道ハ古来虫明ノ瀬戸ト唱ヘラル

## 飲料水

十五戸ノ村民ハ清水ニ不自由セス、海岸ニアル井戸ノ如キハ対岸ニ渴水ス時モ四時常ニ清水ヲタ、ヘテ居ル、又塩分モナ

イ云フコトデアル

## 住民ノ生業

住民ハ半農半漁デアル、又商店ガ一戸アル

## 本島ノ歴史沿革

本島ハ、古来瀬戸内海ノ風致島デアツテ、岡山県名称誌ニ虫明ノ瀬戸ノ一節ヲ抄出スレバ下ノ如シ

「邑久郡裳掛村大字虫明の海上にあり、長島横はり、鴻島其左に位し、この両島の間相逼りて潮流急なり、これ即ち瀬戸たり、其位置虫明浜の正東に当る、故に若し早晨前岸虫明の海浜に出で、旭日登天の曙光を望まば、誠に朱輪十丈徐ろに滄溟より起り、紫線万条急流の潮波に映して、以て金龍を躍らし、光景甚た佳なり、古来よ虫明の曙と称し、其佳景の歌詠に入りしもの甚だ多し、而して秋夜の月景も亦佳なり

波高き虫明のせとに行く舟の後

よろべ知らせよ沖つ潮風 京極撰政

波さわく虫明瀬戸の梶枕

都にきかぬ浜風そふく 同人

虫明の瀬戸の潮干の明かに

波の月影遠さかるかな 同人

影うつす袖はうきねの我からに

月ぞ藻に住む虫明の瀬戸 参議雅経

虫明のせとの曙見るときは

都の事も忘れにけり 平忠盛

都にていかに語らん虫明の

瀬戸の入江の松のたへまを 定家卿

月を住む手馴れし秋は夢なれや

虫明の瀬戸の夜半の秋風 鎌倉右大臣

船宿る虫明の磯の松の風

誰か夢路にかまた通ふらん 慈鎮

虫明の瀬戸の塩あひ漕ぎくれは

雲にかくる、淡路島山 為家

頼もしな虫明の瀬戸をいる程に

立つ白波もよろしとぞ思ふ 俊頼

虫明岸上古寺 釋蓮禪

楓柳江頭舟宿辰、枕涯晩寺影淵論、晴沙日照庭無夜、白浪

花飛砌有春、鐘響不驚林底鳥 佛恩暗浴水中鱗 檀那昔日

利生願 一礼征人結善因

此辺風光明媚ナルコトハ以上ノ詩歌ニ云ヒ尽サレテ居ル、鹿

久居島ノ暗イ感シ全ク別様ノ観ガアル

何故ニ此島ハ官有島デアルカ、詳細ニ其由来ヲ知ルコトガ出

来ナイガ、此一带ガ池田光政ニ仕ヘタル伊木忠貞ノ采地デア  
ツタコトハ、虫明円通山ニアル墓誌銘ニヨリテ想像セラル、  
カ、代々其所領デアツテ、池田候ノ家老テ幕末勤王家テ有名  
ナ伊木三猿齋ハ忠貞ノ後デアツテ、此土地ハ維新ノ際藩籍奉  
還ト同時ニ朝廷ニ上納シタモノデアロウ

此島ハ療養所トシテ適地ナリヤ

此島カ地勢、鹿久居島ノ如ク険峻ナラズ、土壤モ岩石ナラズ、  
溪流ハナキモ、致ル所ニ飲料水ヲ得ル見込ナルガ故ニ、四国  
ノ大島療養所ノ如ク大都会ニ遠カリ、物資ノ供給ニ付キ聊カ  
不便ナルモ、瀬戸内海中恐ラクハ此島ニ勝ル適地ハナカルベ  
シト考ヘラル

療養所設備

遠慮ナク云ヘハ、現住民十五戸ヲ立退カシメ、此ノ処ヲ職員  
部落トナスナスヲ可トスレドモ、カクテハ人心ヲ激昂セシム  
ルノ恐レアルヲ以テ、目下ノ処此辺ノ人々ヲ利用懐柔スルヲ  
最モ策ノ得タルモノト考ヘラル、療養所経営ニハ多数ノ人足  
ヲ要シ、殊ニ海島ノ療養所ハ舟楫ニ練達シタル人々ヲ要スル  
事多キガ故ニ、利用ノ途ヲ得レバ頗ル好結果ヲ奏スルモノト  
考エラル

利用地域ニ関シテ最モ必要ナル地点、本島頭部ノ南面水面ヲ

埋メ立テ一万五千坪ヲ得、田園ヲ作り、キヨノ灘ノ入江ヲ整理スルトキハ五万坪ヲ得ルコト難カラス、尚ホ此入江ヲ浚渫シ利用シテ棧橋ヲ設ケ、善良ナル港湾ヲ得可ク、患者ノ輸送物資ノ陸揚ニ便ナラシメ、此頸部ノ一帶ニ事務室・診療所・重病室・講堂・研究室等ヲ置キ、職員住宅ハ胸部ノ北岸二点在セシメ、九段田・東島方面患者住宅及田園ニ充ツルヲ十万坪以上地面ヲ得ルコト難カラス、此レヲ第一設計トナス

此レニヨリテ胸部ヲ最モ有効ニ使用スルコトヲ得、患者ハ島ノ南岸ニ絶大ノ風光ヲ楽ミ、又将来豊沃ナル田園ヲ栽培スルコトヲ得可シ

而シテ、給水ハ梅田ニ越ヘントス処ニ大ナル貯水池ヲ設クルカ、或ハ各所ニ於テ井水ヲ得ルコトハ容易ナリト考フ、蓋シ胸部ノ各所ニ水田ガアツテ、地下水ノ豊富ナルヲ示シテ居ルカラデアアル

第二ノ候補地ハ、舟越ヨリ以東一帯ノ地デアアル、此方面ハ地味ハ西部ノ如クナラズ、高キ山ナケレハ水量ハ少ク、水田等ヲ見ズ、併シ一、二ヶ所水タマリガアリ、又水ノ海岸淙々ノ音ヲナシテ湧出シ、早ノ年ニモ尽キズト云フ処カ北岸ニ一ヶ所アツタカ、五百人千人トナリテハ別ニ分別ヲセネバナラヌコトデアリ、此第二ノ候補地ハ港湾力浅イ、船掛リハ船越ニ

棧橋ヲ設クル外ハアルマイ

事務室・職員住宅等ハ舟越以西ニ設ケ、講堂・娯楽室・作業室・重病室・診療室ヲ船越以東南面シテ設ケルトキハ、恰モ高松療養所ニ酷似スルモノカ出来ルデアロウ、此辺ハ古来海嘯ノ患者ナシト聞ケトモ、丘陵ヲ地均シテ少クモ五乃至十メエテルノ処ニ住宅ヲ建設スルトキハ、波濤ノ狂洶〔洶洶〕スルトキモ、恐ラク患者ヲ受ケサルベシ

此腹部ノ平坦地、塩田等ヲ順次ニ開墾スルトキハ、数万坪ヲ得ルコト難カラズ、水道ハ、梅田岬ノ前後ニ貯水タンクヲ開鑿シ、或ハ井水ニヨル

第一島胸部ト第二島段トノ優劣ハ、無論第一ヲ確保スルニアラザレハ事業ハ極メテ狭小ノモノトナル故ニ、如何ナル困難アリトモ島胸部ノ民有地買収ヲ以テ目下ノ重大問題トナス所デアアル、今日ニ於テ巨費ヲ投シテ埋立ハシナクテモ、後來癩患者ヲ使役シテ徐々達成スベキテアルカ、土地権利ハ是非トモ今日ニ於テ確保セザルベカラザルコトデアアル

ムシヤゲト此島トノ關係

此島十五戸ハ虫明ノ一部落テアル、虫明ハ邑久郡ノ一小港デアツテ、港湾トシテハ日生・片上及牛窓ノ下ニアルモノデアアル、戸数七〇〇、畝百五十町、田百五十丁、船舶二百五十艘

アルト云フ、小邑デアツテ、市街等ハ漁港ノ常トシテ狹隘不潔アルガ、町ガ海岸ニ二千坪ノ埋立工事ヲ行ヒ、住宅地ヲ造ラネバナラヌ程人口ガ増加シテ来タ、瀬溝ハ即チ虫明ノ一部落デアツテ、山一重越セハ直チニ眼下ニ見エル、其距離ハ一キロメートルニ過ギナイ、虫明町ハ長島ノ島胸重要ノ場所百三十町許払下ノ事ヲ願ヒ出テ、將ニ許可ニナラントシテ居ル様デアル、其外島腹部ニ於テ箇人ノ名目テ網干場ナル名目ニ於テ大正十九年迄借受ノ契約ヲ結ンテ居ル等、利権ハ大分複雑シテ居ルモノデアルカラ、充分ニ慎重ナル態度ヲ以テ臨マネバ其利権ノ回収ハ困難ナル様ニ見ラレル

#### 牛窓ト長島

牛窓ハ瀬戸内海中有名ナル港湾デアツタガ、海浅ク大船ノ停泊ニ適シナイ、今尼崎汽船会社ガ大阪・牛窓・土ノ庄・高松ノ定期航路ヲ経営シテ、大阪カラ牛窓迄十時間ヲ要スルノ事デアル、将来大阪カラ物資ヲ輸入スル時ハ、矢張此ノ航路ヲ利用スルコトニナルダロウ、又牛窓カラ岡山迄三時間ニシテ達スル定期発動船ガアル

#### 交通

曩ニ鹿久居島ノ所デ述タコトハ此処ニモ適用スルコトガ出来ル、併シドーデ海島ノ事業デアルカラ高松療養所所有船位カ

或ハ其以上ノ発動船ガ入用デアロウ、此レニヨリテ岡山カラデモ宇野カラデモ患者ノ収容ハ出来ルコトデアルカラ、必シモ和気片上線ニヨラヌデモヨイト考エル

#### 結論

長島ハ、鹿久居島ニ於ケル各種ノ欠点、例之眺望ノ困難ナルコト、土地ノ高低著シキコト、暗黒ナル歴史ヲ有スルコトニ比較スレハ、非常ノ差異ガアル、眺望ハ瀬戸ノ絶景ト呼ハレ、土地ハ起伏大ナラズ、歴史ハ伊木氏ノ旧領タリ、港湾ハ殆ンド理想的ニシテ、療養所トシテ申分ナク、大島療養所ニ比シテ恐ラク遜色ナキモ、只又目下交通ノ不便ナルコト、職員子弟ノ教養ニ不自由ナルコト等デアルカ、絶海孤島ニ比較スレハ此亦問題ニナラヌ事デアルカラ、政府ハ此際癩ノ為メ、此島ノ保管転換買収ニヨリ療養所ヲ建設セラレンコトヲ希望ス

#### 総括

鹿久居島及長島ハ、癩ノ為メニ取残サレタ天与ノ楽天地デアルガ、目下ノ急務先ツ長島ヲ買収シテ国立療養所ヲ建設スルガ最モヨイ、就中島胸部ニ第一石ヲ置キタカヨイト思フ



三 療養所の設立地について（光田稿）

（岡山市立中央図書館蔵光田文庫）

「癩療養所の設立地について」昭和初期）

各療養所ノ治療費・食費・雑用品ハ、一人一日平均廿錢乃至廿三錢ヲ出テズ、其他衣服・寢具・器具及管理費ヲ合シテ、一人一日平均四十五錢乃至七十錢ヲ要ス、管理費ノ如キハ人員ノ多キニ從テ節約セラル、カ故ニ、各療養所ニ於テ此ノ如キ高低ノ差ヲ生ス、而シテ明治四十二年開院以來、全国五ヶ所ニ於テ百四十万円（創立建築費二十九万円、設備費六万円、經常費七千人、一人一年百五十円ヲ要スルシテ百〇五万円）費ス、而シテ此巨費ヲ投シテ挙ケ得タル成績ハ、有形無形実ニ莫大ナルモノアルベシ、先ツ効益ヲ挙クレハ、此等患者カ社会ニアルヤ無為徒食乞丐事トシテ毫モ一利ヲ挙クルナシ、而シテ徒ラニ病毒ヲ散蔓スル<sup>〔漫〕</sup>ノミ、然ルニ病院ニ収容セラレテハ、身体ハ治療ニヨリテ強健トナリ、同病ノ看護・裁縫・洗滌・農業・修繕等、院内ニ於ケルアラユル雑役ニ従事シテ經費ヲ省クヲ得、農業ノ如キ土工ノ如キハ地域ノ狭隘ナルヲ慨クノ状態ニアリ、若シ広濶ナル原野ヲ与ヘテ開墾セシムルニ於テハ、此レヲ適當ナル農場ニ化スルハ難カラズトス、而シテ療養所ハ千有余ノ癩患者ヲ救済ノ目的ヲ達シタルノミニ

テハ、一般慈善事業ト異ナス、療養所ノ最大目的ハ癩予防ニアリ、予防令発布以來幾何ノ人カ癩ヲ免カレタルヤヲ計測スル事ハ頗ル困難ナリ、何トナレハ癩ノ絶対的數ハ未タ不明也、只タ徴兵検査ノトキ壮丁ニ癩ノ存スル比例ハ、其癩ノ消長ニ頗ル好標準ナリトセラル

年次	患者数	被検者千人ニ対シ	不合格者千人ニ対シ
三六	四二二	一・二九	二〇・八三
三七	四七九	一・二四	二二・二二
三八	五二六	一・三七	二三・五〇
三九	四三六	一・一六	一七・一三
四〇	四三三	一・一二	二一・二五
四一	四八三	一・一一	二〇・九一
平均	四六三	一・二一	二〇・九七

年次	患者数	被検者千人ニ対シ
四二	四四八	〇・九九
四三	四一一	〇・九〇
四四	三六六	〇・八〇
四五	三五一	〇・七〇
四六	三三三	〇・七〇
四七	三九八	〇・九〇
四八	二九二	〇・六〇
平均	三六八	〇・八三

癩予防法カ実施セラレル前六年、後七年ニ於テ、一年平均九十五人ノ壮丁ニ於ケル癩ノ減少デアル、此レヲ療養所ニ於テ調査シタル廿才前後ノ発病系数ニヨリ比例ヲ立ツルニ、千八百二十九人中二十才前ニ発病シタルモノハ五百四十三名ナルカ故ニ、四十一年前ニハ全国年々平均千五百六十人、四十二年発布以後ハ全国新患者千百九十二人ノ割合也、即千々三

百六十八人ハ癩ヲ免カレ、即チ七年間二千三百七十六人ノ、今仮リニハンゼン氏ノ論法ニ從ヒ一人一生社会ニ貢獻スル額ヲ二千五百円ト見積レハ、五百九十四万円ヲ国家カ益シタルモノニシテ、療養所ニ注入シタル金額ヲ差引クモ四百五十万円ノ益ヲ得タル勘定ナリ、之レハ西洋ノ現金主義ノ計算法ナレドモ、癩ヲ免カレ得セシメタル幸福ハ、実ニ二万億ノ金銭ニ換ヘ難キ人道上ノ偉大ナル功德ナリ、而シテ斯ノ如キ壯丁癩ノ減少カ、果シテ療養所ノ設立ニ因スル直接影響ナリヤト云フニ必ズシモ然ラズシテ、明治四十二年ノ四月ニ創立セラレタルモノハ、大阪・四国・九州療養所ニシテ、東京青森ノ如キハ十月頃ヨリ收容シ始メタルナレハ、其年ニ減少ニ影響スルトハ云フヘカラス、此中ニハ必ズヤ三十五、六年ノ交ヨリ有識者ノ叫トナリ、三十九年以後法律的宣言トナリ、世人漸ク遺伝病ニアラズシテ伝染病ナリト警戒ヲ始メシ為メ、多少罹患数ヲ減少セシメタルコトモアルベシ、兎角モ近来患者数ノ低減ハ癩予防法発布ノ直接間接影響ナリト思考スルヲ得ベキモ、此低下ノ原因タル病源ノ全ク撲滅セザル限り、交通ノ便ト共ニ再ヒ上昇スル事ナシトセズ、吾人ハ此ノ減少ハ隔離法ニヨリテ根本的予防撲滅ヲ期シ得ルノ黙示トシテ、一層努力セラレン事ヲ識者ニ望マザルヲ得ズ

#### 所謂根本的隔離法ノ必要

現今ノ如キ部分的隔離ニテモ幾分カ減少ノ傾向ナキニアラズト雖モ、此二人アリ巨万ノ富ヲ有シ不名誉ナル癩ニ罹リ、親籍朋友ニスラ忌ミ嫌ワル、状態ニアリト仮定セヨ、然ルニ或ル処良薬アリ、之レヲ服スレハヨク此病ヲ根治スベシト云ヘハ、其人全財産ヲ傾投シテモ服薬スルナルベシ、此レト同シク癩ハ日本ノ国家ニ取リテ不名誉ナル国民病ナリ、其不治ニシテ醜悪ナルコト結核・梅毒ニ勝ルモノアリ、出来ルナレハ一挙ニシテ此病毒ヲ撲滅スベキナリ、假令經濟上ノ關係ヨリ姑息ノ方法ヲ以テ一時ヲ糊塗スルモ、大都会ノ癩病患者ノ如キハ根本的撲滅法ヲ講スルニアラザレハ、蒼蠅ノ如ク群カリ来ル、彼等ノ浮浪ヲ以テ常習トナセルモノアリ、冬期寒威膚ヲ裂クノ候ニ至レバ潰瘍益甚タシク、乞丐ヲナスノ勇氣ヲ失ヒ、路頭ニ倒レテ療養所ニ入ルト雖モ、春暖漸ク催シ潰瘍治療ニヨリ治癒スルニ至テハ、再ヒ療養所ヲ逃走シテ乞丐ス、春秋彼岸池上ノ会式等ハ彼等モ最モ愉快ナル書キ入レ時ナリ、斯ノ如クシテ出入頻繁監視ノ手ヲ煩ハスモノ常ニ二百人ニ達シ、所在ノ木賃宿・墓地・火葬場ハ実ニ彼等カ巢窟ナリ。監視所ニ於テ彼等ヲ追ヒ靴ニテ蹴リ、若クハ消毒水ヲアピセルハ実ニ此徒ナリ、然レトモ田舎ヨリ父母兄弟ノ圧迫ニ堪エ

ス、金持チハ遊学ヲ名トシテ根津・千駄木等ニ下宿スルモノアリ、此等ハ経木・マツチ・楊枝・傘若クハ提灯等ノ内職ヲナシ、傍ラ治療ニ従事スルモノアリ、或ハ治療ノミヲナシテ優ニ何事モナサ、ルモノアリ、此等ノ数ノ幾何ナルヤ計リ知ルヘカラザルモノアリ、此等ハ仮リニ不問、貧困ナルモノニアリテハ田舎ニアリ、警察ニ懇願シ療養所ニ入院ヲ志願スルモ、数月数年ヲ待ツモ入院ノ許可ナキヲ以テ、東京ニ来リテ市中ヲ徘徊スレハ早く収容セラルモノト心得、各警察署ニテ<sup>〔虐〕</sup>逆待セラレテ消毒水ノ洗礼ニヨリテ追放セラレ、遂ニ横浜・横須賀等ヲ徘徊シテ、漸ク仮収容所ニ入り数月ノ後療養所ニ入り来ルモノアリ、此レ等曩ノ常習逃走者トハ選ヲ異ニシ、父母膝下ヲ辞シ野ニ寝テ山ニ臥□アラユル辛苦ヲ經、眞ニ身ニ沁シテ感シタルモノナリ、斯ノ如クニシテ幸ニ収容セラレタルモノハ比較的幸福ナレトモ、自宅ニアルモノニ至テハ骨肉ニサヘ唾棄セラレ、今日自殺センカ明日自殺センカトシテ、遂ニ自殺スル精神サヘモ遲鈍トナリ、煩悶ト苦痛ニ蟄居スルモノアリ、此レ等ハ消毒完全ナルヲ得ズ、家族及ヒ周圍ニ危険ヲ及ハズコト多大ニシテ、実ニ寒心スベキモノナリ、絶對隔離ハ国家トシテ防疫上必要ナルノミナラズ、患者自箇モ其設備ノ如何ニヨリテハ希望スルニ至ルベシ、蓋シ目下ノ

療養所ノ如キモ其出来ザル以前ニ於テハ、患者ハ監獄以上ノ思ヒヲ為シ居タルモ、入りテ各種ノ治療慰藉ノ加ヘラル、ニ於テ何人モ樂天地ノ思ヒヲ為シ、己往ノ辛酸ヲ追懷シ今日幸福ヲ難有ク感スルモノナリ、例之一旦心得違ヒニテ逃走シテ父母ノ家ニ至ルモ直チニ歸り来ルニヨリテモ知ルベシ、但シ前ニ述ベタル浮浪常習者ハ此限りニアラズ

患者ノ樂天地タル療養所ハ如何ナル所ナリヤ

目下ノ療養所ハ、手厚キ治療ニ於テ重病者ニハ至大ノ恩恵ナルモ、病氣ノ輕快シタルモノニアリテハ無聊ニ絶ヘズ、各種ノ職業ヲ熱望スルモ限りアリ、就中農業ノ如キハ素養アルモノ多ケレハ、米・麦・豆菽・蔬菜等ハ彼等ノ好シテ作ル処ナレトモ、如何セン土地ノ狹隘ナル漸ク蔬菜ヲ作ルノミニテ、彼等ノ主食物ヲ全然外部ヨリ買ヒ入レザルヘカラズ、故ニ新ニ療養所ヲ起サントスルニハ広闊ナル土地アルヲ要ス、實ニ彼等ハ疾病ノ為ニ手足ニ多少ノ故障アルニモセヨ、千人中三百人ノ重病者ヲ除クノ外ハ、七百人ハ四半人乃至半人前ノ作業ニ従事セシメ得ベケレハ、此病症ニ応シテ洗濯・裁縫・看護・掃除等ヨリ足袋・下駄・草靴製作ヲ授ケ、多クノ者ニハ農業ヲナサシムレハ、数十町歩ノ耕作モ為シ得ラレザルニアラズ、布哇「モロカイ」島ノ如キモ五千「エーカー」ノ地面

ヲ有シ、近來病院研究所ノ設備見ル可キモノアリ、住民ニハ各種ノ職業ヲ奨励シ居ルモ、農業ニ於テ地味饒餉ナル砂洲ニシテ水利ニ乏シキカ故ニ、住民ノ主食物タル「タロ」薯ノ如キハ僅カニ「ワイコール」ノ谿谷ニ耕作スルノミニシテ、食物ノ大部ハ他島ヨリ輸入シ来ルト云フ、若シ癩殖民地ノ実ヲ挙ケシメンニハ肥沃ナル原野ヲ与ヘテ農業ニ従事セシメ、此レヲ相当ノ代価ニ買上ケンカ、独り經濟タルノミナラズ、住民ノ無聊ヲ慰ムルニ益アリトス

#### 北地ヲ選ブヘキカ南地ヲ選フベキカ

人口ノ稠密ナル所ニハ広大ナル地面ヲ得ル事難シ、故ニ北海道ノ北見、樺太ノ原野ヲ以テ癩殖民地ニ充ツベシトノ説アリ、然レトモ寒氣ハ癩ニ対シテハ神經痛・潰瘍面ノ崩潰・火傷等ヲ發シ易ク、又精神ノ緊張シタル癩患者ニハ一層緊張シテ刺戟性トナスノ恐アリ、又經濟上ヨリ云フモ衣服・寢具及暖室等ニ尠カラザル費用ヲ増ス、又五月ヨリ冬籠ヲ出テ十月迄ニ冬籠ヲ成スノ用意ヲナシ、頗ル多忙ヲ極ムルノ夏期ニ引換ヘテ、長キ冬期ハ全ク無聊ニ苦マザル可カラズ、北地ニアリテハ健康者ハ兎モ角、癩患者ニアリテハ作業ニヨリテ其生活費ヲ償フ能ハサル也、加之南地ヨリスルモノハ喜ンテ嚴寒ノ地ニ向フモノニアラズ、故ニ強制的ニ隔離スルヲ要スルモ逃走

相次ギ、安シテ一生ヲ終ルモノナキニ至ラン

故ニ吾人ハ氣候温暖ナル南地ニ殖民地ヲ求メザルベカラズ、殊ニ逃走ヲ防クニハ島嶼ヲ最モ便利トス、然ルニ島嶼ハ住民饒多ニシテ土地ヲ狹隘ヲ感シ、墳墓ノ地ハ生活ノ極メテ容易ニシテ、彼ノ伊豆七島ノ如キ清水欠亡為メ漸ク天水ニヨリ飲料水ヲ弁スルカ如キ不便ナル土地ト雖モ、島民ハ癩患者ヲ移住セムルニ於テハ苦情百出スルニ至ルベシ、故ニ官有島ニシテ住民ノ新ニ移住シタル者ナルカ、若クハ尠ナキカ、若クハ無人島ナルモノヲ選ハサルベカラズ

左ニ掲グルモノハ此約束ニ適スルモノナリ

- (一) 小笠原弟島、周圍四里二十一丁、官有地三十九町六反、民有地六町六反、戸数十三戸、人口五十四人
- (二) 小笠原群島硫黃島、周圍五里二十九丁、官有地千六百八十八町歩、民有地二百〇八町、戸数百〇一戸、人口五百九十人
- (三) 小笠原兄島、周圍五里三十四町、官有地八百二十六町七反、無人島
- (四) 岡山県児島郡六口島、面積八十八町五反六畝、戸数六戸、人口三十六人
- (五) 岡山県邑久郡長島、面積三百八十三町、戸数十戸、人

口八十五人

(六) 岡山県和氣郡鹿久居島、面積二百八十三町、無人

(七) 広島県豊田郡生野島、面積百十町、戸数二戸、人口十

三人

(八) 山口県都濃郡仙島、十七町五反、戸数二戸、人口

(九) 山口県都濃郡黒髪島、三百三十四町三反、住民無シ

(十) 五島列島ノ沖男島周囲五里、女島周囲三里、無人島

(十一) 琉球八重山群島ノ沖西表島、周囲三十里、戸数三百

〇三戸、人口千百四十一人、島中各種ノ「マラリヤ」

流行シ人口漸減ス

以上ノ諸島ハ其面積ノ大部分官有地ニシテ、住民モ又割合ニ稀少ナルカ、或ハ新移住民ナルヲ以テ、此レニ相当ノ立チ退キ料ヲ分与スルニ於テハ、敢テ他ノ島民ノ如ク困難ニアラズト思考ス

大島殖民地的療養所ヲ可トスベキカ小島分立的療養

所ヲ可トスベキカ

上来述ヘタルカ如ク、吾人ハ可成大島殖民地的療養所ヲ一島内ニ設立スルヲ希望ス、蓋シ小島分立ハ徒ラニ管理費ヲ増加シ、且ツ交通運搬ノ費用尠ナカラズシテ公共的設備ヲ充実スルコト能ハズ、故ニ吾人ハ已ムヲ得ザル場合ノ外小療養所ヲ

作ルヲ欲セズ、上記ノ列島ノ中西表島ヲ除クノ外ハ、大概千

以下ノ患者ヲ容ル、ニ足ルト雖モ、大殖民地トシテハ遺憾多シ、故ニ吾人ハ西表島ノ全部ヲ癩療養所ニ充テシムヲ希望ス

西表島

西表島ノ位置スル北緯二十四度二十分、東緯百二十三度四十分ニ位シ、八重郡ニ属ス、其大サ壹岐ヨリモ稍大ニ隱岐ヨリモ稍小ナリ、島内峯巒重疊シ濶葉樹林鬱葱トシテ未開地多ク、土地ハ大部分第三紀層ヨリ成リ、沿岸一小局部珊瑚礁ノ所アリ、島内河川濶大ニシテ其流レ緩ク舟楫ヲ通スル事数里ニ及ブモノアリ、西海岸ニハ所々ニ炭鉱アリ、薄層ナレトモ質不良ナラズ、地味到ル処ニ豊饒ニシテ米穀ノ如キ年二度ノ収穫アリ、近海漁獲尠ナカラス、氣候ハ温暖ニシテ内地ノ冬季ヲ欠如シ、台湾ノ台中ト殆ント同温度ニアリ、人口漸ク千六百余人ニシテ増殖ノ見込ナシ、而シテ最近十年間ニ於テ仲間・高那・上原ノ三ヶ村ハ廃村ニ帰セリト云フ、斯ノ如ク人口減少ノ大原因ハ此他ニ重症「マラリヤ」アリテ、幼時ヨリ再三再四感染シテ治療ノ時期ヲ失シ、遂ニ慢性「マラリヤ」ト化シ漸次ニ衰弱シ、脾臓ノ腫大ノ如キハ一村悉ク此レヲ証明シ得ベシト云フ、然レトモ住民一般ニ愚昧ニシテ此レヲ治愈センコトヲ希ハス、沖繩県庁ノ如キハ此レカ撲滅駆除ノ策

トシテ塩規無料配布ノ制度ヲ行フモ、此レヲ服スレハ耳鳴・食欲ノ不進等ノ症状アルヲ以テ、之レヲ内服スルコトヲ肯シセス、夜間林中ニ露臥シテ蚊ニ病毒ヲ伝搬シテ憚カラズ、斯ノ如クシテ全島悉ク此猛毒ニ感染シ、上記ノ如ク自滅スルノ已ムナキニ至レリ、近来ニ至リ土地ノ所有権ハ二乃至四哩ヲ隔リタル珊瑚礁的離島地ニ移リ、此各島ノ民ハ土地狹隘ナルヲ以テ西表島ニ出稼スルニ刳舟ニ乗シ至リ、耕作ヲ終ル迄夜間ハ山林ニ露臥シテ帰ルモノ漸ク多キヲ加ヘタリ、然レトモ此珊瑚礁的離島ニハ古来媒介蚊ノ生息スルモノナシト見ヘ、比較的健康地ト見做シ得ベシト雖モ、又西表島ニ出入スルカ故ニ已ニ病毒携帯者ニシテ、蚊ヲ感染セシムルニ於テ以前ノ土着民ト異ナラズ、故ニ今ニ於テモ病毒ハ濃厚ナリト云フ

(中川恒次郎談)

然レハトテ此大島ヲ放棄スルハ国家ノ為メ頗ル不利益ナリ、思フニ熱帯地ハ欧米ノ強國盛ニ移民シ極力其土地ニ服合センコトニ汲々タリ、就中「マラリヤ」ハ如何ニシテ此レヲ征服スベキヤ頗ル重大ナル問題ナリ、近ク台湾ノ如キハ征台當時ニアリテハ悪疫猖獗ヲ極メシカ、今日ニ於テハ然ラズ、此レ蓋シ努力奮闘ノ結果ナリ、沖縄県ノ如キハ塩規ヲ無料配布スルカ如キ、又努力多トスルニ足ルト雖モ、無智ナル住民ニ強

制的ニ此レヲ内服セシメ強制的ニ検血シ、強制的ニ露臥ヲ禁シ、土地ノ乾燥事業ノ如キ、森林伐採ノ如キ、家屋ノ改良、蚊帳ノ設備、医師ノ配置ノ如キ、住民ノ衛生智識普及ノ如キ、未タ充分ノ努力的規則及設備ノアルヲ聞カズ、只タ絶海ノ孤島人口稀薄如何トモ致シ難キ口実ノ下ニ放棄シテ顧ミラレズ、以テ今日ニ至レルモノト愚考ス

以上「マラリヤ」予防的設備ノ懸案ニシテ、癩ノ予防離隔ト何等ノ關係スル所ナシト雖モ、若シ此島ニ癩殖民地ニ充ツルトセハ癩患者ノ危険ハ、北地ノ嚴寒ノ比ニアラズト云フベシ、然レトモ如何ニ本島ガ「マラリヤ」危険区域ナリト雖モ、周密ナル防蚊的設備ヲ施シ、常ニ医師ノ嚴重ナル監督ヲ為シ得ンニハ、其効果ハ歴々トシ掌ヲ指スカ如キモノアラン、蓋シ癩療養所若クハ殖民地ニアリテ常ニ衛生的設備ヲ具備スルヲ必要条件トスルカ故ニ、恐ラクハ危険大ナラザルヘシ、之ニ反シテ他ノ營利的事業ニアリテハ、經費ノ為メニ衛生的設備ヲ具スルコトナリ、時間的勤務ヲ制限シ能ハザル事アリ、癩殖民地ニアリテハ離隔療養カ主ニシテ其他ノ事業ハ任意的也、而カモ防蚊的作業ニ集中シ数年此ノ目的ヲ貫徹セシメンニハ、本島ノ開發ニ向ツテハ最モ適任者ニアラズヤト思ハル只タ顧慮スベキハ、癩患者ガ悦ンテ斯ノ如キ危険地ニ就クベ

キヤ、蓋シ患者ハ骨肉ニサヘ忌ミ厭ハレ天地ニ容ル処ナキ境  
遇ニアル者多く、死モ辞スル所ニアラズ

故ニ茲ニ樂天地アリ、彼等カ開拓ニヨリテ國家ノ甚大ナル利  
益アルヲ自覺セバ、彼等ノ多クハ喜ンテ之レニ趣クベシ、國  
家ハ宜シク移住希望者ヲ選ンデ、先ヅ此レヲ移シ、此レニ対  
シテ療養ノ資ヲ与フルノミナラズ、労働者ニ対シテハ相当ナ  
ル日給ヲ与へ、内地療養所ニ於ケルヨリモ利益多カラシメン  
ニハ、内地療養所内ノ患者へ続々トシテ此島殖民地ニ移住ス  
ル希望スルニ至ルベシ

全国五ヶ所ノ療養所ハ此レヲ存置スベキヤ

全国五ヶ所ノ療養所ハ存置拡張シテ、一ハ重病者ヲ容ル、ニ  
充テ、依然トシテ五区ノ療養区域ヨリスル患者ヲ一時收容シ、  
年数回ヲ期シテ島ニ送ルベキ患者ヲ選定シテ、一定ノ運送船  
ニ拘シテ癩殖民地ニ送ルベキ也、神戸ヨリ八重山ニ至ル普通  
客船賃十一円ハ要ス、此ハ無用ノ費用ナルカ如キモ、数回逃  
走シテ各方面ニ及ホズ手数費用ニ比スレハ、敢テ高価ナルニ  
非ラズト思考ス

其他宗教家ノ關係スル病院等ハ如何ニスベキヤ

宗教家ノ癩病院ハ充分補助ヲ与ヘテ之レヲ奨励スベク、草津  
等ノ温泉場モ改良ヲ加ヘテ、癩患者ヲ一所ニ離隔シ充分ナル

設備ヲナスベシ、又大学ノ如キモ研究科トシテ患者ヲ收容ス  
ルノ設備ヲナスベシ

要之癩患者ノ全部ヲモ場合ニヨリテハ悉ク收容スルニ足ルベ  
キ殖民地ヲ予定シ置キ、漸次癩予防法ヲ勵行スベシ、今日ニ  
於テハ收容スベキ場所無クシテ蒼蠅ヲ払フカ如キ愚ヲ繰返ス  
ハ識者ノ取ラザル所ナリ

#### 四 長島の土地買収

(愛生図書室蔵 昭和2年)

長島土地買収に関する報告書

光田健輔

拜啓 十月十九日東京出発、廿日岡山着、早川警察部長宅  
に参りしに、部長は昨日より管内巡視との事にて、余儀なく  
廿一日朝知事官邸に岸本知事を訪問し、本省の命令を申上た  
るに、出張先なる早川部長を高梁より招致し、尚根岸衛生課  
長をも会同し、虫明を所轄する牛窓警察署長丸井氏を招致し、  
虫明に於ける最近の人事・情報及長島の地主の各人物等を精  
査するを命令せられ、廿一・廿二・廿三日を費して案なり、  
廿四日午後丸井署長情報齋らす。

二十五日、丸井署長に会し、此夜西大寺神崎を経て牛窓町

魚方に宿泊す。二十六日朝九時、牛窓警察署に於て裳掛村東原村長と会見、初めて長島買収の事を発表す。此日東原村長を伴ひ長島の東端楯崎を巡りて虫明に着す。夜村会議員及漁業組合長等村の有志者十六人を招致し、長島買収の事を発表す。退役納中佐は漁業組合長として初め反対の強硬態度を持したるも次第に了解す。其他の有志は国家が断乎として療養所を建設するを反対するものなし。二十七日午後水産試験場長・漁業組合理事十五人と会見し、消毒充分なるを以て漁業に差支なき事を話す。此日朝より木尾より藪池・梅井立を経て舟越・日出を視察す。二十八日、漁業組合長納氏二人の理事と共に左の希望条項を提出す。

(1) 日出以東を患者区域となし、以西には患者の出入を禁ずる事

(答) 舟越方面には中間地帯として絶対的に患者の出入を禁ずる能はざるも可成散歩を少からしむる事、又内白間等の地勢を利用して病家を建設するを以て、日出以東と限るべからざる事。

(2) 仁井良田を以て患者住宅地となすべき事

(答) 千人にもなれば仁井良田方面に延長すべきも、今日の処にては患者監視を必要とする故に俄かに貴意に

副い難し。一体設計は大呈衛生局長の決裁によりて決定すべきものにして一箇の所長には如何ともすべからざる事に属す。

(3) 船越其他の沿岸に寄港を許されたし

(答) 別に弊害を認めざれば、在来の如く差支へなしと思ふ

(4) 魚干場・地引網・壺網を撤回せしむるときは、相当の賠償を与へられたき事

(答) 予算は余裕なきも、撤回の必要あるものは幾分賠償する事あるべし

(5) 下草刈取は、従来官林に於ても秋期許可せられありたり。

国有林移管の場合、特に虫明村に優先権を認められたし

(答) 移管の事は未定に属するも、若し移管せられたる上は、差支なき限り従来の様にと取計らうであらう。

(6) 鯛干場撤回の場合に於ては乾燥器設備費に対し応分の補助あらん事を。

(答) 先日来虫明の干鯛は主要産物なり、此れか舟越に於て大部分処理せられるとの事なり。併し此によりて蠅の発生を促かすとの事なれば、患者の治療上及癩子防上禁すべき事なれば、他に移管の際乾燥器の設備に



対しては幾分の補助を為すことに尽力すべし

先日有志者会見の節、漁業組合の希望条件の解決を待ちて土地買収に応ずべしとの事なりしが、以上の答弁には安心を与らるるを主眼となしたるが故に漁業問題は一段落となり、二十八日夜、村役場楼上に地主六十名を招致して、長島買収の目的は癩の慢性伝染病にして隔離によりて日本より癩を撲滅せざるべからざる国家的事業なる事、此に賛同するは国家に忠なる所以を繰返し、土地買収に対しては誠意を以て応ぜられたしと申したるに、彼等は種々質問の末、遂に価格評定の委員を選定し、実地に就て土地の等級を定める事となりたり。二十八日は仁井良田を視察したり。

二十九日朝牛窓に行き、三十日日曜、大島療養所を視察す。三十一日、西大寺税務署に行き、松崎氏は長島の地図及長島の土地台帳を写す。十一月一日、牛窓にて地価の決定を待つ。情報なし。二日、岡山に行く。此日地価概算出来、岡山にて東原村長・丸川署長・根岸衛生課長・早川、知事邸に会す。其の額三万七千円、三万円に査定する事を協議す。木尾の一部を脱す。岡山より虫明に行き、三日、松崎氏は終日地盛設計をなす。地盛丈でも七万五千円を要すると云ふ。

三日午後、虫明より牛窓に至る自動車に於て長島国立療養

所設立の風評頗りなり。前日来委員は地価修正に徹夜せしに、虫明に於ては査定すべき地価は却つて四万壱千円を突破す。

四日雨、朝牛窓より岡山県庁に行く。午後一時警察部長宅にて会見す。東原氏は地主会議の為、助役県庁に出張、四万壱千円案を提示す。此日知事は衛生課長に時日遷延に就て詰責す。早川警察部長は自ら虫明に開かれたる地主会に臨み、決議の促進を計る。自動車二台に分乗して午後四時虫明着。一場の懇談を為し、中山館に待つ。地主は再び委員を選んで地価三万七千四百円・地上保安林樹価壱千円を通価す。午前三時なり。此夜徹宵凝議、遂に委員地主に代りて内務大臣宛木尾・藪池以東民有地全部の買収に應ずる承諾書を提出す。

## 五 長島の撰択

(愛生編集部蔵『愛生』創刊号 昭和6年)

長島の撰択

長島愛生園長 光田健輔

長島が国立癩療養所の建設適地として撰択せらるるまで長い年月を要した。私の手帳には大正三年国有林無人島として記されてあつた。

大正六年八月、保健調査会委員をして国立の敷地を探すべ

き内命を受けた当時、瀬戸内海は勿論のこと、沖縄から台湾にまで適地を探して歩いた。私は数万の癩に対し寒地より暖地を選ぶがよい、而して安住の地は琉球の果ての西表島であると復命した。同島は気候四時温暖、相当の広袤を有し、ヒリッピンのクリオン島にも劣らぬ適地であると思ふたからである。然るに賢明なる政府の当局は余り絶海の孤島で、交通運輸に不便なるのみならず、今日の処マラリヤの流行地であるから、米国政府が其属領地の癩民を駆つて絶対隔離を断行する様に、日本の癩患者を容易く移送する事が出来るか疑はしい。それよりか瀬戸内海か知らぬ火内海に適当な島が選ぶがよい、という意見を先の潮次官及衛生局の諸官が懐かれた。而して欧洲戦争は終了して、財界は日増に不景気になり、癩の積極的隔離も不可能となつた。大正八年、保健衛生調査会の壱万人隔離を必要とする意見は割引せられ、先づ大正十年より大正十九年迄十年間に五千人迄拡張收容する案が実行せらるゝ事になつた。其間四千五百人は既設五ヶ所に、一ヶ所は五百人の收容力を有する国立療養所を新設する事になつた。大正十四年頃大阪療養所移転拡張反対の議論は、端なくも国立療養所促進の導火線となつた。昭和二年国立癩療養所の予算が可決せられ、山田衛生局長は瀬戸内海の一島を撰択

するべく私に内命せられた。

私は瀬戸内海以外にも候補島を提案したけれども断乎として拒絶せられた。其理由は海路長き所は冬期海上險悪となり、交通杜絶するの恐れがあるからである。私は途中大阪府庁に中川知事の指図を仰ぎ、荻野技師と同行して瀬戸内海の各島を縦横に探索したが、大正三年私の手帳に無人島、併し明治初年頃西端数戸の人家出来と記載せられた長島、大正六年時の衛生局長にして保健衛生調査会を創立せられた中川望局長の内命を受け、島々調査の際此の長島の船越に上陸して以来、十一年間夢寐も忘れる事の出来なかつた此の長島の船越が、幸に山田衛生局長閣下の鑑識に叶ひ、遂に茲に国立療養所建設の決定を見るに至つた。内閣は民政党より政友会に變つた。けれども鈴木内相は長島の建設には非常に熱心であつた。時の岡山県知事岸本正雄閣下、早川警察部長、横山（泰蔵）県会議長、根岸衛生課長、（故）丸川牛窓署長は土地の買収、輿論の指導に非常に尽力された。又地元としては故東原村長・坂本村長及村の有志が、国家のために一身の毀誉を忘れ尽力せられた事は忘れ難い所であつた。昭和二年は民有地の買収に暮れ、昭和三年測量、地均、建築に至る迄松崎技師の親切なる設計監督により、昭和五年十一月二十日開院式を上

る前日、安達内相閣下が多忙中漸く閑を盗んで長島を視察せられ、其第一印象として吁々楽土楽土と嘆賞せられた事は、長き努力を重ねられた諸官の勞に酬ひられて余りある事であつたらう。其後赤木衛生局長、高野予防課長等の癩の予防に熱心なる有司が、全島を隈なく視察せられて満足せられた事も私の肝銘する処であつた。

私の始め考へた絶海の遠島が、瀬戸内海の風致島に變つた事は実に我が仁慈なる政府の伝統であつて、近年比島のクリオンの患者達が可成郷土の近かい処に於て療養したいと云ふ希望を入れ、全群島五ヶ所に小療養所を作つた事を思ひ合すれば、長島と云い、大島と云い、政府の仁慈なる方針と先見の明とに敬服せざるを得ない。

## 2 長島愛生園の開園と諸規程

### 六 長島愛生園の概要

(愛生園蔵『昭和六年年報』昭和6年)

#### 第一、概説

##### 一、沿革

大正八年三月三十一日施行せる全国一斉調査の結果に依れ

ば、我国に於ける癩患者は、総数一万六千二百六十一人にして、その中療養の途を有せず、特に救護の必要を認むるもの約一万人あるを知れり。然るに當時に於ける患者収容力は、公私療養所を通じて猶漸く二千人に充たず。多数の患者は社会の擯斥裏に不十分なる医養に甘んずるの外なく、国民健康上将又人道上看過するを許さざるの状態を現出しつゝ、ありき。

茲に於て政府は保健衛生調査会をして調査審議せしめたる結果、その決議に基き患者一万人収容に要する設備を講ずるの必要を認めたるも、之が実施に関しては、財政上の点を考慮して差当りその半数五千人の患者を収容するが為大正十年度以降十箇年間に亘り、全国五箇所の聯合道府県立癩療養所を拡張して、四千五百人の収容定員とすると共に、新たに患者五百人を容る、国立癩療養所を設置するの計画を樹てたり。

而して国立癩療養所の創設は、第五十二回帝国議会の協賛を経て、昭和二年度以降三ヶ年継続事業として、差当り患者四百人を収容に要する予算を計上し、昭和二年十月岡山県邑久郡裳掛村長島を選定して、之が用地に充て、昭和三年一月工を起し、爾来日子を費すこと二年十箇月、国帑を投ずる所壹百九万八千八百八拾四円、昭和五年十一月竣工を告げたり。

而して長島の地たるや岡山市を距る東方七里半<sup>九里</sup>、裳掛村虫

明と一衣帯水を隔てたる島嶼にして、全島面積三百八十八丁歩、西端に民家十数戸ありと雖も、療養所の敷地とは、山林を以て隔絶し、相互に影響するところあるなく、氣候温和にして能く患者の療養に適す。

今敷地の決定より昭和六年末に至る期間に於ける重要な事項を記せば左の如し。

- 一、昭和二年十一月勅令第三百八号を以て国立癩療養所官制發布せらる（医官一人、書記一人）
  - 一、同日第一区府県立全生病院長にして地方技師たる光田健輔、国立癩療養所医官に兼任国立癩療養所長に補せらる
  - 一、同年十月十四日内務属奥村盈次、同松本重太郎及同四谷義行国立癩療養所書記に兼任せらる
  - 一、同年十一月十日長島内に於ける井上松次外九十八人及村社八幡宮、興善寺並等覚寺所有地八万式百五拾壹坪を買収す
    - 一、昭和三年一月十九日島内地均工事に着手す。以下本園建設工事の施工は主として内務技師松崎留吉之に当り、現場の監督は内務技手大島義男之に従事せり
    - 一、同年三月二十五日患者面会所一棟落成
    - 一、同年七月三日中島旭国立癩療養所書記に任ぜらる
- 一、同年七月十日片山半次外一名の所有地壹千五百四拾壹坪を、島外皇子谷官舎敷地として買収す
  - 一、同年七月二十六日国立癩療養所の建設は、土地収用法に依り土地を収用することを得る旨内務大臣より公告せらる
  - 一、同年七月二十八日農林省告示第二百十六号を以て、長島内保安林の内八拾七丁式反四畝参歩の保安林を解除せらる
  - 一、同年九月十日島外皇子谷官舎起工
    - 一、同年九月十一日農林省より国有林式拾六万壹千五拾壹坪の管理替を受く
    - 一、同年十月十三日勅令二四一号を以て、国立癩療養所官制改正書記専任二人となる
    - 一、同年十一月二十七日島内服部和一郎所有地五千四百六拾五坪を買収す
      - 一、同年十二月一日島内裳掛村有地壹千七拾壹坪を買収す
      - 一、同年十二月一日野村鎌磨国立癩療養所書記に任ぜらる
      - 一、昭和四年一月十九日島外官舎及附属建物二十五棟竣工
      - 一、同年七月十八日島内工事地鎮祭執行
      - 一、同年十一月十五日島内建物工事起工
      - 一、昭和五年一月二十五日重病舎外四十三棟竣工
      - 一、同年一月二十七日邑久郡豊原村所在の民有地六百拾式坪

を水道水源地として買収す

一、同年三月二十八日島外虫明所在の民有地四百坪を、水道送水路線敷地として松本繁春外十八名より買収す

一、同年三月三十一日内務属藤根井実国立癩療養所書記に任ぜらる

一、同年五月三十日本館外八棟竣工

一、同年六月二十四日書記中島旭依願免官

一、同年八月十日水源地官舎外二棟竣工

一、同年十一月十日接合井上家一棟竣工

一、同年十一月十五日夫婦舎共同浴室一棟竣工

一、同年十一月十八日安達内務大臣現状視察

一、同日自動車々庫一棟竣工

一、同年十一月二十日開所式を行ふ、斎藤内務政務次官外多数の列席者あり

一、同年十二月十五日医局薬局外二十五棟竣工

一、同年十二月二十五日瓦斯室一棟竣工

一、同年十二月二十六日書記藤根井実依願免官

一、昭和六年一月九日内務省訓令第一号を以て国立癩療養所長職務規程を定めらる

一、同年一月二十一日内務省告示第十一号を以て国立癩療養

所分課規程告示せらる

一、同年一月二十六日水道敷設工事竣工す。本工事は主として内務技師河口協介之に当り、現場監督は内務技手大西浅市之に従事せり

一、同年二月二十三日勅令第十一号を以て国立癩療養所官制改正、医官専任三人、事務官専任一人、書記官専任四人、調剤手専任二人、看護長看護婦長専任二人となる

一、同年三月三日内務省告示第二十九号を以て、岡山県邑久郡裳掛村に設置せる国立癩療養所の名称を長島愛生園と定めらる

一、同年三月十六日兼任医官光田健輔は本官地方技師を免ぜられ、専任医官となり長島愛生園長を命ぜらる

一、同日警視庁属古溝勇吉及山田清成の両名は国立癩療養所書記に、尾垣正雄は国立癩療養所調剤手に、青山守次は国立癩療養所看護長に任用せらる

一、同年三月十九日書記野村鎌磨死亡

一、同年三月二十五日内務属兼防疫官補国立癩療養所書記四谷義行は国立癩療養所事務官に、第一区府県立全生病院医員林文雄及田尻敢は国立癩療養所医官に任せらる

一、同日医官林文雄は医務課長を、事務官四谷義行は庶務課

長を命ぜらる

一、同日女患者浴室一棟竣工

一、同年三月二十七日日本園第一回の收容患者として、第一区府県立全生病院よりの移送患者八拾壹名及途中に之と合せる患者四名を併せ合計八拾五名の患者を收容す

一、同年三月三十日各建物渡廊下及消防器具置場外一棟竣工

一、同年三月三十一日岡山県警部中沢二一国立癩療養所書記に任ぜらる

一、同年四月六日農林省告示第八十一号を以て、長島内保安林の内八反式拾七歩の保安林を解除せらる（水道送水路線敷地たる保安林の解除なり）

一、同年四月十八日本園の別働隊たる長島愛生園慰安会組織せらる

一、同年六月二十四日本工作業場一棟竣工

一、同年五月二十二日勅令第八九号を以て、国立癩療養所官制改正医官専任四人となる

一、同年八月一日財団法人癩予防協会の事業にして、未感染児童保護の目的に依る愛生保育所園内に開設せられ未感染児童九名收容せらる

一、同年八月五日收容定員四百名を突破す

一、同年八月二十九日漬物倉庫一棟竣工

一、同年九月二十五日勅令第二五〇号を以て、国立癩療養所官制改正され医官専任五人、調剤手専任一人となる

一、同年十一月十日畏くも 皇太后殿下より本園收容患者に對し金參千円を下賜せらる一同優渥なる聖恩に感泣す

一、同年十二月一日宮内省木下総務課長一行来園視察あり

一、同日井上謙国立癩療養所書記に任ぜらる

二、敷地

敷地面積 参拾五万式百九拾四坪

内 訳

二六一、〇五一坪 農林省より管理替（島内）

八六、六九〇坪 民有地買取（島内）

一、五四二坪 同（島内官舎敷地）

一、〇一二坪 同（水源地及送水線路敷地）

三、建物

建物総棟数 一一九棟

（鉄筋 一三三）  
（木造 一〇六）

同 延坪数 三、二七八、八三七五

（鉄筋 八二六、三五五）  
（木造 二、四五二、四八二五）

以上の内訳左の如し。

長島愛生園建物一覽表

名称	構造	造	坪数	竣工年月日	備考
患者面会所	木造平家建		一九、五〇〇坪	昭和三年三月二十五日	
島外医官々舎	同		三三、〇八三	昭和四年一月十九日	
同	同	二棟	三三、〇八三		
島外判任官々舎	同		三九、五〇〇		一戸一九坪七五〇
同	同	三棟	五八、八七五		一戸一九坪六二五
同	同	三棟	八七、五〇〇		一戸一二坪
共同浴室	同	十四棟	七、五〇〇		七戸建、七五〇、五〇二棟
重離病舎	同		二三八、七五〇	昭和五年一月二十五日	
隔離病舎	同		四五、六六〇		
患者住宅	同	十六棟	八七八、〇九七		
所長官舎	同		四九、二五〇		
事務官々舎	同		三三、〇八三		
島内医官々舎	同	三棟	九六、〇四〇		
同	同		一九、六二五		
同	同	二棟	七五、〇〇〇		
同	同		二五、〇〇〇		
看護婦官舎	同		五五、二五〇		
食堂兼娛樂所	同		二五、四二三		
食堂附属倉庫及渡廊下	同		一〇、〇〇〇		
共同浴場	同		一〇、五〇〇		
物置	同	十四棟	一五、五〇〇		
本館	鉄筋コンクリート造二階建 一部平家建		一一四、〇七九	年 五月三十日	
取容室	鉄筋コンクリート造平家建及木造建		六二、四二七		
本館附属小使室及洗面所	木造平家建		一三、〇〇〇		
監禁室及謹慎室	鉄筋コンクリート平家建		二六、六二四		

名称	構造	造	坪数	竣工年月日	備考
消毒室	同		三一、五〇〇坪		
汽缶場	同		六五、六〇〇		
炊事場	同		四〇、八二六		
作業場	同		三〇、〇〇〇		
患者浴室及繃帯交換所	同		四五、一二五		
水源池官舎	木造平家建		二六、五〇〇	年 八月十日	二戸建
同	同		一四、〇〇〇		
同	同		三、〇〇〇		
同	同		三、〇〇〇		
接合井上家	同		九三〇	年 十一月十日	
夫婦舎共同浴室	同		三、〇〇〇		
自動車々庫	鉄筋コンクリート造		一七、六三〇	年 十一月十五日	
医局薬局	一部地下室 平家建		八八、一三〇	年 十二月十五日	当初建築坪数一五坪二〇〇、六坪十月十日建増二坪四二
試験室	同		八〇、〇〇〇		
治療室	同		一三三、五〇〇		
解剖室	木造平家建		八、〇〇〇		
礼拝堂	一部二階建		一四九、五〇〇		
事務分館	二階建		五七、五四一		
雑用倉庫	平家建		二〇、〇〇〇		
寝具被服倉庫	同		二八、〇〇〇		
火葬場	同		一六、〇〇〇		
動物小屋及標本置場	同		七、〇〇〇		
動物飼育舎	同		四、五〇〇		
共同便所	三棟		一三、九九〇		
裁縫室	同		一九、五〇〇		
売店	同		一九、七五〇		
門衛所	同		八、〇〇〇		
監視所	三棟		一一、〇〇〇		
機関士宿直室	同		四、二五〇		
食糧品倉庫	一部地下室 平家建		三四、〇〇〇		
本館倉庫	同		三七、五〇〇		
職員浴室	鉄筋コンクリート造 平家建		三四、五五〇		

園長(所長)	光田健輔	書記	古溝勇吉
事務官	四谷義行	同	中沢二一
医官	林文雄	同	山田清成
同	田尻敢	同	井上謙
書記(兼)	奥村盈次	調剤手	尾垣正雄
同(兼)	松本重太郎	看護長	青山守次
雇員及傭人 (五〇人)			
雇	五	水道士	二
司厨長	一	自動車運転士	一

四、職員 (二〇人)  
官制ニ依ル職員

名称	構造	坪数	竣工年月日	備考
洗濯室	同	四〇〇〇坪	同	
受電小屋	鉄骨造平家建	三、〇〇〇坪	同	
瓦斯室	同	三、〇〇〇坪	昭和六年十二月二十五日	
女患者浴場	木造平家建	二二、七五〇坪	昭和六年三月二十五日	
各建物渡廊下	同	八二、一六六坪	三月三十日	
消防器具置場	同	四、五〇〇坪	同	
木炭小屋	同	八、〇〇〇坪	同	
木工作业場	同	一五、〇〇〇坪	同年六月二十四日	
漬物倉庫	同	八、〇〇〇坪	八月二十九日	
計		一千二百七十九坪	三千二百七十八坪八三七五強	

調剤助手	一	司厨士	五
指導員	五	機関助手	三
看護士	四	消毒士	二
看護婦	八	大工職	一
機関士	一	裁縫婦	二
電気士	一	給仕	一
営繕士	一	小使	二
船長	一	雑役夫	三

五、收容定員及現在收容人員

当初本園の收容定員は五百名の予定なりし処、国庫財政の都合に依り差当り四百名と決定せられたり。

建築其の他の設備成り開所式を挙行したるは昭和五年十一月二十日なりしも、実際に患者の收容を開始したるは昭和六年三月二十七日なりき。即ち此の日始めて東京府下東村山所在第一区府県立全生病院より移送せる患者八十一名及途中之と合せる患者四名、合計八十五名の患者の收容を見たり。

爾後日毎に收容者の数を増し、收容開始後僅に四ヶ月余にして、八月五日遂に定員を突破し一時四百七十名の患者数に達したることありしも、昭和六年十二月三十一日現在に於ては四百五十三名となれり。(内訳男三五四、女九九)



七 「庶務関係例規」目次

(愛生園蔵「庶務関係例規」昭和5〜9年、以下四九まで同じ)

(表紙)

自昭和五年	至同 九年	庶務関係例規
永年		長島愛生園

- 一 癩療養所患者懲戒檢束規程ニ関スル件
  - 二 国立療養所長職務規程ニ関スル件
  - 三 国立療養所分課規程ニ関スル件
  - 四 国立療養所ノ名称ニ関スル件
  - 五 国立療養所官制ニ関スル件
  - 六 長島愛生園庶務細則制定ノ件
  - 七 長島愛生園事務分掌規程制定ノ件
  - 八 事務打合会執行ノ件
  - 九 傭人職名制定ノ件
  - 一〇 作業日誌ニ関スル件
  - 一一 入園者作業心得制定ノ件
  - 一二 通常服ニ関スル件
- 
- 一三 入園者心得制定ノ件
  - 一四 入園者作業心得中改正ノ件
  - 一五 舎長規定制定ノ件
  - 一六 傭人職名追加ノ件
  - 一七 送汽時間ニ関スル件
  - 一八 作業指導ニ関スル件
  - 一九 少年舎新設ノ件
  - 二〇 癩予防法改正法律施行ニ関スル件
  - 二一 伝染病患者通知方依頼ノ件
  - 二二 入園者住宅ニ関スル件
  - 二三 事務分掌規程廃止ノ件
  - 号外 愛生園坂道名称審査ノ件
  - 二四 鳩舎不自由室ニ関スル件
  - 二五 傭人職名中追加ノ件
  - 二六 入園者作業心得中改正ノ件
  - 二七 船舶航行時刻制定ノ件
  - 二八 死体解剖ニ関スル件(内務次官)
  - 二九 入園者作業心得改正ノ件
  - 三〇 傭人職名追加ノ件
  - 三一 国立癩療養所収容患者異動日報ニ関スル件(衛生局長)

- 三二 愛生青年団組織ノ件
- 三三 愛生丸乗船ノ件
- 三四 舎長規定中改正ノ件
- 三五 愛生丸運転時刻改正ノ件
- 三六 作業日誌ノ廃止ニ関スル件
- 三七 愛生丸運転時刻中改正ノ件
- 三八 作業従事者進退準則制定ノ件
- 三九 看護補助団規約制定ノ件
- 四〇 船舶航行時間改正ニ関スル件
- 四一 舎長規定中改正ノ件
- 四二 入園者総代ニ関スル件
- 四三 曙教会ニ関スル件
- 四四 路ノ芽会ニ関スル件
- 四五 風雅会ニ関スル件
- 四六 長島短歌会ニ関スル件
- 四七 船舶航行時間改正ノ件
- 四八 癩患者収容ニ関スル件（衛生局長）
- 四九 舎長規定中改正ノ件
- 五〇 精神病者ニ付添ヲ付スル件
- 五一 来客ノ場合ニ於ケル注意事項
- 五二 青年団宣誓制定ノ件
- 五三 愛生青年団則施行細則制定ノ件
- 五四 同 細則中改正ノ件
- 五五 十坪住宅ノ呼称ニ関スル件
- 五六 部長及班長ノ認識章制定ノ件
- 五七 松茸採取禁止区域並養殖区域ニ関スル件
- 五八 真宗同朋会々則ニ関スル件
- 五九 船舶航行時間改正ノ件
- 六〇 小住宅名称ニ関スル件
- 六一 宣誓文変更ニ関スル件
- 六二 青年団綱領制定ニ関スル件
- 六三 小住宅ノ区分ニ関スル件
- 六四 大師講々則ニ関スル件
- 六五 小住宅ノ名称ニ関スル件
- 六六 執務時間ニ関スル件
- 六七 船舶航行時間改正ノ件
- 六八 新病室ノ名称ニ関スル件（水星）
- 六九 小住宅区分ニ関スル件
- 七〇 執務時間ニ関スル件
- 七一 船舶航行時間改正ノ件

- 七二 官庁刊行図書目録ニ関スル件
- 七三 焼失区域ノ名称ニ関スル件(光ヶ丘)
- 七四 小住宅名称ニ関スル件
- 七五 小住宅ノ区分ニ関スル件
- 七六 小住宅ノ名称ニ関スル件
- 七七 小住宅ノ区分ニ関スル件
- 七八 執務時間ニ関スル件
- 七九 船舶航行時間改正ノ件
- 八〇 青年団則施行細則中改正ノ件
- 八一 日唱会組織ニ関スル件
- 八二 執務時間ニ関スル件
- 八三 船舶航行時間改正ノ件
- 号外 警察監獄職員ヨリ文官ニ転シタル者ノ  
恩賜取扱方ニ関スル件(内務大臣秘書官)
- 八四 小住宅ノ所属ニ関スル件
- 八五 農芸部組織変更ニ関スル件
- 八六 愛生少年団設立ニ関スル件
- 八七 宣誓及掟ニ関スル件(少年団)
- 八八 公職従事者慰労方法ノ件
- 八九 宮中喪中国旗ノ掲揚及諸式等ノ件(秘書官)
- 九〇 愛生青年団則中改正ノ件
- 九一 月例記念式ノ為印刷物発行ノ件
- 九二 癩療養所統計年報ニ関スル件(衛生局長)
- 九三 入園者作業心得中改正ノ件
- 九四 同 件
- 九五 収容照会ニ対スル回答文ニ関スル件
- 九六 執務時間ニ関スル件
- 九七 船舶航行時間改正ノ件
- 九八 愛生学園ニ関スル件
- 九九 曙教会々則中改正ノ件
- 一〇〇 作業事務所事務規程制定ノ件
- 一〇一 愛生音楽団規約制定ノ件
- 一〇二 長島詩謡会公認ニ関スル件
- 一〇三 長島童謡会組織ニ関スル件
- 一〇四 舎長規定中改正ノ件
- 一〇五 作業時間ニ関スル件
- 一〇六 執務時間ニ関スル件
- 一〇七 船舶航行時間改正ノ件
- 一〇八 執務時間ニ関スル件
- 一〇九 船舶航行時間改正ノ件

- 一〇 入園者作業心得改正ノ件
- 一一 営林係ニ関スル件
- 一二 執務時間ニ関スル件
- 一三 船舶航行時間ニ関スル件
- 一四 病舎使用区分ニ関スル件
- 一五 小住宅ノ区分ニ関スル件

〔収発番号欄略、備考欄は（ ）で示した〕

#### 八 癪療養所患者懲戒検束規程に関する件

(昭和6年)

##### 国第四〇号

昭和五年十二月二十日

国立癪療養所長印

内務大臣 安達謙蔵殿

患者懲戒検束規程認可申請ニ関スル件

当所収容患者ニ対スル懲戒検束ノ規程、別紙之通相定度候ニ付、御認可相成度及申請候

国立癪療養所患者懲戒検束規程

第一条 国立癪療養所長ノ入所患者ニ対スル懲戒又ハ検束ハ

左ノ各号ニ依ル

- 一、 譴責 叱責ヲ加ヘ誠意改悛ヲ誓ハシム
- 二、 謹慎 三十日以内指定ノ室ニ静居セシメ、一般患者トノ交通ヲ禁ズ
- 三、 減食 七日以内主食及副食物ニ付、常食量二分ノ一迄ヲ減給ス
- 四、 監禁 三十日以内監禁室ニ拘置ス
- 五、 謹慎及減食 第二号及第三号ヲ併科ス
- 六、 監禁及減食 第四号及第三号ヲ併科ス

監禁ハ、前項第四号ノ規定ニ拘ラズ、特ニ必要ト認ムルトキハ其ノ期間ヲ二箇月迄延長スルコトヲ得

第二条 入所患者左ノ各号ノ一ニ該当スル行為ヲ致シタルト

キハ、譴責又ハ謹慎ニ処ス

一、 所内ニ植栽セル草木ヲ傷害シタルトキ

二、 家屋其ノ他ノ建造物又ハ備品ヲ毀損シ若ハ汚流シ

タルトキ

三、 貸与ノ衣類其ノ他ノ物品ヲ毀損、投棄若ハ隠匿シ

又ハ所外ヘ搬出シタルトキ

四、 人ヲ誑惑セシムベキ流言・浮説又ハ虚報ヲ為シタルトキ

五、喧嘩口論ヲ為シタルトキ

六、其ノ他所内ノ静謐ヲ紊シタルトキ

第三条 入所患者左ノ各号ノ一ニ該当スル行為ヲ為シタルト

キハ、謹慎若ハ減食ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

一、濫リニ戸外ニ出デ、又ハ所定ノ地域ニ立入りタルトキ

二、風紀ヲ紊シ、又ハ猥褻ノ行為ヲ為シ、若ハ媒合シ

テ之ヲ為サシメタルトキ

三、職員ノ指揮命令ニ服従セザルトキ

四、金錢又ハ物品ヲ以テ博戯又ハ賭事ヲ為シタルトキ

五、懲戒又ハ檢束ノ執行ヲ妨害シタルトキ

第四条 入所患者左ノ各号ノ一ニ該当スル行為ヲ為シタルト

キハ、減食若ハ監禁ニ処シ又ハ併科ス

一、逃走シ又ハ逃走セムトシタルトキ

二、職員其ノ他ノ者ニ対シ暴行若ハ脅迫ヲ加ヘ、又ハ

加ヘムトシタルトキ

三、其ノ他所内ノ安寧秩序ヲ害シ、又ハ害セムトシタルトキ

ルトキ

第五条 一個ノ行為ニシテ、前三条中二以上ノ規定ニ該当ス

ルトキハ、情状ニ依リ其ノ何レカーノ規定ニ依ル処分

ヲ為スコトヲ得

第六条 懲戒又ハ檢束ニ処セラレタル者、其ノ執行ヲ終リ又

ハ執行ノ免除アリタル後、再ビ第二条又ハ第三条ノ規

定ニ該当スル行為ヲ為シタルトキハ、第二条又ハ第三

条ノ規定ニ拘ラズ第四条ノ規定ニ依ル処分ヲ為スコトヲ得

第七条 二人以上共同シテ第二条・第三条又ハ第四条ノ規定

ニ該当スル行為ヲ為シタル者ハ、其ノ行為ニ付同一ノ

責ニ任ズ

人ヲ教唆シテ第二条・第三条又ハ第四条ノ規定ニ該当

スル行為ヲ為サシメタル者ハ実行者ニ準ズ、教唆者ヲ

教唆シタル者亦同ジ

第二条・第三条又ハ第四条ノ規定ニ該当スル行為ノ実

行者ノ行為ヲ幫助シタル者、及之ニ対シ教唆ヲ為シタル

者ハ実行者ニ準ズ、但シ其ノ処分ハ之ヲ減輕ス

第八条 第二条・第三条又ハ第四条ノ規定ニ拘ラズ、行為ノ

情状憫諒スベキモノハ酌量シテ懲戒又ハ檢束ヲ減輕又

ハ免除スルコトヲ得

第九条 懲戒又ハ檢束ハ宣告ノ上執行ス

第二条・第三条又ハ第四条ノ規定ニ該当スル行為ヲ為

シタル者逃走シタルトキハ、其ノ懲戒又ハ檢束ハ欠席ノ儘宣言シ、其執行ハ收容後之ヲ行フ、但シ他ノ療養所ニ收容セラレタルトキハ之ヲ当該療養所ノ長ニ委託スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於イテ宣告ノ時ヨリ一年ヲ経タルトキハ其ノ執行ヲ免除ス

懲戒又ハ檢束ノ執行中逃走シタル者ニ対シテハ、前二項ノ規定ヲ準用ス

第十条 懲戒又ハ檢束ニ処セラレタル者改悛ノ状著シキトキ

ハ、其ノ懲戒又ハ檢束ノ執行ヲ免除スルコトヲ得

第十一条 左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ハ、懲戒又ハ檢束ノ執行ヲ免除又ハ停止スルコトヲ得

一、大祭祝日、一月一日、一月二日、十二月三十一日及療養所ノ祝祭日、並懲戒又ハ檢束ニ処セラレタル者ノ父母ノ祭日

二、懲戒又ハ檢束ニ処セラレタル者、其ノ父母ノ計ニ接シタルトキ

三、懲戒又ハ檢束ニ処セラレタル者ノ療養上必要アリト認メタルトキ

前項第二号ノ場合ニ於イテハ、其ノ停止ノ期間ハ之ヲ

三日マデ延長スルコトヲ得

昭和五年十二月二十三日起案

要再回 主査 予防課長 印

衛生局長 印

大臣 次官 印

文書課長 印

審査委員 印 印 印

国立癩療養所患者懲戒檢束規程ニ関スル件

標記規程国立癩療養所長ヨリ別紙之通認可申請、右之査閱スルニ適正ト認メラレ候ニ付、左案ノ通認可指令相成可然哉  
案

国立癩療養所

昭和五年十二月二十日付国第四〇号申請、其ノ癩療養所患者

懲戒檢束規程ノ件認可ス

年月日

内務大臣

内務省五国衛第一号

国立癩療養所

昭和五年十二月二十日付国第四〇号申請、其ノ癩療養所患者  
懲戒檢束規程ノ件認可ス

昭和六年一月三十日

内務大臣 安達謙蔵印

九 国立療養所の名称制定

(昭和6年)

要再回 主査予防課長〔自署〕

衛生局長〔自署〕 文書課長〔自署〕

大臣 謙 次官〔自署〕 會計課長〔自署〕

政務次官〔自署〕 参与官〔自署〕

国立癩療養所長 了

国立癩療養所ノ名称ニ関スル件

岡山県邑久郡裳掛村ニ設置セル国立癩療養所ノ名称ヲ、左ノ

通御決定相成可然哉

記

長島愛生園

- 新生園 共愛園 安生園 昭華園 昭恵園 潮光園
- 楽生園 昭光園 長島楽生園 暁光園

- 長島共楽園 聖光病院 共楽園 曙療園 迎曙園
- 中央療養所 光明園 明生園 長島共愛園 長島愛楽園

.....

衛生局長〔自署〕予防課長〔自署〕文書課長 了 要再回

国立癩療養所ノ名称ニ関スル件

案

内務省告示第二十九号

岡山県邑久郡裳掛村ニ設置セル国立癩療養所ノ名称、左ノ通

定ム

昭和六年三月三日

内務大臣

長島愛生園

一〇 入園者作業心得

(昭和6年)

昭和六年六月九日

園長〔自署〕 庶務課長印 事業係長印 主任印

医務課長印 庶務課長印

入園者作業心得制定ノ件伺

入園者作業心得別紙ノ通り制定相成可然哉

達第六号要旨

一、既ニ実行サレツ、アル園内作業ニ統制ヲ与へ、ヨリヨキ実績ヲ挙ゲン事ヲ期ス

一、園内作業ニ必要ナル各種物品ノ管理ニ万遺漏ナキヲ期ス

入園者作業心得案

第一条 入園者ハ、其ノ病症ノ程度及性能ニ応ジ適宜園内作業ニ従事スルコトヲ得

業ニ従事スルコトヲ得

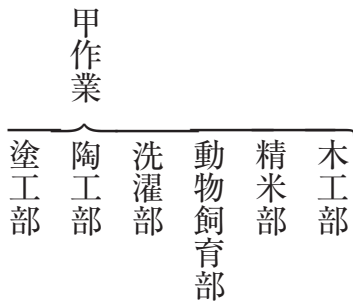
第二条 作業時間ハ、特殊ノ作業ヲ除クノ外午前八時ヨリ午後四時迄トス、但シ、時宜ニ依リ之ヲ変更又ハ伸縮スルコトヲ得

ルコトヲ得

第三条 作業ニ従事セル者ニ対シテハ、別ニ定ムル規定ニ従

ヒ慰勞金ヲ支給ス

第四条 園内作業ノ種別左ノ如シ



食料品製造部

看護部

ミシン裁縫部

金工部

治療手伝部

理髪部

土木部

裁縫部

購売部

農芸部

図書部

衛生部

事務部

第五条 園内作業ノ進捗及聯絡ヲ図ル為メ、作業者総代一名・作業主任若干名ヲ置ク

第六条 作業者総代及作業主任ハ園長之ヲ命免ス

第七条 作業者総代ハ職員ノ指揮ヲ承ケ作業全般ノ聯絡統一

ニ任シ、且一ヶ月一回以上各部所属ノ機械器具類ノ点

檢ヲ為シ、其ノ結果ヲ事務分館主任ニ報告スルモノト

ス



第八条 作業主任ハ職員又ハ作業者総代ノ指揮ヲ承ケ、其ノ

部ノ作業ノ企画・進行ニ任シ、所属器具物品ノ保管ノ責ニ任ス

第九条 事務部主任ハ毎日ノ作業予定表及毎旬間ノ作業成績

表ヲ作成シ作業者総代ヲ經テ事務分館ニ提出スルモノトス

第十条 作業ニ従事セル者ニ対シテハ作業券ヲ交付ス

第十一条 作業券ハ左ノ三種トス

甲作業 白色

乙作業 青色

丙作業 赤色

第十二条 事務部主任ハ、作業ニ従事セル者ニ対シ、其ノ作

業ニ該当スル作業券ヲ半日ニ付一枚ノ割合ヲ以テ交付スルモノトス

第十三条 事務部主任ハ、毎月十日・二十日・月末ノ三回ニ

亘リ作業券ヲ回収スルモノトス、此ノ場合ハ作業ノ種類毎ニ作業者ノ氏名及日数ヲ作業調書ニ記載スルモノ

トス

第十四条 作業券ハ、正当ノ理由アルニアラサレバ再交付セ

ズ

第十五条 園内ニ作業事務所ヲ設置ス

第十六条 作業者総代及主任ハ、必要ニ応シ作業事務所ニ集合シ作業ノ打合ヲ為スモノトス

一一 入園者心得

〔朱書〕

「至急」 昭和六年六月三十日

主査中沢書記

園長<sup>①</sup> 庶務課長<sup>①</sup> 医務課長<sup>①</sup>

事業係長<sup>①</sup> 庶務係長<sup>①</sup> 医務係長<sup>①</sup>

薬剤係長<sup>①</sup> 看護長<sup>①</sup>

入園者心得制定之件

当園入園者心得、別紙之通制定相成可然哉

達第七号

入園者心得

本園入園者ハ左ノ各号ヲ遵守スベシ

一、博愛仁慈ノ精神ニ基キ、各人相親和シ相互扶助ノ觀念ヲ養フコト

一、礼儀ヲ重シ、謙讓ノ美德ヲ發揮スルコト

一、人ニ接スルニハ誠実ヲ旨トシ事ニ臨ミテハ勤勉ナルコト

一、職員ノ命令ニ服従スルコト

(昭和6年)

- 一、言語ニ注意シ品行ヲ慎ムコト
- 一、男女濫リニ交通セザルコト
- 一、濫リニ所外ニ出デ、又ハ所定ノ地域外ニ立入ラザルコト
- 一、博戯若ハ賭事又ハ之ニ類スル行為ヲ為サザルコト
- 一、規律ヲ嚴ニシ、寢食ハ所定ノ時間ヲ勵行スルコト
- 一、居室ノ内外ノ清潔ニ努メ、「ガーゼ」・繃帯・襪襦・紙屑類ハ所定ノ容器以外ニ投棄セザルコト
- 一、火氣ニ注意シ火災ヲ起サザルコト
- 一、袒裼裸体トナリ、其ノ他不体裁ノ行為ヲ慎ムコト
- 一、貸与品及給与品ハ努メテ大切ニ取扱ヒ、亡失・破損・汚穢又ハ濫費セザル様注意スルコト
- 一、自己ノ所有タルト否ヲ問ハズ、濫リニ金品ノ貸借ヲ為サザルコト
- 一、同居者ニシテ起居不自由ナルモノニ対シテハ、懇切ニ之ガ介補ヲ為スコト
- 一、濫リニ丹毒疥癬室ニ出入セサルコト
- 一、其ノ他常ニ品性ノ陶冶、人格ノ向上ニ努メ、本園ノ平和ヲ確保シ、其ノ發展ヲ期スルコト

## 一二 舎長規定

(昭和6年)

昭和六年七月十四日

園長〔自署〕 庶務課長(印) 事業係長(印) 主任

医務課長(印) 医務係長(印)

舎長規定制定ノ件伺

舎長規定別紙ノ通制定相成可然哉

### 達第九号

第一条 各舎ニ舎長一名ヲ置ク

第二条 園長ハ、各舎ニ付入園者ヲシテ三名ノ舎長候補者ヲ

選挙セシメ、其ノ中ヨリ舎長ヲ指名ス、但シ少年舎及

少女舎ノ舎長ハ選挙ヲ經ルコトナクシテ之ヲ指名ス

第三条 必要アル場合ニ於テハ舎長代理ヲ置クコトヲ得、舎

長代理ハ園長之ヲ指名ス

第四条 舎長ノ任期左ノ如シ、但シ其ノ期間ノ中途ニ於テ舎

長ニ指名セラレタルモノノ任期ハ、指名ノ日ヨリ其ノ

属スル期間ノ最終日マデトス

一、一月一日ヨリ六月三十日迄

二、七月一日ヨリ十二月三十一日迄

第五条 舎長ハ、任期満了後ト雖後任者ノ指名アルマデハ、

仍其職務ヲ行フモノトス

第六条 舎長病氣其ノ他ノ事故ニ依リ其ノ任ニ堪エザルコト

一月以上ニ亘リタルトキ、又ハ園規ニ違反スル行為ア

リタルトキハ、園長ハ其ノ任ヲ罷免スルコトヲ得

第七条 舎長ニシテ其ノ任期中退園若ハ死亡シ、又ハ罷免セ

ラレタルモノアルトキハ、園長ハ第二条ニ依リ之ガ補

闕ヲ行フ

第八条 前条ノ補闕ニ依ル舎長ノ任期ハ、前任者ノ残任期間

トス

第九条 舎長ハ舎員ヲ代表ス

第十条 舎長ハ、舎員ノ指導統制及保佐ニ任ズ

第十一条 舎長ハ、舎内ニ必要ナル物品ノ請求・交付及保管

ヲ為ス

第十二条 舎長ハ、毎月一回以上職員列席ノ下ニ舎長会ヲ開

キ、園内ニ於ケル重要ナル事項ニ付協議ヲ為スベシ

第十三条 舎長会ニ顧問若干名ヲ置クコトヲ得

顧問ハ園長之ヲ指名ス

第十四条 顧問ハ舎長会ニ出席シテ意見ヲ開陳スルコトヲ得

第十五条 舎長会ノ議事ハ、之ヲ記録シテ保存スルモノトス

附 則

第十六条 本規定ハ、昭和六年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 一三 少年舎新設

(昭和6年)

昭和六年七月二十八日

園長 ㊟

庶務課長 ㊟

事務係長 ㊟

主任 ㊟

医務課長 ㊟

医務係長 ㊟

少年舎新設ノ件伺

今般カナリヤ舎ニ於ケル図書室・娯楽室・作業室ヲ左記ノ通  
移転相成、新夕ニ少年舎ヲ開設相成可然哉

記

一、図書室ハ礼拝堂内患者控室へ移転ス

一、娯楽室(ピンポン)ハ礼拝堂内患者舞台へ移転ス

一、娯楽室(ラヂオ)ハ当分其ノ儘トシ他日カナリア舎全

部ヲ少年舎ト為シタルトキ適當場所へ移転ス

一、ミシン及繃帯巻作業ハ裁縫室ニ移転ス

尚、少年舎ハ別表ノ如クニ御座候

但シ、当分ノ内十二歳以上十八歳以下ノ者ノミトシ、カナ

リヤ舎ノ内二室ダケ開クコト(一号室及二号室)

三号室及四号室ハ、当分ミシン裁縫及包帯巻作業ノ作業場

トス

昭和六年七月二十八日現在

入園者青少年者調書

事務分館

青少年者調書

大正元年生	二十歳	I・M	〔以下八名略〕
大正二年生	十九歳	D・T	〔以下四名略〕
大正三年生	十八歳	F・M	〔以下六名略〕
大正四年生	十七歳	N・A	〔以下二名略〕
大正六年生	十五歳	O・R	〔以下二名略〕
大正七年生	十四歳	K・T	
大正九年生	十二歳	K・K	
大正十三年生	八歳	N・H	
大正十四年生	七歳	K・S	
大正十五年生	六歳	S・T	

N・H、K・S、S・T、共にカナリヤに入れた方がよいと思ひます。S・Tは兄がゐるし、N・H、K・Sはもうなれてゐるから舎長が世話する事も楽だと思ひます。 田尻

一四 愛生園坂道名称募集

(昭和6年)

愛生園には長短緩急様々な坂道があります。それに適當の名称を付けることは、最も便利でもあり又意義あること、も思はれます。就ては、左記坂道にどんな名を付けたらよいか、奮て応募せられるやう希望します。審査の結果選に入つたものには薄謝を呈します。

昭和六年八月十一日

長島愛生園

.....

愛生園坂道名称審査ノ件

兼テ懸賞募集中ノ園内坂道名称、別紙之通応募有之候ニ付、何レヲ採用スベキカ左記余白ニ付御記入御返戻相成度

昭和六年九月十日決裁済

・分館失名子ノ命名ヲ採用可然

園長 分館

〔案表略〕

.....

愛生園坂路命名懸賞応募

「命名」

失名子

- 一、配水池坂道 (ヒゲレ) (日暮坂)
  - 二、本館前坂道 (アイセイ) (愛生坂)
  - 三、治療室前より海岸道路に通ずる坂道 (ハマ) (浜の松坂)
  - 四、機関場前より海岸道路に通ずる坂道 (チドリ) (千鳥坂) (有明坂)
  - 五、機関場前より礼拝堂に通ずる坂道 (オトナシ) (音無坂)
  - 六、事ム分館前より炊事場に通ずる坂道 (モミシ) (紅葉坂)
  - 七、右坂道途中分岐点より入園者住宅に通ずる坂道 (カネ) (鐘ヶ坂)
  - 八、入園者男子浴場より入園者住宅に通ずる坂道 (タケ) (竹の坂)
  - 九、日出よりニイラ田に通ずる坂道 (ヒノデ) (日出坂)
  - 十、売店より木星に通ずる坂道 (ツ、ジ) (躑躅坂)
  - 十一、治療室より収容所に通ずる坂道 (ミカエリ) (見返坂)
  - 十二、監禁場より火葬場に通ずる坂道 (シケレ) (時雨坂)
- 一五 船舶航行時刻の制定 (昭和6年カ)

園長(印) 庶務課長(印) 医務課長(印)

愛生丸定期運転時刻制定之件  
達第一六号

庁中一般

愛生丸定期運転時刻、別紙ノ通之ヲ定ム  
臨時運転ノ必要アル場合ハ庶務課係へ申出ヘシ

年 月 日

園 長

愛生丸定期発着時刻表

虫明着	伊々良 (良々)	日出	越船		日出	伊々良	虫明発	港 船
			発	着				
八・五〇 午前			八・二五 午前	八・一〇 午前			七・四五 午前	3
				九・二五 午前			九・〇〇 午前	3
	一〇・〇〇	九・四五 午前	九・三〇 午前			一〇・二〇 午前		2
				一〇・三五		一〇・二〇 午前		2
〇・四五 后			※午后 〇・一五					3
二・四〇			二・一五	一・一〇 午后			※午后 〇・四五	3
				三・二〇	三・一〇	三・〇〇	※午后 二・四五	3
	三・四〇		三・三〇 午后					2
				四・一〇	四・〇〇	三・四五 午后		2
四・四〇			四・一五 午后					3
五・四〇			五・一五	五・一〇			四・四五 午后	3

一六 死体解剖に関する規程

(昭和4〜6年)

昭和四年八月廿八日

中条北部保養院長殿

四谷内務属

拜復 七月九日付北発第五七三号ヲ以テ御照会有之候死体解剖ノ件、左ノ通御回答申上候

記

一、療養所長ニ対シ死体解剖ニ関スル権限附与ノ件

本件ハ尚相当研究ヲ要スベキ問題ト思考ス、仍テ次回ノ所長會議ノ議題トシテ正式提案相ナリテハ如何

二、二十四時間以内ニ於ケル死体解剖ノ件

死体ヲ二十四時間以内ニ於テ解剖シ得ルガ如クスルガ為ニハ、現行県令ノ改正ニ依リ其ノ途必スシモナキニ非ザルベキモ、本件ハ明治十七年太政官布達第二十五号墓地及埋葬取締規則第三条ニ依ル規定（二十四時間以内ニ於ケル死体埋葬又ハ火葬ノ禁止）ト其ノ軌ヲ一ニスルモノニシテ、之ガ趣意ハ蘇生ノ場合ナキニ非サルヲ慮リタルニ出デタルモノト思考セラル、伝染病予防法第十一条第二項ニ於テ此ノ例外ヲ認メタルハ、病毒伝播ノ危険甚大且急速ナルニ鑑ミタルニ外ナラザルベシ、癩ノ場合ヲモ急性伝染病ト同一ニ取扱フハ穩当ナラザル哉ニ思考ス

.....

昭和六年五月参日起案

昭和〃年〃月〃日施行

園長 了 庶務課長〔自署〕 事業係長 庶務係長

案

第号

昭和 年 月 日

四谷事務官

内務省衛生局

龜山事務官宛

拜啓 愈々御清祥之段奉慶賀候、陳者癩療養所ニ於ケル屍体解剖ノ件ニ関シテハ、從來所長會議等ニ於テ屢々問題ト相成来候処、御承知ノ如ク警察犯処罰令第三条第一号六ノ許可ナクシテ、人ノ死屍又ハ死体ヲ解剖シ又ハ之レカ保存ヲ為シタル者ハ、二十円未滿ノ科料ニ処スル旨規定有之候得共、国立癩療養所ハ内務大臣ノ管理ニ属シ、癩患者ノ救護及療養ニ関スルコトヲ掌ル（国立癩療養所官制第一条）行政機関ニ有之、而シテ癩ノ死体解剖ハ癩ノ病理ヲ研究シ其治療効果促進ノ資ニ供スルニ在リ、即チ癩患者ノ療養ニ関スル事項ノ一部ト称エルヲ得ベク、然ル上ハ国立癩療養所ニ於ケル癩死体ノ解剖ハ、国立癩療養所官制ナル勅令ニ於テ認メラレタル当然ノ職能ノ一タリト謂フベク、且療養所医官ガ遺体解剖ニ従事スル

ハ、療養所管理者タル内務大臣ノ命ヲ承ケテ為スモノトシテ、  
個々ノ医師ガ独自ニ之ヲ為スモノニアラズト認メ得ルヲ以  
テ、旁々前記警察犯処罰令第二条ノ適用外ニ在ルモノ、如ク  
思考セラレ候得共、右様解釈差支ナキヤ御回示相煩度、因ニ  
岡山県令ニハ死体解剖ニ関スル規定無之候

.....

昭和六年五月二十六日起案

昭和六年五月二十七日施行

園長〔自署〕 庶務課長〔印〕 主任〔印〕 係長

内務大臣へ申請

案

第四十四号

昭和六年五月廿七日

園長

宛

死体解剖ニ関スル件

死体解剖ニ関シテハ、明治二十一年九月二十四日文部省告示  
第十号及明治三十二年五月二十二日内務省告示第六十四号ニ  
依リ、帝国大学・文部省直轄高等中学校医学部・伝染病研究  
所・永楽病院ニ於テ解剖聞届ノコトニ相成居候処、国立癩療

養所ニ於テモ癩ノ死体解剖ヲ為シ得ル途ヲ講セラル、ニ於テ  
ハ、之ガ病理研究上稗補スル所不少モノ可有之被存候条 爾  
今癩死体ノ解剖聴許可相成旨告示発布相成度申請候也

.....

内務省発衛第一三八号

昭和六年十一月三十日

内務次官〔印〕

長島愛生園長殿

死体解剖ニ関スル件

五月二十七日附長庶發第四四号ヲ以テ申請ニ係ル標記ノ件、  
貴園入所ノ癩患者ノ死体ニシテ、本人又ハ其ノ親族ヨリ死体  
解剖ノ承諾若ハ願出アリタルモノニ対シテハ解剖相成差支無  
之、依命及通牒候

一七 愛生青年团组织

(昭和7年)

昭和七年二月十六日

園長〔自署〕 庶務課長〔印〕 医務課長〔印〕

愛生青年团组织ノ件

別紙団則ノ通愛生青年団ヲ組織シ、二月二十日本園開園記念

式ヲトシ發会式挙行相成可然哉

達第六号

愛生青年団々則

第一条 本団ハ愛生青年団ト称ス

第二条 本団ハ、長島愛生園職員及入園者中、年齢四十歳以下ノ健康ナル男子ヲ以テ組織ス、但シ、年齢四十歳以上ノ

者ト雖モ、団長ニ於テ適當ト認メタルトキハ団員タルコト

ヲ得

第三条 本団ハ、奉仕・謝恩・向上ノ精神ニ基キ、長島愛生

園ノ平和ヲ確保シ、其ノ拡充整備ニ必要ナル各種施設ノ企

画及促進ヲ図ルヲ以テ目的トス

第四条 前条ノ目的ヲ達成スル為、左ノ事業ヲ行フ

一、団員相互ノ親睦及修養

二、火災其ノ他ノ災害ノ防止

三、衛生・風紀、其ノ他ノ秩序ノ維持

四、其ノ他必要ト認ムル事項

第五条 本団ニ左ノ三部ヲ置ク

一 修養部

二 消防部

三 自警部

第六条 本団ニ左ノ役員ヲ置ク

団 長 一名

副団長 二名

幹 事 若干名

部 長 三名

第七条 団長ニハ長島愛生園長ヲ推戴ス

副団長ハ庶務課長及医務課長ヲ以テ之ニ充ツ

幹事及部長ハ団員中ヨリ団長之ヲ指名ス

第八条 団長ハ団務ヲ総理シ本団ヲ代表ス

副団長ハ団長ヲ補佐シ、団長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代

理ス

幹事ハ団長ノ諮問ニ応ジ重要事項ヲ審議ス

部長ハ各所属部員ノ指揮統制ニ任ズ

附則

第九条 本団ノ団章ハVVVヲ以テ其ノ標トス

一八 作業従事者進退準則

昭和七年五月五日

園長(印) 庶務課長(印) 医務課長(印) 主任(印)

(昭和7年)



## 作業従事者進退準則制定ニ関スル件

入園者作業従事者ノ転業防止ト作業被服貸与資格認定ノ必要上、作業従事者進退準則別紙ノ通制定相成可然哉

而シテ、右ノ決裁ヲ得候上ハ、舎長及作業主任会議ヲ開キ、内示ノ上施行相成可然哉、併伺上候

達第一二号

## 作業従事者進退準則

一、作業従事者ヲ正部員及臨時部員ノ二種ニ区分ス

二、現ニ作業ニ従事シ其ノ所属作業ニ関スル技能ニ堪能ナル者ニシテ、作業主任者ニ於テ之ヲ正部員ト為スヲ至当ト認メタルモノアルトキハ、園長ノ許可ヲ受ケテ正部員名簿ニ登載スルモノトス

三、前項以外ノ作業従事者ハ之ヲ臨時部員トシテ、其ノ所属作業主任者ニ於テ之ヲ臨時部員名簿ニ登載シ園長ニ報告スルモノトス

四、正部員ニシテ転業セントスルモノアルトキハ、関係作業主任及作業者総代合議ノ上、園長ノ許可ヲ得テ之ガ承認ヲ為スモノトス

五、臨時部員ニシテ転業セントスルモノアルトキハ、関係作業主任及作業総代合議ノ上之ヲ決シ、其ノ承認ヲ為シタル

場合ニ於テハ直ニ其ノ旨ヲ園長ニ届出ヅルモノトス

六、前二項ノ手續ヲ履マズシテ転業シタル作業従事者ニ対シテハ、其ノ転ジタル作業ニ該当スル慰勞金ハ之ヲ支給セザルモノトス

## 一九 看護補助団規約

(昭和7年)

昭和七年七月十三日

園長(印) 庶務課長〔自署〕 主任(印)

看護補助団規約制定ノ件

看護部員ノ欠員補充方困難ナル現状ニ照シ、別記要項ニヨリ看護補助団ヲ結成セシメ、以テ看護部作業ノ円滑ヲ期セントス、但シ男子組ニ於テハ各舎長ニ於テ目下極力希望者ヲ勧誘シ居レバ、差当リ女子組ヲ結成致サシメ度、右許可相成可然哉

達第一三号

記

一、本団ハ看護部ニ於テ部員ノ欠員ヲ生ジタル場合、看護部作業主任ノ要求ニ応ジ直ニ之レガ補充ニ任ジ、以テ看護部作業ヲ円滑ナラシメントス

二、本団ハ舎長・作業主任・青年団員並本団ノ趣旨ニ賛助セ  
ル者ヲ以テ組織ス

三、本団ハ男子組・女子組ノ二組ニ分ツ

四、各組ニ常任幹事一名ヲ置キ、各舎長順次之ニ当ルモノト  
ス、其ノ任期ハ二ヶ月トス

五、常任幹事ハ、各組ニ属スベキ団員名簿ヲ作成シ、其ノ登

録順序ニ従ツテ其ノ任ニ就カシムルモノトス

六、第一項ノ補充期間ハ一人ニ付十五日以内トス

七、団員ノ選定ハ、舎長ノ内申ニ依リ詮考ノ上決スルモノト

ス

## 二〇 舎長規定の一部改正

(昭和7年)

昭和七年八月十日

園長<sup>①</sup> 庶務課長〔自署〕 医務課長<sup>②</sup> 主任<sup>③</sup>

舎長規定一部改正ノ件

舎長規定中一部左記ノ通改正相成可然哉

記

達第一五号

第十二条ノ次ニ左ノ各条ヲ加へ、昭和七年八月十五日ヨリ之

ヲ施行ス

第十二条ノ二 舎長会ハ、入園者総代及副総代各一名ヲ互選

ス

第十二条ノ三 入園者総代ハ、舎長会ヲ代表シ、其ノ連絡統  
制ニ任ズ

三

第十二条ノ四 入園者総代ハ、左ノ事項ヲ処理ス

一、舎長会ニ於イテ決定セル事項ノ実施ニ関スル連絡

統制及進捗

一、舎長会召集ノ要請

十、其他必要ト認ムル事項

四

第十二条ノ五 入園者副総代ハ総代ヲ補佐シ、総代事故アル

時ハ其ノ職務ヲ代理ス

五

第十二条ノ六 入園者総代及副総代ノ任期ハ、舎長ノ任期ニ

準ズ

## 二一 入園者総代の設置

(昭和7年)

昭和七年八月十日

園長<sup>①</sup> 庶務課長〔自署〕医務課長<sup>②</sup>主任<sup>③</sup>

入園者総代ニ関スル件

曩ニ舎長会顧問Y・Sヨリ、入園者一般選挙ニヨル入園者総代ノ設置方ヲ希望スル旨申出アリタリ、是ニ就テハ当時金曜会ニ於テモ公表シ、ソノ意見ヲ徴シタル結果、現任舎長ニ於テ極メテ短期間宛交替シテ入園者総代ノ職務ニ当ラシムル様セバ、其ノ要求ノ根拠タル事務的必要ヲ充足シ得ベシトノ事ニ決シ、其旨回答シタリ。右ニツイテ七月三十一日舎長作業主任連合打合会ヲ開キ、右ノ事項ヲ討議シタル結果、前記選出方法ニヨル入園者総代ニ満足セズ、改メテ八月二日ニ至リ舎長会顧問Y・S、鷗舎長I・Y、鶯舎長S・E、雉舎長M・O、石工部作業主任S・Iヨリ舎長及作業主任全員一致ノ意見トシテ、一般投票ニヨル入園者総代ノ選出方ヲ重ネテ希望スル旨申出タリ。

按ズルニ、現在既ニ入園者ノ意志ヲ代表スル機関トシテ舎長会ノ設ケアリテ必要ニ応ジテ舎長会ヲ開キ、重要案件ニ対シテ意見ヲ徴シツ、アリ。サレドモ平時各舎長ノ連絡統一ニ任

ズル者ナキ為、動モスレバ意思ノ疎通ヲ欠ク等ノ事ナキニ非ザリシモ、コノ意味ニ於ケル即チ各舎長ノ連絡統一ニ任ズテフ純然タル事務的必要ニ出ズルモノナランカ、当然舎長会ヨリ選出サルベキモノト認メラル。然ルニ、入園者総代ヲ舎長ト関係ナクシテ一般投票ニヨリ選出スルトセバ、入園者総代ト舎長会トノ関係極メテ曖昧ニシテ、若シ入園者総代ト舎長会トノ間ニ意見ノ不一致ヲ見ンカ(当然予想サルベキ事)、其ノ採択ハ必然決戦投票ニヨラザルベカラズ、而シテ何レカ一方ハ責任ヲ引ヒテ辞職セザルベカラズ。大凡斯ノ如キハ現在ノ諸制度ト背馳スルノミナラズ、本園ノ標識タル家族主義ノ根本精神ニ悖ルモノニシテ、到底容認シ得ベカラザル制度ナリト信ゼラル、更ニ舎長交替制ニヨリテ入園者総代ヲ選出スル場合ニ於テ予想サルベキ欠陥ニ就テ反問シタレドモ、夫等ニ就テハ明快ナル意見ヲ聴ク能ハズ、依ツテ之等ノ要求ハ概ネ自治制度ヲ希望スル者ノ主張ニ迎合セルモノナリトノ見解モ下シ得ルナリ。

故ニ舎長規定ノ一部ヲ変更シ、入園者正副総代二名ヲ互選セシメ、入園者総代ノ事務ヲ掌ラシメ、以テ職員ト入園者ノ連絡並舎長ノ連絡統一ヲ任ゼシメントス、右様御決定相成可然哉。

## 二二 曙教会の設立と会則

(昭和7年)

昭和七年八月十日

園長<sup>印</sup> 庶務課長<sup>印</sup> 主任<sup>印</sup>

曙教会ニ関スル件

入園者中基督信徒ヲ以テ、別紙会則ニヨリ曙教会ヲ組織シ居  
レリ、今回之ガ公認方申請アリ、右許可相成可然哉

宣言

我等ノ信条ハ聖書ニ在リ、須ク教派ヲ超越シテ基督ニ帰リ、  
主ノ聖名ニヨリテ一タラン事ヲ期ス、主一、信仰一、バプテ  
スマー、此ハ皆一ニナラン為ナリ。教会創設ニ当リ敢テ茲ニ  
コレヲ宣スルモノナリ

昭和六年四月五日

曙教会々則

第一条、名称 曙教会ト称ス

第二条、所在地 岡山県邑久郡裳掛村 長島愛生園

第三条、目的 基督教ノ普及並ニ信者相互ノ信仰ノ向上ヲ

計ラントス、故ニ毎週三回ノ定期集会ヲ開ク

## (一)、普通定期集会

礼拝 日曜日 午 時

祈祷会 水曜日 午 時

聖書研究会 金曜日 午 時

(二)、特別集会 (外来訪問者ニヨリテ開催ス、但シ園長ノ  
許可ヲ得ル事)

第四条、組織及制度 本会ハ基督教信者ヲ以テ組織ス、而シ

テ本会ハ委員制度トナシ事務一切ハ委員之レニ当ルモノ  
トス

1、委員長 一名

2、委員 四名 (内男三名、女一名)

(任期ヲ六ヶ月トシ、毎年四月ト十月ノ二回ニ投票選挙スル  
モノトス)

第五条、事業 我ラ又兄弟ノ為ニ生命ヲ捐ベシ、即チ全會員

協力一致シテ諸種ノ事業ヲ起企シ、或ハ参加シ愛ニヨ  
リテ主ノ聖旨ニ副ハントスルモノナリ

第六条、補則 諸種ノ会則ヲ設ケザルヲ得ズト雖、敢テ之ヲ

略ス、我ラハ会則ニ束縛セラル、ヲ欲セズ、只聖言ニ  
ヨリテ諸問題ニ解決ヲ与ヘ、之レヲ処理セントスルモ

ノナリ

## 二三 落ノ芽会の設立と会則

(昭和7年)

昭和七年八月十日

園長<sup>印</sup> 庶務課長<sup>印</sup> 主任<sup>印</sup>

俳句ノ会「落ノ芽会」ニ関スル件

入園者O・Aヲ中心トスル俳句ノ集ヒ落ノ芽会ハ、既ニ昨年四月二十一日ニ組織サレ、極メテ個人的ニ俳句ノ研究ニ従事シ、時々懸賞投句ヲナス等俳句趣味ノ普及ニ努メ来リタルガ、近時同好者漸次増加ノ傾向アリ、従ツテ他ノ文芸団体ト協調ノ必要サヘ起コルニ至リタレバ、別紙ノ如キ会則ノ許ニ同会ノ公認方申出アリタリ。同会ヲ公認支援スル事トナレバ例会及句会ニ必要ナル若干ノ経費支弁ノ事トナルベク、夫等ノ具體的事項ハ、追而他文芸団体トノ均衡ヲ図リシ上ニテ更メテ相同ベク候モ、右会則ノ許ニ落ノ芽会公認相成可然哉

落ノ芽会

第一条 本会ハ、落ノ芽会ト称ス

第二条 本会ハ、長島愛生園職員及入園者ニシテ俳句ニ趣味

ヲ有スル者ヲ以テ組織ス

第三条 本会ハ、ホトトギス派俳道ヲ研究シ、以テ精神的慰

安及日常生活ノ浄化ヲ図ルヲ以テ目的トス

第四条 本会ハ、前条ノ目的ヲ達成スル為、毎月一回ノ例会

並ニ春秋二回ノ大俳句会ヲ開催ス、但シ大俳句会ヲ

開催スル月ハ例会ヲ省略ス

第五条 本会ヘノ入退会ハ自由トス

第六条 本会ハ、会員カラ会費ヲ徴収スルコトナシ

第七条 本会ハ、特ニ夏冬二回不自由者中心ノ例会会ヲ開催

ス

## 二四 風雅会の設立と会則

(昭和7年)

昭和七年八月二十日

園長<sup>印</sup> 庶務課長〔自署〕 医務課長<sup>印</sup> 主任<sup>印</sup>

風雅会ニ関スル件

諸種ノ文芸作品ノ募集ニヨル入園者慰安ヲ目的トスル風雅会、別紙会則ニヨリ公認相成可然哉

風雅会々則

第一条 本会ハ、風雅会ト称ス

第二条 本会ハ、短歌・俳句・冠句・川柳・謎・モノハ付等

ノ諸種ノ文芸作品ノ募集ヲナシ、以テ入園者慰安ニ資

セントス

第三条 本会ハ会員ヲ定メズ

第四条 本会ヘノ投稿ハ、長島愛生園職員・入園者及地方有志等其ノ何レヲ問ワズ自由トス

第五条 本会ハ、毎月一回其ノ作品募集ヲナシ、毎月二十日

本園開園記念式ニ於テ発表スルモノトス

第六条 本会ノ事務所ヲ愛生園書館内ニ置ク

## 二五 長島短歌会の設立と会則

(昭和7年)

昭和七年八月二十二日

園長〔自署〕 庶務課長(印) 主任(印)

長島短歌会ニ関スル件

長島短歌会、別紙会則ニヨリ公認相成可然哉

長島短歌会々則

第一条 本会ハ、長島短歌会ト称ス

第二条 本会ハ、長島愛生園職員及入園者並地方有志ニシテ

短歌ニ趣味ヲ有スルモノヲ以テ組織ス

第三条 本会ハ、短歌ヲ研究シ精神的慰安及日常生活ノ浄化

ヲ図ルヲ以テ目的トス

第四条 本会ハ、前条ノ目的ヲ達成スル為、毎月一回以上ノ

例会ヲ開キ、春夏秋冬ノ四期ニ特別懸賞ノ下ニ短歌

募集ヲ為スモノトス

## 二六 精神障害者の付添

(昭和7年カ)

電話受発簿 九月十四日

送受話先 事務分館 送話者 井上書記 受話者(印)

園長(印) 事務官(印) 主任(印)

通話要領 精神病患者ニ附添ヲ附スル件

只今患者総代ヨリ精神病患者ニ附添ヲ附シテ呉レト申越シタリ右ハ、従来モ其ノ必要ハ認メタルモ、附添トナル者ナキ為メ止ムヲ得サリシモノニテ、患者ノ方ニテ義務的ニ附添ニ出ルコト、ナレハ、結構ト認メルヲ以テ即時申出ノ通り決行相成可然哉

## 二七 来客者への対応

(昭和7年カ)

園長(印) 庶務課長(印) 医務課長(印)

来客ノ場合ニ於ケル注意事項

第一 本館ニ於ケル取扱事項

(1) 予メ来園ノ通知ヲ受ケタルトキノ措置

(イ) 園長・庶務・医務両課長へ報告 中沢

(ロ) 掲示板へ記載（事務所内及事務所出入口及本館下ノ全

掲示板） 〃・延原

(ハ) 自動車運転士へノ通知 〃・〃

(ニ) 船長へノ通知 〃

(2) 当日ノ措置

(イ) 園長・庶務・医務両課長へ報告 中沢

(ロ) 電話ニテ通知 〃・延原

分館・医局又薬局ニ其ノ旨通知スルコト、尚来客ノ

如何ニ依リ白衣・護疫衣及消毒薬ノ用意ヲ必要トス

ル場合ニ於テハ特ニ其ノ旨医局ニ通知スルコト、集

会ノ場合ニ於テハ其ノ時刻等ヲ島内及場合ニ依リテ

ハ島外等官舎ニ通知スルコト

(ハ) 玄関ニ上草履ヲ揃ヘルコト 山本・片山

(ニ) 応接室ノ準備及茶菓ヲ出スコト 〃・片山

(ホ) 芳名簿・アルバム・雑誌・絵葉書ノ提出

中沢・齋藤

(ヘ) 退園時刻ヲ来客ニ聴クコト 〃・齋藤

(ト) 昼食ノ準備及配食 岡崎・山本・片山

(チ) 患者集会ノ有無ヲ訊シ分館ニ通知スルコト

中沢・齋藤

(リ) 案内（来客ノ多寡其他ニ依リ一定シ得サルモ、分館員、

本館員、又ハ本館宿直員ニ於テ之ヲ為スコト）

(ヌ) 船長へノ出船通知 〃

(ル) 自動車運転士へノ通知 〃・延原

(3) 来客宿泊ノ場合ニ於ケル措置

(イ) 宿舎ノ決定 古溝・山本

(ロ) 入浴準備 〃・〃

(ハ) 被服、寝具其ノ他宿舎ニ於ケル準備 山田・〃

(ニ) 食事ノ準備（会食者ノ数ヲ確ムルコト）

岡崎・〃

(ホ) 宿舎ニ於ケル接待員ノ決定 事務官

(ヘ) 退園日時ヲ聞キ船長・自動車運転士へ通知

山本・延原

第二 医局ニ於ケル取扱事項

(一) 予メ来園通知ヲ外部ヨリ受ケタルトキ来園ノ日時・来

園者ノ芳名・員数ヲ本館ニ通知スルコト

(二) 本館ヨリ来客ノ通知ヲ受ケタルトキノ措置

(イ) 予防疫及護謨靴ノ用意 春山・松本

(ロ)消毒薬ノ用意及持参随行

〃・看護婦

(ト)集会ノ際ハ指導員ハ必ス列席スルコト

(ハ)治療室其ノ他各室鎖鑰ノ開放

〃・看護士

備考

(ニ)写真撮影ノ準備及随行

〃・清元

(一)以上ハ来客少数ノ場合ニ於ケル心得ニシテ、来客多数

(ホ)来客ノ如何ニヨリ説明員随行

医官

ノ場合ハ全職員協力応接ニ努メ万遺漏ナキヲ期スベシ

### 第三 事務分館ニ於ケル取扱事項

一、予メ来園ノ通知ヲ受ケタルトキハ、来園ノ日時及来園者ノ芳名・員数ヲ本館ニ通知スルコト

(二)日曜・祭日ト雖来客ノ応接上必要アル場合ハ、前記担任者及担任者ニアラザル者ニ対シテモ出勤ヲ命ズルコトアルベシ

二、予メ来園ノ通知ヲ本館ヨリ受ケタルトキノ措置

(イ)分館主任ヘノ報告

通知受理者

### 二八 愛生青年団宣誓の制定

(昭和8年)

(ロ)分館内ノ掲示板ヘ記載

〃

(ハ)礼拝堂ノ掃除及整頓

小林・今吉

昭和八年九月十六日

### 三、当日ノ措置

団長〔自署〕 副団長〔印〕 幹事〔印〕

(イ)作業場其ノ他各建物ノ鎖鑰ノ開放

井上・指導員

青年団宣誓制定ニ関スル件

(ロ)礼拝堂整頓検分(草履取揃ヘ其ノ他)

〃・小林

本団ノ宣誓トシテ、左記制定相成可然哉

(ハ)集会ノ場合ハ患者召集

喜多尾・三原

宣誓

(ニ)集会ノ場合ハ電話ヲ礼拝堂ニ接続スルコト

喜多尾・今吉

一、皇室ヲ敬ヒマス

(ホ)必要ノ場合ニ於ケル礼拝堂内ノ茶菓ノ準備

小林・今吉

二、神仏ヲ尊ビマス

(ヘ)集会終了後、礼拝堂ノ掃除及整頓

〃

三、人ノ為世ノ為国ノ為尽シマス

四、青年団則ヲ厳守シマス



## 二九 愛生青年團則施行細則

(昭和8年)

昭和八年九月十六日

團長〔自署〕 副團長〔印〕 幹事〔印〕

愛生青年團則施行細則制定ノ件

本年四月二十九日結団式挙行以來、既ニ半歳ヲ経タルモ未ダ充分ナル成績ヲ挙グルニ至ラズ、訓練ノ如キモ種々ナル事情ノ許ニ夏期中絶ノ已ムナキ立到レリ。然ルニ最近幹事間（入園者側）ニ於イテモ陣容ヲ新ニシテ内容ノ充実ヲ図ラントノ声漸ク高く、過般來幹事会（入園者側）ヲ開キ、今後ノ方針ニ就テ考究ノ結果、各部ニ於テ実行可能ト信ゼラル、別紙成案ヲ得タリ、右御決裁ヲ仰度

達第二〇号

## A 修養部細則

(一) 修養部ニ左ノ係ヲ置ク

(1) 体育係

(2) 文芸係

(3) 事務係

(二) 体育係ハ行フベキ事項左ノ如シ

(1) 団体訓練（毎月二回以上）

(2) 運動会（春秋二回）

(3) 相撲大会（春秋二回）

(4) 卓球大会（春秋二回）

(5) 庭球大会（春秋二回）

(6) 野球大会（春秋二回）

(三) 文芸係ノ行フベキ事項左ノ如シ

(1) 青年文庫ノ設置及整備

(2) 機関誌（団報）ノ発行

(3) 修養講座又ハ趣味講座ノ開設

(4) 音楽、趣味ノ涵養

(四) 事務係ノ行フベキ事項左ノ如シ

(1) 青年団ノ集会

(2) 団員ノ入退団ノ記録

(3) 事業日誌ノ記録

(4) 青年団所属物品台帳ノ記録

## B 消防部細則

(一) 消防部ハ左ノ方法ニ依リ青年團則第四条第二号ノ事業遂行上必要ナル訓練ヲ行フ

- 一、消防大演習 毎年一月及七月
- 二、消防小演習 隨時

- (二)前項訓練ニ必要ナル班制ハ別ニ之ヲ定ム
- (三)部員ノ集合解散ノ信号ハ喇叭ヲ以テシ、集合地点ハ消防備品倉庫前トス

消防部班制

- (一)消防部ニ班ヲ置ク、其数八十箇トス
- (二)各班ニ班長ヲ置ク
- (三)各班員及班長ハ部長之ヲ指名ス、但シ総務班長ハ部長ニ於テ之ヲ兼ヌルモノトス
- (四)班長ハ部長ヲ補佐シ、班員ノ指揮統制ニ任ズ
- (五)班員(班長ヲ含ム)ノ任期ハ六ヶ月トシ毎年四月及十月ニ交替スルモノトス、但重任ヲ妨ゲズ
- (六)各班ノ名称機能及所持スベキ器具左ノ如シ

名称	機能	器具
第一班	総務・信号・伝令	喇叭・地図・手旗
第二班	放水	ホース二本・筒先一本
第三班	放水	ホース二本・筒先一本
第四班	破壊	鷹口五本・梯子一本・差又一本

第五班	〃	〃
第六班	給水	バケツ十個
第七班	人命救護	繩二本・担架二個・急救治療材料
第八班	財産救護	
第九班	現場整理	
第十班	予備	

(七)部長及班長ハ各認識章及号笛ヲ帶ス

愛生青年団々則

- 第一条 本団ハ愛生青年団ト称ス
- 第二条 本団ハ長島愛生園職員及入園者中、年齢満十八才以上四十歳以下ノ健康ナル男子ヲ以テ組織ス、但シ年齢四十歳以上ノ者ト雖モ、団長ニ於テ適當ト認メタルトキハ団員タルコトヲ得
- 第三条 本団ハ奉仕・謝恩・向上ノ精神ニ基キ長島愛生園ノ平和ヲ確保シ、其ノ拡充整備ニ必要ナル各種施設ノ企画及促進ヲ図ルヲ以テ目的トス
- 第四条 前条ノ目的ヲ達成スル為、左ノ事業ヲ行フ
  - 一、団員相互ノ親睦・修養及訓練
  - 二、火災其ノ他ノ災害ノ防止
  - 三、衛生、風紀其ノ他ノ秩序維持

四、其ノ他必要ト認ムル事項

第五條 本団ニ左ノ三部ヲ置ク

一 修養部

二 消防部

三 自警部

第六條 本団ニ左ノ役員ヲ置ク

團長 一名

副團長 二名

幹事 若干名

部長 三名

副部長 三名

第七條 團長ニハ長島愛生園長ヲ推戴ス

副團長ハ庶務課長及医務課長ヲ以テ之ニ充ツ

幹事・部長及副部長ハ、団員中ヨリ團長之ヲ指名ス

第八條 團長ハ団務ヲ総理シ本団ヲ代表ス

副團長ハ團長ヲ補佐シ、團長事故アルトキハ其ノ職

務ヲ代理ス

幹事ハ團長ノ諮問ニ応ジ重要事項ヲ審議シ、団員ノ

指揮統制ニ任ズ

部長ハ各所属部員ノ指揮督励ニ任ズ

副部長ハ部長ヲ補佐シ、部長事故アルトキハ其ノ職  
務ヲ代理ス

三〇 十坪住宅の呼称

(昭和7年)

昭和七年九月二十七日

園長(印) 庶務課長(印) 医務課長(印) 主任(印)

十坪住宅ノ呼称ニ関スル件

宮内省関係者及婦人ノ友社ヨリ寄贈サレタル十坪住宅五棟ノ  
内三棟ハ既ニ完成シ、他ノモノモ目下工事中ニ有之、不日完  
成ノ運ビニ相成候ニ付、右ノ呼称ヲ左ノ通制定相成可然哉

記

呼称 位置 寄贈者

第一千代田寮 慈岡寮ノ裏山上 宮内省職員

第二千代田寮 東ヨリ順次

第三千代田寮

第四千代田寮 友ノ家裏山 中段 宮内省職員

第一友ノ家 慈岡寮西側 婦人ノ友社

## 三一 松茸採取禁止区域の設定

(昭和7年)

昭和七年九月二十八日

園長<sup>印</sup> 庶務課長<sup>印</sup> 主任<sup>印</sup>

松茸採取禁止区域並養殖区域ニ関スル件

曩ニ舎長会ニ於テ指名サレシ委員ニ於テ実地踏査ノ結果、日出住宅以西ヲ全部採取禁止区域トナシ、該禁止区域中別図ニ於ケル朱線内ノ三ヶ所ヲ養殖区域トナスヲ至当ト認ムル旨答申アリタリ、右答申ノ通施行相成可然哉

## 三二 真宗同朋会の設立と会則

(昭和7年カ)

園長<sup>印</sup> 庶務課長<sup>印</sup> 主任<sup>印</sup>

真宗同朋会々々則ニ関スル件

入園者中真宗信者ヲ以テ組織スル真宗同朋会々々則別紙通制定セシ旨其代表者ヨリ申出アリタリ、右許可相成可然哉

宣言

我等ハ光輝アル現代真宗信徒トシテ正シキ信仰ニ基キ一致協力、以テ人生聖化ノ歩ミヲ進メン事ヲ期ス

(一) 正シキ人生觀確立ノ為、絶ヘズ教法ヲ求メン

- (二) 明ルキ一大家族主義實現ノ為、絶ヘズ劳作精進セシ  
(三) 浄ク心身ヲ調和練磨シ、尊キ道ニ生命ヲ捧ゲン

真宗同朋会

真宗同朋会々々則

第一条 本会ヲ真宗同朋会ト称ス

第二条 本会ヲ長島愛生園内ニ置ク

第三条 本会ハ長島愛生園入園者中真宗信徒及入会志望者ヲ

以テ会員トス

第四条 弥陀ノ本願ニ帰順シ、会員相互ノ信仰相続ヲ計リ、

以テ大乘仏教精神ノ普及ニ任ズ

第五条 本会ハ前条ノ目的ヲ達成セン為、左ノ定例集会ト法

要ヲ営ム

(一) 毎月三回(八日、十八日、二十八日)

(二) 死亡会員ノ忌日・命日等ノ法要

第六条 本会ハ四恩報徳ノ精神ニ基キ宗派の偏見ヲ超越シ

テ、愛生園ノ平和ヲ確保シ、各種施設ノ企画及促進ヲ

図ルニ協力一致ノ誠ヲ致サム

第七条 本会ニ左ノ役員ヲ置キ凡テ名誉職トス

一、会長 一名

二、副会長 一名

三、幹事及常任幹事若干名

四、顧問

第八条 本会ノ役員選定及任期ハ左ノ通定ム

一、正副会長ハ、毎年十一月三十日ニ会員ノ総選挙ニヨ

リテ定メ、任期ハ一ケ年トシ重任ヲ妨ゲズ

二、幹事ハ各舎ニ一名宛置キ、各舎ニ於ケル会員ノ互選

ニヨリテ定ム

三、常任幹事ハ、幹事中ヨリ会長之ヲ命免ス

四、顧問ハ、本会ニ特ニ功勞アリタルモノヲ推選ス

第九条 会長ハ、会務ヲ総理シ本会ヲ代表ス

第九条 副会長ハ会長ヲ補佐シ、会長事故アル時ハ其ノ職務

ヲ代理ス

第十条 幹事ハ自舎ノ会員ヲ代表シ、舎長ノ諮問ニ応ズ

第十一条 常任幹事ハ、会長ノ命ニヨリ本会ノ常務ヲ処理ス

第十二条 顧問ハ、幹事会ニ出席シ意見ヲ開陳スル事ヲ得

第十三条 会長ハ、必要ニ応ジ隨時幹事会ヲ開キ重要事項ヲ

審議ス

第十四条 幹事会ハ、三分ノ二以上出席スルニ非ザレバ会議

ヲ開ク事ヲ得ズ

第十五条 幹事会ノ議決ハ出席員ノ過半数以上ヲ以テ決シ、

可否同数ナル時ハ会長ノ採択ニヨル

第十六条 本会ヲ解散セントスル時ハ、会員総会ヲ開キ過半

数以上ノ議決ニヨルモノトス

三三 小住宅の名称

(昭和7年)

昭和七年十一月二十日

園長(印) 庶務課長(印) 主任(印)

小住宅名称ニ関スル件

大阪毎日慈善団及神戸市奥村拓治氏ヨリ寄贈ノ小住宅二棟ノ

名称ヲ左記ノ通制定相成可然哉

記

日出グラウンド上

難波寮。

建築中

六甲寮。

(昭和八年一月三十一日  
第一兵庫寮ト改称)

三四 青年団綱領

(昭和8年)

昭和八年十二月六日

団長(印) 副団長(印) 幹事(印)

## 『青年団綱領』制定ニ関スル件

曩ニ愛生青年団組織ニ当リテ団則ノ制定ヲ見タルモ、青年団設立ノ根幹タル綱領ノ制定ヲ見ズ、依テ団員ノ教育的指標トシテ左記ノ通綱領ヲ制定シ、団員ノ理想ト標的ヲ指示相成可然哉

## 記

## 青年団綱領

- 一、我等ハ純真ナリ、青年ノ友情ト愛郷ノ精神ニヨリ団結ス
  - 二、我等ハ若シ、心身ヲ修練シ勤勞ヲ樂シミ自主創造ノ人タルヲ期ス
  - 三、我等ハ希望ニ燃ユ、清新ノ意氣ヲ以テ愛ト正義ノ為ニ奮闘ス
  - 四、我等ハ国家ヲ愛ス、忠孝ノ本義ヲ体シ献身奉公國運ノ進展ニ尽ス
  - 五、我等ノ心ハ広シ、人道ノ大義ニ則リ世界ノ平和ト人類ノ共榮ニ努ム
- 因ニ同綱領ハ大日本連合青年団制綱領ナリ

## 三五 小住宅の区分

昭和七年十二月二十日

園長<sup>印</sup> 庶務課長<sup>印</sup> 医務課長<sup>印</sup> 主任<sup>印</sup>

小住宅ノ区分ニ関スル件

来ル十二月二十四日舎長選舉ニ当リテ、既ニ開舎セル小住宅ノ区分ヲ左記ノ通相定可然哉

## 記

- (一) 小住宅第一区 第一、第二、第三、及第四千代田寮
- (二) 小住宅第二区 雲雀舎、文鳥舎
- (三) 目白舎ハ当分鳩舎ト併合ス

## 三六 大師講の設立と講則

(昭和8年)

昭和八年一月十七日

園長<sup>印</sup> 庶務課長<sup>印</sup> 医務課長<sup>印</sup> 主任<sup>印</sup>

大師講々則ニ関スル件

真言宗總代S、Mヨリ、別紙会則ニヨリ大師講組織シタキ旨願出タリ、右許可相成可然哉

参考 昭和七年十二月三十一日現在、真言宗信徒八一

二二名ニ有之候

宣言

我等ハ宗祖弘法大師ノ教ヲ信奉シ、宗派ヲ超越シテ信仰ニ生  
キ、愛生園ノ使命ヲ全フセン事ヲ期ス

大師講々則

第一条 本講ヲ大師講ト称ス

第二条 本講ヲ長島愛生園ニ置キ、園内真言宗信徒ヲ以テ組

識ス

第三条 本講ハ真言密教ヲ普及シ、信者相互ノ信仰確立ヲ計

ルモノトス

第四条 本講ハ前条ノ目的ヲ達成セン為メ定例集会ト法要ヲ

営ム

一、定例集会ハ毎月十七日・二十一日トス

一、死亡講員ノ忌日命日等ノ法要

第五条 本講ニ左ノ役員ヲ置ク

一、総代一名 一、副総代一名 一、幹事若干名

第六条 本講役員選定及任期ハ左ノ通り定ム

一、正副総代ハ毎年一月中旬ニ総選挙ヲ以テ定ム

第七条 幹事ハ各舎ニ一名宛置キ、総代之ヲ指名ス

第八条 総代ハ講務ヲ総理シ、本講ヲ代表ス

第九条 副総代ハ総代ヲ補佐シ、総代事故アルトキハ其職務  
ヲ代理ス

第十条 本講ノ決議ハ幹事三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ定ム

三七 「光ヶ丘」の名称決定

(昭和8年)

昭和八年七月二十日

園長〔自署〕 庶務課長㊦ 主任㊦

焼失区域ノ名称ニ関スル件

焼失区域ノ名称懸賞募集ノ結果ヲ回覧候処、得点別紙ノ通ニ  
有之、ソノ最高点「光ヶ丘」ヲ採用決定相成可然哉

尚、右当選者ニ対シ一等三十銭、二等二十銭、三等十銭ノ

割合ニヨリ賞金給与相成可然哉、併而伺上候

昭和八年七月八日決裁 長島愛生園

等級	名称	得点	投稿者
一等	光ヶ丘	十三点	後楽寮 一号
二等	朝日ヶ丘	四点	K・K
三等	旭ヶ丘	二点	K・K及山鳥T

〃 日出ヶ丘 二点 M・Z及山鳥I

〃 夕陽ヶ丘 二点 F・T、H・K、山鳥S

回覧

焼山名称を懸賞募集しました。

右の応募名称中良いと思はるゝものに捺印して下さい。

〔応募作品一覧略〕

### 三八 日唱会の設立と会則

(昭和8年)

昭和八年九月十九日

園長〔自署〕 庶務課長(印) 医務課長(印) 主任(印)

日唱会組織ニ関スル件

別紙会則ニヨリ日唱会組織方、日蓮宗信徒代表K・Uヨリ願  
出有之候処、右許可相成可然哉

尚、日蓮宗信徒現在数ハ五十三名ニ有之候

宣言

我等ハ法華経ヲ遵奉シ、日蓮聖人ノ御教ニ帰依シ、強ク信仰  
ニ生キ、園内ノ平和ヲ計リ、法悦感謝ノ生活ニ精進センコト  
ヲ期ス

日唱会

日唱会々則

第一条 本会ヲ日唱会ト称ス

第二条 本会ヲ長島愛生園内ニ置ク

第三条 本会ノ会員ハ長島愛生園入園者ニシテ日蓮宗信者及

入会希望者ヲ以テ組織ス

第四条 本会ハ日蓮聖人ノ御教ヲ広ク普及シ、会員相互ノ信

仰確立ヲ計ルモノトス

第五条 本会ハ前条ノ目的ヲ達成スル為、定例集会ヲ毎月十

二・二十五日ニ開クモノトス

但シ、必要ニ応ジ臨時集会ヲ開クコトアルベシ

第六条 本会ニ左ノ役員ヲ置キ凡テ名誉職トス

一、総代 一名

二、副総代 一名

三、幹事 若干名

第七条 本会ノ役員選定及ビ任期ハ左ノ通定ム

一、正副総代ハ毎年十月ニ会員総選挙ニヨリテ定メ、

任期ハ一ケ年トス

二、幹事ハ各舎ニ一名宛置キ、総代之ヲ指名ス



第八条 総代ハ会務ヲ総理シ本会ヲ代表ス

第九条 副総代ハ総代ヲ補佐シ、総代事故アル時ハ之レニ代  
ル

第十条 幹事ハ自舎ノ会員ヲ代表シ、総代ノ諮問ニ応ズ

第十一条 総代ハ必要ニ応ジ随時幹事会ヲ開キ重要事項ヲ審  
議ス

第十二条 幹事会ハ三分ノ二以上出席スルニ非ザレバ会議ヲ  
開クコトヲ得ズ

第十三条 幹事会ノ議決ハ出席者ノ過半数以上ヲ以テ決シ、  
可否同数ナル時ハ総代之ヲ決ス

以上

### 三九 愛生少年団の設立と団則

(昭和8年)

昭和八年十月十九日

園長〔自署〕 庶務課長(印) 医務課長(印) 主任(印)

愛生少年団設立ニ関スル件

別紙団則ニ依リ長島愛生少年団設立相成可然哉

達第一〇号

愛生少年団々則

第一条 本団ハ愛生少年団ト称ス

第二条 本団ノ事務所ヲ岡山県邑久郡裳掛村長島愛生園内ニ  
置ク

第三条 本団ハ教育勅語ノ精神ヲ体シ、団員ノ智育德育及体  
育ヲ図リ、長島愛生園拡充整備ノ素地ヲ養フヲ以テ目  
的トス

第四条 本団ハ前条ノ目的ヲ達成スル為、別ニ定ムル宣誓及  
掟ニ従ヒ、訓練・研究・作業其ノ他必要ナル事業ヲ行  
フ

第五条 本団ノ団員ヲ分ケテ左ノ二種トス

一、特別団員

二、正団員

第六条 特別団員ハ長島愛生園職員及入園者中ヨリ園長之ヲ  
委嘱ス

正団員ハ長島愛生園入園者ニシテ満六才以上十八歳未  
満ノ少年ヲ以テ之ニ充ツ、但シ団長ニ於テ特別ノ事情  
アリト認ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

(註) 第六条ニ於ケル「少年」ナル字句中ニハ「少年

男子」及「少年女子」ヲ含ムモノトス、從テ將

来少女ニ対シテモ団体組織ノ必要ヲ認ムル場合

ニ立至リタルトキハ「愛生少年団女子部」ナル

モノヲ設置スルコトアルベシ

第七条 本団ニ左ノ三部ヲ置ク

第一部 六才以上十三才未満ノ者ヲ以テ組織ス

第二部 十四才以上十六才未満ノ者ヲ以テ組織ス

第三部 十六才以上十八才未満ノ者ヲ以テ組織ス

前項ノ各部ニ班ヲ置キ、必要アルトキハ数班ヲ以テ隊ヲ

組織ス

第八条 本団ニ左ノ役員ヲ置ク

団長 一名

副団長 二名

幹事 若干名

部長 若干名

副部長 若干名

前項ノ規定ニ依ル役員ノ外必要アルトキハ顧問若干名ヲ

置クコトヲ得

第九条 団長ニハ長島愛生園長ヲ推戴ス

副団長ニハ長島愛生園ノ庶務課長及医務課長ヲ以テ之

ニ充ツ

幹事ハ団員中ヨリ団長之ヲ命免ス

部長・副部長ハ団員中ヨリ団長之ヲ命免ス

第十条 団長ハ団務ヲ総理シ本団ヲ代表ス

副団長ハ団長ヲ輔佐シ、団長事故アルトキハ其ノ職務

ヲ代理ス

幹事ハ団長ノ諮問ニ応ジ重要事項ヲ審議シ、団員ノ指

揮統制ニ任ズ

部長ハ各所属部員ノ指揮督励ニ任ズ

副部長ハ部長ヲ輔佐シ、部長事故アルトキハ其ノ職務

ヲ代理ス

#### 四〇 愛生少年団の宣誓と掟

(昭和8年)

昭和八年十月十九日

団長〔自署〕 副団長<sup>㊟</sup> 幹事<sup>㊟</sup>

宣誓及掟ニ関スル件

本少年団ノ宣誓及掟トシテ左記決定相成可然哉

記

宣誓

私は神聖なる信念に基き名譽にかけて次の四ヶ条を誓ひます

一、皇室を敬ひます

- 一、神明を尊びます
- 一、人の為、世の為、国の為に尽します
- 一、少年団の掟を守ります

## 掟

- 一、団児は忠孝を励む
- 二、団児は公明正大、名節を生命とする
- 三、団児は世を益することを務とする
- 四、団児は互いに兄弟、総ての人を友とする
- 五、団児は常に親切、動植物を愛する
- 六、団児は長上に信頼し、団各長に服従する
- 七、団児は快活、笑つて困難に当る
- 八、団児は恭謙、礼儀正しい
- 九、団児は勤儉、質素である
- 十、団児は心身共に強く正しい

## 四一 入所者の公職従事者の慰労

(昭和8年)

昭和八年十一月十五日

園長〔自署〕 庶務課長(印) 医務課長(印)

主任(印)

公職従事者慰労方法ノ件

曩ニ公職従事者ニ対シ何等カノ慰労方法ヲ講ズル必要アリト認メ、各公立療養所ニ於ケル現行施設ニ就テ照会中ノ所、別紙ノ通回答ヲ得タリ、之レニヨリテ見ルニ九州診療所ニ於テ功労患者優遇内規ノ制定アルヲ見ルノ外、未ダ制度トシテ之レガ実施サレアルヲ見ズ

次ニ作業従事者ノ慰労ニ就テモ全生病院ニ於テ附添及互惠会事業関係者ニ対シテ退職手当支給ノ途アリ、北部保養院ニ於テ作業従事日数ニ応ジテ賞与金支出ノ途アルノ外、ソノ施設アルヲ見ズ

按ズルニ、功労患者ニ対スル年金制度ノ如キハ経費ノ関係アリ、其ノ範圍査定等ニ就テモ慎重審議ノ要アリ、且又一時金ヲ給与スルニ就テモ、確固タル財源ヲ得タル上其ノ実施ヲナスモノト認メラル、ニ付、之ノ問題ニ就テハ充分研究スルコト、シ当分ノ間ハ入園者正副総代及舎長主任ノ如キハ毎半期ノ更迭ノ際ニ於ケル歓送会ヲ以テ之レガ慰労方法ヲ講ズルノ現行制度ニ満足シ、作業従事者ニ対シテハ毎年末ニ於テ全面的慰労方法ヲ講ズル様致度、右様決定相成可然哉

## 四二 月例記念式のため印刷物発行

(昭和8年)

昭和八年十二月十四日

園長〔自署〕 庶務課長(印) 医務課長(印) 主任(印)

従来一般入園者ニ対シテハ、毎月例記念式ヲ始メトシテ其他諸種ノ会合ヲ利用シテ本園ノ施設ニ就テ詳細ナル報告ヲナス等、入園者ノ思想的統一ヲ図ルト共ニ、之レガ徹底ヲ期ス様努メ来リシ処、病症ノ都合ニヨリ之レ等ノ集会ニ参会シ得ザルモノ多数アリ、更ニ本園ノ住宅設備ガ比較的散在性ナル為、動モスレバ諸種ノ施設ニ就テ其ノ成因・経過・目的等ニ就テ正当ナル理解ヲ欠ギ、従ツテ予期セザル処ノ猜疑ニ相会スルコト屢々アリ、カ、ルコトハ大愛生ノ健全ナル発展ヲ期スル上ニ甚ダ遺憾ニ堪ヘズ、之レ等ノ入園者ヲ指導教育シ以テ大家族主義ノ淳美ナル園風ヲ生ミ出スベク、之レガ教育設備ノ前行機関トシテ左記三点ヲ試ミ度、右伺上候

記

一、毎月二十日ニ『通信』ナル印刷物ヲ発行シ、刻々ノ事象ヲ解説スルト共ニ、更ニ事務的聯絡ノ機能ヲモ發揮セシムルコト

一、新入園者ノ為ニ、収容所ニハ諸種ノ参考文献ヲ常備シテ、

本園ニ対スル正シキ理解ヲ与フルコト

一、入園者中案内係ヲ設ケ、主トシテ新入園者ヲ園内隈ナク案内セシメツ、既設ノ施設ニ対シ正シキ理解ヲ与フルコト

## 四三 愛生学園の教育

(昭和7年)

昭和七年四月八日

園長〔自署〕 庶務課長(印) 医務課長(印) 主任(印) 書記(印)

愛生学園ニ関スル件

従来愛生学園ハ、初等部・中等部ノ二部ニ分ケテ教育シ来リ候処、中等部学生ノ大部分ハ昼間各種作業ニ従事セシヲ以テ、夜間之レヲ為シ来リシガ、過去一年ノ實際ニ鑑ミレバ中等学校令ニ準ズル教育ハ到底困難ナリト思惟セラレ候間、之レヲ廃止シ、左記「趣味講座」ノ名目ヲ以テ實際的教育ヲ施サントス、右許可相成可然哉

記

愛生学園趣味講座

一、エスペラント 黒川健次

一、農 芸 宮川 量

一、音 樂 小林 脇

小野辰枝

一、趣味ノ科学 井上 謙

野竹政富

一、实用機械学 横内武男

一、未 定 岡崎勝善

一、技芸女子 藤田里江

小野辰枝

#### 四四 作業事務所の事務規程

(昭和9年)

昭和九年五月二十一日

園長(印) 庶務課長(印) 医務課長(印) 主任(印)

作業事務所事務規程制定ノ件

本園作業事務所事務規程、別案ノ通制定相成可然哉  
達第六号

長島愛生園作業事務所事務規程案

第一条 長島愛生園作業事務所ニ左ノ四係ヲ置ク

作業係

物品係

印刷係

病舎係

第二条 作業係ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 作業従事者ノ進退ニ関スル事項

二 作業慰勞金ニ関スル事項

三 作業成績ノ報告ニ関スル事項

四 作業ニ必要ナル物品ニ関スル事項

五 其ノ他作業ニ関スル事実ノ記録及整理ニ関スル事項

第三条 物品係ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 給与品ノ配給ニ関スル事項

二 寄贈品ノ配給ニ関スル事項

三 園内生産品ノ配給ニ関スル事項

四 物品配給成績ノ報告ニ関スル事項

五 其ノ他物品ニ関スル事項

第四条 印刷係ニ於テハ印刷ニ関スル事項ヲ掌ル

第五条 病舎係ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 病舎配属ノ事実ノ記録及報告ニ関スル事項

二 炊事場ノ配食表ニ関スル事項

第六條 作業係ハ各作業従事者ノ毎月作業従事ノ事実ニ付、

作業カードト作業出勤簿ト照合スルモノトス

作業臨時部員名簿

作業被服現在簿

第七條 作業係ハ毎月十日迄二前月中ニ於ケル作業慰勞金ノ

調書ヲ作成シ、之ヲ事務分館ニ提出スルモノトス

作業被服所属別台帳

第十五條 物品係ニ於イテハ左ノ簿冊ヲ備フ

第八條 作業係ハ別ニ定ムル様式ニ従ヒ作業日報・作業旬報

及作業月報ヲ調製シ、之ヲ事務分館ニ提出スルモノト

物品受払簿

物品配給内訳簿

ス

寄贈品配給内訳簿

第九條 物品ノ受渡ハ物品受払伝票ヲ以テ為スルモノトス

園内生産品配給内訳簿

第十條 物品係ノ取扱フベキ物品ハ別表ニ依ル

第十六條 印刷係ニ於テハ左ノ簿冊ヲ備フ

第十一條 物品係ハ別ニ定ムル様式ニ従ヒ物品配給日報及物

品配給月報ヲ調製シ、之ヲ事務分館ニ提出スルモノト

印刷材料受払簿

ス

第十七條 病舎係ニ於テハ左ノ簿冊ヲ備フ

第十二條 印刷係ニ於テ印刷ノ申込ヲ受ケタルトキハ事務分

館ノ査閲ヲ経テ之ガ印刷ヲ為スモノトス

入園者索引簿

第十三條 印刷係ハ毎月印刷月報ヲ調製シ、之ヲ事務分館ニ

提出スルモノトス

第十八條 各係ニ主任ヲ置ク

各係主任ハ事務部主任ノ命ヲ承ケ、当該係ニ属スル事

第十四條 作業係ニ於テハ左ノ簿冊ヲ備フ

作業従事者実印簿

務ヲ分掌スルモノトス

作業出勤簿

付 則

作業正部員名簿

本規程ハ昭和九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

## 四五 愛生音楽団の規約

(昭和9年)

昭和九年五月八日

園長<sup>①</sup> 庶務課長<sup>②</sup> 医務課長<sup>③</sup> 主任<sup>④</sup>

愛生音楽団規約制定ニ関スル件

従来音楽団ハ愛生青年団ニ付随シ、ソノ団員モ青年団員ニ限  
ラレタルモ、最近楽団ノ發達ニ伴ヒソノ団員必シモ愛生青年  
団員ナラザル者アルニ到レリ、ヨツテ別紙規約ニ基キ独立セ  
ル趣味団体トシテ認可相成可然哉

## 愛生音楽団規約

第一条 本団ハ愛生音楽団ト称ス

第二条 本団ハ音楽趣味ノ普及向上ヲ図ルト共ニ、長島愛生

園入園者慰安ニ資スルヲ以テ目的トス

第三条 本団ハ長島愛生園入園者ニシテ音楽ニ趣味ヲ有スル

モノヲ以テ組織ス

第四条 本団ハ第二条ノ目的ヲ達成スル為、左ノ事業ヲ行フ

- 一 定期演奏会 年二回
- 一 臨時演奏会 随時
- 一 練習及研究会

一 其ノ他必要ト認ムル事項

第五条 本団ニ左ノ役員ヲ置ク

一 主任 一名

二 幹事 若干名

三 書記 一名

第六条 主任ハ団員ノ推薦ニ依ル

第七条 幹事及書記ハ主任之ヲ命免ス

第八条 主任ハ必要ニ応ジ幹事会ヲ召集ス

第九条 団員ヲ分チテ左ノ二種トス

一 正団員

二 準団員

第十条 正団員ハ幹事会ノ推薦ニ依ル

第十一条 準団員ハ正団員二名以上ノ推薦ニ依ル

## 四六 長島詩謡会の公認

(昭和9年)

昭和九年五月二十一日

会長<sup>①</sup> 副会長<sup>②</sup> 幹事<sup>③</sup> 書記<sup>④</sup>

長島詩謡会公認ニ関スル件

今回従来風雅会ニ付随シタル「詩」「民謡」「童謡」ノ作者同

人ガ一団トナリ「詩謡」ヲ専門ニ研究精進スル為ニ『長島詩謡会』ヲ組織致度旨申出有之候条、左記会則ニ拠リソノ組織ヲ公認相成可然哉

記

## 長島詩謡会々則

第一条 本会ハ長島詩謡会ト称ス

第二条 本会ハ長島愛生園入園者ニシテ、「詩」「民謡」「童謡」ニ趣味ヲ有スルモノヲ以テ組織ス

第三条 本会ハ詩謡ヲ研究シ、入園者ノ精神的慰安及日常生活ノ浄化ヲ図ルヲ以テ目的トス

第四条 本会ハ前条ノ目的ヲ達成スル為ニ毎月一回例会ヲ開

キ、又春夏秋冬ノ四期ニハ特別懸賞募集ヲ為スモノトス

第五条 本会ニ幹事一名ヲ置ク、幹事ハ会員ノ推薦ニ依ル

四七 長島重陽会の設立と会則

ス

昭和九年四月二十八日

園長〔自署〕 庶務課長〔自署〕 主任〔印〕

（昭和9年）

長島重陽会組織ニ関スル件

別紙願出ニカ、ル長島重陽会組織ノ件、許可相成可然哉

重陽：九重ノ天 陰曆九月九日（重陽ノ節）頃咲クヲ以テ菊花ノ別名ヲ重陽花トイフ

一、名称 長島重陽会ト称ス

一、目的 本園入園者ノ菊花栽培ノ趣味及技術ノ向上ヲ計ルヲ以テ目的トス

一、事業 本会ノ目的ヲ達スル為左ノ事業ヲ行フ

一、研究会開催（随時）

二、菊花展覧会開催

三、其ノ他本会ノ目的達成ニ必要ナル事業

一、組織 本園入園者ニシテ菊花栽培ノ趣味ヲ有スル者ヲ以テ組織ス

一、本会ニ代表者一名ヲ置ク、但シ代表者ハ会員ノ推薦ニ依ル

一、持<sup>〔特〕</sup>ニ本会ニ対シ後援サル、士ヲ客員トシテ迎フルコトヲ得

右規約ヲ以テ長島重陽会組織シタキニ付、御許可願上候

昭和九年四月三十日

重陽会代表 T・G〔印〕

重陽会代表 T・G〔印〕

重陽会代表 T・G〔印〕

重陽会代表 T・G〔印〕

重陽会代表 T・G〔印〕

重陽会代表 T・G〔印〕

重陽会代表 T・G〔印〕

重陽会代表 T・G〔印〕

重陽会代表 T・G〔印〕



## 四八 営林係の設置

(昭和9年)

昭和九年八月二十四日

園長〔自署〕 庶務課長(印) 主任(印)

営林係ニ関スル件

特別作業部ニ営林係ヲ設置シ、患者区域内山林及庭園樹木ニ  
関スル計画管理及ソレニ付随スル事業ヲ入園者ノ作業トシテ  
取扱相成可然哉

尚、右作業ハ甲種作業トス

営林係ノ為スベキ仕事

- 一、計画 林相区別・山林火災予防ニ対スル計画
- 二、管理 庭園山林ノ樹木ノ手入れ一切、育苗、植樹、山林  
病虫害ノ駆除、防火溝及防火道路砂防工事(土工部及  
一般入園者ノ協力ニ依ル)
- 三、副作業 小鳥ノ保護、炭焼、松茸・椎茸栽培等

## 四九 病舎使用区分

(昭和9年)

昭和九年十月二十二日

園長〔自署〕 庶務課長(印) 医務課長(印) 主任(印)

病舎使用区分ニ関スル件

病舎ノ使用区分ヲ左記ノ通決定相成可然哉

- 一、平安寮ヲ少年舎トナスコト
- 二、一握寮及莫哀寮ヲ男子独身舎トナスコト
- 三、カナリア舎ハ従来少年舎ノ所、今後内縁婦人舎トナスコト

四、鶯舎ヲ独身女子不自由舎トナスコト

五、駒鳥三号・四号室ヲ内縁女子不自由室トナスコト

六、隼一号・二号室ヲ男子不自由室トナスコト

七、水星階下三号・四号室ハ従来不自由室ナリシモ、三号・

四号室ハ病室ニ、但シ四号室ニハ臨時外島罹災者ヲ収容ス  
ルモノトス





九月七日	直接	富山県	二			三六七	四六四
九月四日	直接		一			三六五	四六二
九月三日	直接	岡山県		一		三六四	四六一
九月一日	直接	北海道	一〇	二		三六五	四六一
〃二十九日	〃	三重県	一			三五五	四四九
〃二十八日	〃	愛知県	一四	五		三五五	四四九
〃二十六日	〃		一			三四〇	四三〇
八月三十一日	直接		一〇	二		三四〇	四二九
〃二十日	〃		二	一		三三〇	四一七
〃十八日	直接				退一	三二八	四一四
〃十七日	直接	岡山県			(死)一	三二九	四一五
八月十六日	静岡県				(死)一	三三〇	四一六
八月十四日	直接	石川県	一			三三一	四一七
八月十一日	愛知県				(死)一	三三一	四一六
八月十日	山口県		六	一		三三二	四一七
八月九日	直接					三二六	四一〇
〃	奈良県		一			三二六	四〇九
八月七日	愛知県		七	一		三二五	四〇八
八月六日	直接					三一八	四〇〇
八月五日	徳島県	岡山県	一	五		三一八	四〇一
八月五日	徳島県	〃			(非糺)一	三一七	三九三
八月四日	〃	大阪府			(死)一	三一七	三九四
八月三日	〃	兵庫県		一		三一八	三九五
八月二日	直接			一		三一八	三九四
七月三十一日	山口県		二			三一八	三九三
七月二十九日	直接	岡山県	一			三一六	三九一
〃	富山県	東京	一	一		三一五	三九〇
〃	新潟県	兵庫一 神奈川一	九	一		三一四	三八八

〃 二日	〃		一			三五七	四五四
十二月一日	直接		一			三五六	四五三
十二月十八日	〃		一			三五六	四五二
十二月十七日	直接					三五五	四五〇
十二月十七日	直接	東京	一			三五五	四五〇
十一月十七日	岡山県 直接		三			三五六	四五二
十一月十六日	直接					三五五	四五二
十一月十六日	直接		一			三五五	四五二
十一月十四日	直接		一			三六〇	四五五
十一月十一日	寝女一 神奈川男一 出男一 徳島女一 太媛男				移入 四	三五九	四五三
〃 九日	直接		一			三六三	四六〇
〃 八日	滋賀県				軽退 一	三六四	四六一
十一月六日	直接				死亡 一	三六五	四六二
十一月三日	宮城県				死亡	三六六	四六三
十月三十一日	直接		一			三六七	四六四
十月二十八日	東京府 直接				退園 一	三六七	四六三
十月二十六日	直接		一			三六六	四六五
十月二十一日	岡山県	岡山	一			三六六	四六四
十月十五日	〃 福岡県				軽退 二	三六五	四六三
十月十四日	〃		一			三六六	四六四
十月十一日	直接	新潟県	一			三六六	四六四
十月十日	新潟県				二	三六五	四六三
十月二日	和歌山県				(死)一	三六七	四六五
九月三十日					(死)二	三六八	四六六
九月二十七日	直接		一			三六八	四六六
九月二十三日					一	三六九	四六六
九月十九日	直接	山口県	一			三七〇	四六七
九月十八日	直接		一			三七〇	四六七
九月十七日	直接		一			三六八	四六六
九月八日	鳥取県		二			三六八	四六六

十二月四日	直接	滋賀県	一	三五八	四五六
十二月八日	〃	岡山県		三五七	四五五
十二月九日	直接	岡山県	死亡	三五八	四五六
十二月十三日	〃	大阪府	一	三五九	四五七
十二月十四日	〃	香川県	一	三五九	四五八
十二月十七日	山口 静岡		軽退 二	三五七	四五六
十二月十七日	東京		死亡 一	三五六	四五五
十二月廿日	新潟県	長崎県	一	三五五	四五三
十二月廿五日	直接			三五六	四五四
十二月廿六日	〃		一	三五五	四五三
十二月二十八日	直接	兵庫県	一	三五四	四五三

〔退園者の氏名が記入されている場合があるが省略した〕

五一 舎長会議事録

(愛生園蔵「舎長会議事録」昭和6年)

園長〔自署〕 庶務課長(印) 医務課長(印) 分館控

第一回舎長会議事録

日時場所 昭和六年八月十七日午後七時 於礼拝堂

出席者 園長、事務官、林医官、事業係長、山田書記、

青山看護長、坂井、東原、井上主任、宮川、

小林指導員、

各舎長会顧問、各舎長全部

議事抄録

I 入園者葬儀ニ就テ

K・S 入園者ノ葬儀ハ如何ナル方法ニヨリ執行セラル、ヤ。

園長

従来行ハレタル各宗教儀式ヲ主トセル葬儀ハ、実行上種々ナル不便ヲ伴フト共ニ、稍々モスレバ虚礼ニ陥リ易キヲ以テ、宗教儀式ニ依ラザル園葬ヲナシテハ如何。

即チ其ノ要約スル処ハ

1 園葬ハ宗教儀式ヲ主トセザル事

2 園葬ニ際シテハ職員・入園者一堂ニ会シテ誠心誠意弔意ヲ表スル事

3 弔意ヲ表スルニ当リテハ因襲ニ依ラズシテ、各人

ソノ益スルニ足ル個人ノ言行ヲ語りテ故人ヲ偲ビ、

或ハ簡単ニ経ヲ誦シ歌ヲ唱シテ敬弔ノ誠ヲイタス

事

4 慰霊祭ハ別ニ之レヲ為ス

5 (入園者死亡ニ際シテ各々其ノ宗派ニ依リテ簡単ナル告別式ヲナスハ妨グズ)

Y・S 賛成意見ヲ述ブ

各舎長 賛成

II 遺骨・遺留金品ノ処分ニ就テ

事務官 遺骨・遺留金品ノ処分方法ニ就テハ、可成生前ニ意

志表示ヲナサレン事ヲ希望ス。

K・S 遺骨ノ送料ニ就テ質問ス

園長 送料ハ園費ヨリ支弁スベシ。

林医官 意志表示アリタル時ハソノ意志表示ニ従ヒ、然ラザ

ル時ハ如何ニナスベキカヲ議セラレ度シ。

四谷事務官 意志表示ナキ時ハ遺族ニ凡テ返還スベキカ又ハ

慰安会ニ寄附スベキカヲ一般的ニ決定シ得レバ幸ナ  
リ。

(N・H、解剖ニ関シテ簡單ナル質問ヲナス)

Y・S 多クノ場合ニ於テ遺留金品ヲ返還スルガ如キハ返ッ

テ迷惑ヲ蒙ルニ非ズヤ。

事務官 意志表示ナキ場合ニシテ、園内ニ遺族アル場合ニ於

テハ之ニ引渡し、而ラザル時ノ処分ニ就テハ入園者

各自ノ意見ヲ叩キ、早急取纏メテ解答アリタシ。

### III 病室慰問ニ就テ

Y・S 入室セルモノニ対シテ毎月慰安会ヨリ見舞品ヲ給与

サレタシ

事務官 私人間ノ虚礼廃止ノ意味ニ於テナスハ良シ。

園長 一応協議ノ上返答スベシ。

### IV 希望条項

K・S 駒鳥舎ニ於テハ一室六人以上ニセザル様ナサレタ

シ。

Y・S 金星一号・二号室ニ換気装置ヲ設ケラレ度シ。

K・G 子供舎ニ雑誌・遊戯道具ヲ備ヘラレ度シ。

Y・Y 処女舎ノ風紀ニ対シテハ一層慎重ナル監視ヲ願ヒ度

シ。尚処女舎全般ノ希望トシテハ全員ノ夜学ヲ希望  
ス。

### 第二回舎長会議録

日時場所 昭和六年九月十五日(火)午後二時 於礼拝堂

出席者 園長、四谷事務官、林医官、田尻医官、山田書記

井上主任、宮川、小林指導員、山下指導員

開会—四谷事務官ヨリ前会后新任サレタル鶯舎長O・M、鶯

舎長M・Yヲ各舎長ニ紹介シ、次デ議事ニ入ル

### 議事抄録

(1) 物品給与ニ関シテ

Y・S 舎長会準備会ニ於テ給与方ヲ要求スル事ニ決シタル

モノハ左ノ通りナレバ、何卒御考慮ヲ乞フ

一、火鉢・食卓ノ下敷

二、湯呑(厚焼)

三、鉄鍋(現在使用シツ、アルニューム製鍋ハ使用ニ不

便ニシテ且破損シ易シ)

四、禪ノ代リニ猿又ヲ給与サレ度シ

事務官 調査ノ上必要トアラバ給与スベシ。

Y・S 火種ハ従来給与サレシガ、此ノ頃中絶セシ為各自火ヲ起シツ、アリ。之レハ尠カラザル不便ヲ感ズルノミナラズ、種々ノ弊害アレバ何分ノ御処置ヲ乞フ。

園 長 湯沸器ヲ利用シ居ラザル由ナルモ、之レヲ利用スレバ単ニ湯茶ヲ沸ス手数ヲ省クノミナラズ、炭ノ節約ニモナルト思惟フガ如何。

N・H 實際ニ使用シツ、アリ。

園 長 簡單ニ火種ヲツクル方法ハナキカ。

林医官 焼却炉ヲ利用スル事ハ出来ヌカ。

宮川指導員、金工部ノフイゴヲ利用セバヨシ。

K・S 各舎ニ一個ノコンロヲ備へ付ケ、毎朝各舎別火種ヲ各室当番ニテツクツテハ如何。

園 長 陶工部ニテコンロヲ製作スル事ハ出来ヌカ。

園 長 コノ火種ノ事ニツイテハ其方法等ヨク考慮スベシ。

(2) 慰霊祭ニツイテ

K・S 慰霊祭ノプログラムニツイテ御打合セヲ乞フ。

園 長 今度ノ慰霊祭ハ真言宗式ヲ以テ行フ。

事務官 高野山布教師ノ来園時間等未定ナレバ、今詳細打合セシ難シ。

(3) 少年舎問題

園 長 少年舎ヲ鶉舎ニ移転セザル様ニトノ願出アリトノ事ナルガ如何。

Y・S 鶉舎ノ婦人モカナリヤ舎ノコルク張りニ好感ヲ持チ居ラズ、カナリヤ舎ノ少年モ亦現在ノ場所ヲ好ミ居レバ、出来得ベクンバ現在ノ儘ニテ存置サレン事ヲ希望ス。

K・G カナリヤ舎ノ周囲ハ広クシテ子供ノ運動遊戯等ニモ便利ナレバ、何卒現在ノ儘ニテ置カレ度シ。

園 長 事務側ニ異議ナシヤ。

事務官 異議ナシ。

(4) 面会ノ立会問題

K・S 面会人アル場合ハ、面会所ニ職員ノ立会アル為充分話モ出来ザル不便アレバ、立会ヲ遠慮サル、様取計被下度シ。

園 長 遠慮スベシ。

(5) 収容当時ノ没収品返還問題

園 長 収容当時一時預リタル剃刀・ナイフ・鉄ノ類ハ此ノ

際返却スベシ。

(6) 死亡通知問題

Y・S 死亡者アル場合、園ニテハ如何ナル手續ヲトラル、ヤ。参考ノ為御漏シ下サレ度シ。

四谷事務官 種々ナル事情ヲ考慮シテ最初ハ通知セザリシ

モ、死亡届ハ裳掛村役場ヲ経テナスノデアレバ其ノ

遺族ハ役場ヲ経テ知ル事トナル故、最近ハ死亡通知ヲ發送セリ。

K・S 遺骨ハ凡テ引渡スモノナリヤ。

園長 死亡通知ニ添ヘテ遺骨ノ処置ニツイテ照会スル時ハ、大部分ノ人ハ引取ヲ希望スルヲ以テ、園内ニ保管スル遺骨ハ事実上稀ナリト思考ス。

K・S 遺骨ヲ引取りシ上ハ葬式ノ必要アリ、依ツテ種々ナル困難ヲ伴フ故、遺骨ハ直チニ本山ニ送付シテ戴ケバ幸ナリ。

園長 兎二角、危篤・死亡ノ際ハ友人名義其他ニヨリテ通知スルヲ原則トシ、其レヲ好マザル時ハ適宜ノ方法ニヨリ其ノ事ヲヨク伝ヘル事ニシテハ如何。

宮川指導員 愛生学園初等部・中等部・夜学部、夫々授業開始ニツキ出来ルダケ利用サレ度シ。

園長 近時各舎間ノ空地ニ花等作り居レルガ、之レニ野菜

類ヲ栽培スル様努メラレ度シ。

午後五時閉会



## 第二節 邑久光明園

### 1 外島保養院と患者委託

#### 五二 第三区府県立外島保養院の概況

(愛生園神谷書庫蔵『風水害記念誌』昭和10年)

##### 第三区府県立外島保養院概況

- 一、明治四十年法律第十一号癩予防法ニ依リ設立決定
- 一、同年内務省令第二十号ニ依リ其ノ区域ヲ左ノ二府十県ト定メラル

大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、三重県、  
滋賀県、岐阜県、福井県、石川県、富山県、  
鳥取県、和歌山県

- 一、明治四十一年大阪府西成郡川北村大字布屋ノ一部二万坪ヲ買収外島ト云フ大字ヲ設定建設ス
- 一、明治四十二年四月一日開院、収容定員三〇〇名
- 一、管理者、大阪府知事
- 一、歴代ノ院長 今田虎次郎、村田正太、原田久作
- 一、大正四年度ヨリ収容定員四〇〇名ニ増員ス

- 一、昭和三年六月ヨリ臨時二一五〇名増員、定員五五〇名
- 一、昭和六年収容定員一〇〇〇名ニ増員計画ノ為メ隣接土地四万坪買収ス
- 一、昭和七年五月埋立工事ニ着手
- 一、昭和八年四月建築ニ着手
- 一、災害当時の職員数七十三名

#### 内 訳

- 院長一、主事一、医員四、歯科嘱託医一、調剤員三、書記三、雇四、電気手機関手一、看護手四、看護婦一四、研究助手三、調剤助手一、患者係九、炊事長一、炊事夫六、火夫二、運転手一、タイピスト一、雑役七、給仕一、夜警二、掃除婦三

- 一、職員中死亡シタル者三名
- 看護婦主任 中野鹿尾、炊事夫 青木甚太郎、同 福本タミ

- 一、職員ノ家族死亡者一一名
- 一、災害当時患者数

男 四五二名  
女 一四五名  
五九七名

## 一、遭難患者数

一七三名 } 男 一〇七名 (内屍体判明セザル者 三)  
 } 女 六六名 (同 八)

## 一、生存患者数四二四名

岡山 長島愛生園ニ委託 七八名

群馬 栗生楽泉園ニ委託 九八名

東京 全生病院ニ委託 七〇名

青森 北部保養院ニ委託 五〇名

香川 大島療養所ニ委託 七〇名

熊本 九州療養所ニ委託 五〇名

退院者 七名

死亡者 一名

## 一、損害総額 七三九、六一三円

## 五三 風水害の被害状況とその後の経過

(光明園蔵『昭和十三年年報』昭和13年)

## 昭和九年

一、九月二十一日 近畿地方ニ大風水害アリ、本院ヲ圍繞セ  
 ル堤防決潰シ、丈余ノ高潮ハ奔馬ノ如ク院内ニ突入シ、  
 新旧病舎ハ勿論職員宅舎其ノ他ノ建物ハ小部分ヲ残シ殆

ド全部倒壊流失シ、損害見積額七拾余万円ヲ算シ、加フ  
 ルニ看護婦長中野鹿尾、炊事夫青木甚太郎、同福本タミ  
 ノ三名ハ悲壮ナル殉職ヲ遂ゲ、其他職員家族拾壹名、収  
 容患者百七拾参名ノ殉難者ヲ出セリ。

一、九月二十二日 外島現地ヨリ約十五丁隔タリタル中島  
 橋々畔埋立地ニ急遽天幕ヲ以テ仮收容所ヲ設置シ、生存  
 患者四百二十四名ヲ収容シ、附近ニ仮事務所ヲ設ケ執務  
 セリ。

一、九月二十四日 生存患者ノ善後処置ニツキ協議ノ結果療  
 養ノ全キヲ期センガ為メ、本院復旧迄各療養所ニ分割委  
 託スル事トナリ、本日ヨリ十月二十一日迄ニ長島愛生園  
 ニ七拾八名、栗生楽泉園ニ九拾八名、全生病院ニ七拾名、  
 北部保養院ニ五拾名、大島療養所ニ七拾名、九州療養所  
 ニ五拾名、合計四百拾六名ヲ各委託送致完了セリ。

一、九月二十六日 畏クモ久松侍従ノ御差遣ヲ拝シ、其ノ他  
 遭難以來朝野ノ貴顕多数ノ御来訪ヲ忝ス。

一、九月二十八日 畏クモ皇太后陛下ニハ当院遭難ノ趣ヲ聞  
 シ召サレ痛ク御軫念アラセラレ、生存患者ニ御救恤金ヲ  
 御下賜アラセラル。

一、十月一日 皇太后陛下ニハ遭難物故者ノ祭料トシテ金

五百円ヲ御下賜遊バサル。

一、十月二日 仮收容所ニ於テ東本願寺難波別院輪番清秀円導師ノ許ニ遭難物故者ノ慰霊祭ヲ執行ス。

一、十一月十三日 生存患者ノ委託全部完了セシ為メ天幕張仮事務所ヲ西淀川区野里町一一三三ノ八一番地ニ移セリ。尚職員ノ一部ヲ大阪ニ留メ、他ハ夫々患者委託療養所へ患者看護ノ為メ派遣セリ。

而シテ昭和十年七月二十九日内務大臣ノ認可ヲ経テ復旧地ヲ岡山県邑久郡裳掛村大字虫明長島ノ西端ニ決定セラレ、昭和十一年早々工事ニ着手スルコト、ナレリ。

五四 九州療養所への患者委託

(菊池恵楓園入所者自治会蔵「外島保養院委託患者ニ関スル書類」

昭和9年)

衛第一一七四六号

昭和九年九月廿五日

熊本県警察部長印

九州療養所長殿

外島保養院患者收容ニ関スル件

九月廿一日ノ暴風雨ニ倒壊セル外島保養院收容患者五拾名、

九州療養所へ一時收容方委託致度旨大阪府知事ヨリ依頼有之、承知ノ旨通報致置候ニ付テハ、近日中先方ヨリ患者送致ノ事ト相成ルヘク候間、收容上遺算ナキ様御取計置相成度、此段及通達候也

外島保養院委託患者人所経過

一、到着日時

昭和九年九月二十七日午後十一時、慰安所前着

一、大阪ヨリノ付添者

大阪府 青木昌吉

同 岡西角太郎

外島保養院 平山歌津渚

同 佐々木利雄

一、当所ヨリ山陽線小郡駅迄出迎ヘタルモノ

看護長 渡辺久喜

書記補 古屋晴杜

医員助手 浜 房一

一、入所患者

別紙人名表ノ通り

男 三八名

女 一 二名

計 五〇名

一、慰安所到着ト同時ニ同所前庭ニ於テ職員及所患者全員列立ノ上、入所式ヲ挙行セリ

外島保養院患者収容ニ関スル経過

昭和九年九月二十一日午前七時三十分頃ヨリ、関西地方一帯<sup>〔帯〕</sup>昭和九年九月二十一日午前七時三十分頃ヨリ、関西地方一帯<sup>〔帯〕</sup>ニ一大暴風雨来襲シ大被害ヲ蒙リ、外島保養院モ此ノ大暴風雨ノ為付近ノ堤防決潰シ、大海嘯襲ヒ来リ瞬時ニシテ約二百名ノ病友ノ生命ヲ奪ヒ、百万円ヲ投ジタル新築病舎ノ殆ガ烏有ニ帰シタル非報<sup>〔悲〕</sup>、ラジオニ依リ一度伝ルヤ、所長ヲ始メ所員ハ勿論患者一同心痛ニ堪ヘス、其ノ詳報ノ至ヲ待チタルモ岡山県以北ノ損害甚ダ敷ク、電信電話並ニ鉄道ハ全ク不通トナリ交通途絶シ、其ノ詳細ヲ知ルヲ得ス

所長ハ不取敢外島救援ノ為メ上阪セント計画セラレタルモ、其後被害情況審ニ知ルヲ得サルヲ以テ出発ニ至ラス

二十二日

本日迄デ各交通機関旧ニ復セス、以前詳細ナル情況ヲ知ルヲ得ス、僅ニラジオニ依リ断片的ニ知ルヲ得ルノミ、所長ハ外島ノ被害甚大ナルヲ思ヒテハ旁觀スルニ忍ヒス、救援ノ為メ

所員二、三名ヲ引率シテ上阪セント計画セラレタルモ、何分大阪ノ情況不明ナルト管理県ノ意思ニ依リ、情況判明スルヲ待チ出発セラル、コト、ナレリ

二十三日

其後到着セル新聞ニヨリ知ルヲ得タル情況ハ、外島ノ被害思ノ外甚大ニシテ其儘永ク放置スルニ忍ヒス、管理県ト協議ノ上不取敢所長単身上阪セラル、コトトナリ、午后零時二十六分立田駅発下り豊肥線經由別府ヨリ海路上阪セラル

二十六日

上阪セラレタル所長ハ親シク慘禍ノ情況ヲ視察セラレ、罹災職員並患者一同ヲ見舞ヒ、高野予防課長・各療養所長協議ノ上、生存患者ヲ各療養所ニ於テ出来得ル限り一時委託収容スヘキコトニ決シ、当所ニ於テハ五十名ヲ引受ケラレ、其輸送其ノ他打合セノ為メ取急キ午后一時上熊本駅急行ニテ帰熊、直ニ県庁ニテ警察部長・衛生課長ト協議ノ結果、渡辺看護長外二名迎ヒノ為メ午后五時上熊駅<sup>〔本脱〕</sup>発上リニテ出発セシムルコトニ決ス、之ヨリ曩ニ大阪府ヨリ患者ハ府員及保養院職員付添ノ上出発セシムル旨電報アリタルヲ以テ、右三名ハ先ツ山陽線小郡駅ヲ目標トシ前進スヘク、確報ヲ得次第電命スヘキ旨ヲ含メ出発セシム

右出發後大阪ヨリ確報ニ依リ同夜ハ下ノ関ニ停止シ、翌二十七日朝電話ヲ以テ連絡スヘク電命セリ

二十七日

午前七時三十分下ノ関ニ停止セル三名ヨリ電話連絡アリタルヲ以テ次ノ命令ヲ発ス

記

外島ノ患者五十名ハ四名ノ付添ニ監督セラレ昨夜大阪出發、本日午后三時三十分下ノ関着ノ予定ニ付、三名ハ小郡駅ニ之ヲ迎へ、右患者ノ性別其ノ他必要事項ヲ電報シ、爾後大阪ノ付添ト協力シ輸送途中ノ万全ヲ期スヘシ、尚必要事項ハ其ノ都度電報ヲ以テ連絡ヲ保ツベシ

右命令ニ基キ出迎ノ三名ハ小郡駅迄テ延進シ、午后一時二十分同所ニ於テ外島ノ患者ヲ迎へ、之ト連絡ヲ確保シ一面所ニ對シテハ必要事項ヲ電報連絡シ、午后九時二十六分無事上熊本駅ニ到着セリ。

是ヨリ先、榊原医員ハ装備セル婦長・看護人・看護婦四名ヲ引卒シ、植木駅ヨリ輸送列車ニ乗込ミ出迎ノ意ヲ表スルト共ニ、下車ニ関スル斡旋シ、且大量汽車輸送ニ関スル研究ヲ行ヘリ。上熊本駅頭ニハ衛生課長・所長・内田医員・坂本書記・角田書記補之ヲ迎へ、已ニ菊池軌道ニ交渉ノ上準備セシ

メタル電車二輛ニ分乗セシメ、同十時十分發車、同十一時御代志停留所、同所ニハ不自由患者運搬ノ為メ患者運搬用車並手荷物運搬用トシテ荷車三台ヲ準備シ、居残りタル所員多数出迎ヘタリ、全患者無事下車スルヤ、出迎タル多数職員ノ誘導ニテ徒歩通用門ニ向フ、通用門内道路ノ東側ニ堵列セル全患者ノ出迎ヲ受ケタリ

同十一時慰安所前庭ニ到着、直ニ職員・患者集合ノ上感激裡ニ入所式ヲ挙行セリ

所ニ於テハ五十名患者ヲ一時依託収容ニ決スルヤ、諸般ノ準備ヲ進メ居タルニ、依託患者人伝染病發生ノ虞レアリテ一時隔離ノ必要アルノ電報アリタルヲ以テ、取敢慰安所ヲ仮隔離室〔不脱〕

ニ定メ、起居ニ必要ナル総テノ設備ヲ急設シ、支給品ノ一済ヲ取揃へ、二十七日午後四時迄全部ノ準備ヲ完了セリ

入所式終了スルヤ直ニ慰安所ニ入所セシメ、取揃ヘアリタル支給被服ヲ各人ニ渡シ、看衣ノ総テハ之ヲ一纏メトシテ之名札ヲ附シ一ヶ所ニ集メ消毒ノ準備ヲナシ、貴重品ノ総テハ之ヲ預リ、金錢ハ通帳トシ、其他ハ消毒ノ上返スコトトセリ  
総テ終リ就寝セルハ九月二十八日午前一時三十分ナリ

九月二十八日

一、所持品ノ調査

古屋書記補ハ監護員ヲ指揮シ所持ノ一切ヲ嚴密ナル検査ヲ施行シタルニ異状ナシ

一、大阪ヨリノ付添人

(府職員衛生技師青木昌吉、防疫監吏岡西角太郎、外島職員平山歌津緒、佐々木利雄)

午前中所内案内、中食ハ官舎ニ於テ所長・主事内田・柳原・石坂・坂本・上島計十二名会食

午後二時ヨリ渡辺看護長ハ外島ノ二名ヲ案内シテ熊本回春病院・待労院及市内見学、同夜ハ官舎宿泊

府ヨリノ二名ハ熊本ニ宿泊セラル

九月二十九日

一、外島ヨリノ付添二名ハ午前九時退帰途ニツカル

一、本日ヨリ五十名患者ニ対スル身上調査ヲ開始セシメ、併テ誓宣ヲナサシム

一、回春病院ノ乙部氏、職員及患者ヲ代表シテ来所、慰安所ニ於テ親シク見舞ハレ、職員及患者ヨリ各一封ノ見舞金ヲ交付セラル(職員ヨリ五、患者ヨリ二)見舞金ハ一時所ニ預リ後之ヲ付ス

午後二時三十分、皇太后陛下ヨリ外島保養院罹災患者ニ対シ

御下賜金下賜セラレ、只今有難ク拝受セシ旨、伝達ヲ乞フ旨

外島保養院長ノ電報ニ接シ、所長ハ直ニ所員並外島患者所患者代表ヲ慰安所ニ集合セシメ、嚴肅ナル聖旨伝達式ヲ挙行セラレタリ

右終リテ国旗掲揚式ヲ行フ

十月二日

外島保養院ノ電報ニヨリ、当所ニ於テモ受託患者ヲ中心トシ、左記ノ通り遭難患者職員其ノ家族ノ慰霊祭ヲ施行セリト

大阪ヨリ、電報

明日午後三時慰霊祭ヲ行フ旨本院患者ニ御伝ヘヲ乞フ

外島保養院長

右電報ニ依リ、当所ニ於テモ同時刻ニ慰安所ニ於テ慰霊祭ヲ執行スルコトニ決シ、即中央ニ祭壇ヲ設ケ香花ヲ供へ、真宗西浄寺寺西氏ノ来所ヲ求め、所長祭主トナリ県警察部長及衛生課松本警部ノ列席ノ上嚴肅ニ祭典ヲ実施セリ、警察部長ヨリハ特ニ多量ノ菓子ヲ寄贈セラレタリ尚、午後六時三十分外島ヨリ左記ノ電報アリタルヲ以テ、所長ハ不取敢官舎在住ノ職員ヲ召集シ、慰安所ニ於テ患者代表ヲ列立セシメ、其伝達式ヲ挙行セラレタリ

記

本日慰霊祭挙行ニ際シ畏キアタリヨリ特別ノ御思召ヲ以テ

死亡患者殉職々員ニ対シ御菓子料賜ル、右趣キ本院患者ニ  
御伝ヘヲ乞フ  
外島保養院長

十月九日

隔離中ノ患者内ニ、三名ノチブス疑似患者発生ニ付、県ノ指  
示ニヨリ仮収容所ヲ隔離室ト定メ、直ニ諸般ノ準備ヲ整ヘ、  
午后四時患者付添三名ヲ附シ、右疑似患者三名ヲ収容セリ  
右疑似患者発生ニ付、県ノ指示ニ依リ外島患者ハ尚一週間隔  
離ヲ延長セラル

再来衛生課ニ於テ血液及糞尿ノ各種検査ノ結果、何レモ陰性  
ト決定、十月十五日全部ノ隔離ヲ解除セラレ各配属家族舎へ  
移シタリ

十一月三日

仮収容所へ隔離中ノ疑似患者三名ハ陰性ナルコト確認セラレ  
タルニ依リ、本日夫々重病室へ移シタリ

昭和九年九月二十六日

第三区府県立外島保養院長 原田久作

九州療養所長 宮崎松記殿

謹啓 今般ノ惨禍ニ際シテハ早速御慰問ヲ忝クシ、尚一方ナ  
ラヌ御配慮ヲ賜ハリ候段、職員患者一同感銘仕居候、只今本

院患者五十名参上仕候間、何卒宜敷御願申上候  
敬具

外島保養院患者経済情態調

- 一、収容人員 五〇名
- 一、現金所持者 三九名
- 一、現金合計 三二〇二九〇
- 一、当分ノ間小遣ニ不自由ナキモノ 二六名
- 一、一時ノ間小遣ニ不自由ナキモノ 八名
- 一、無一文ノモノ 一六名
- 右ニ依リ二四名ハ直ニ小遣ニ不自由ナルモノナルモ、内一  
一名ハ概ネ各種ノ労働ニ堪ヘ得ルヲ以テ、全ク将来救済ヲ必  
要トスルモノハ一三名ナリ

九 十 一 十 一 七 六 五 〇

年 月 日

所 長

聯合各県警察部長宛 (熊本県ヲ除ク)

外島保養院委託患者収容ノ件報告

過般近畿地方稀見ノ大風水害ニ依リ、第三区大阪外島保養院  
ハ殆ト全滅ニ類スル災禍ヲ蒙リ、二百ノ生靈ト建物全部ヲ失  
ヒ、生残患者ハ雨露ヲ凌クニ所ナク、其ノ惨状言語ニ絶スル

モノアリ、大阪府当局ハ全国療養所管理県ト交渉ノ上、患者ヲ一時各療養所ヘ分散委託スルコト、相成、当所モ管理県ノ命ニ依リ五十名ヲ受託收容スルノ余儀ナキ立場ニ立至リ、内務省高野予防課長ヲ初メ全国各療養所長ハ急遽大阪府庁ニ参集シテ善後策ヲ講ジ、各療養所共受託患者数ハ五十名、受託期間六ヶ月ニシテ療養費ハ全部第三区ヨリ支弁スルコト、シ、受託ヲ承諾シ、斯クテ去九月廿七日午後十一時当所受託患者五十名（男三八・女一二）ハ無事当所ヘ到着收容致申候、然ルニ患者ハ総テ海水ニ溺レ九死ニ一生ヲ得タル者ノニテ憔悴甚シク、加之伝染病発生ノ惧アリ、隔離ノ必要ヲ認メタルヲ以テ、差当リ全患者ヲ慰安所ニ隔離收容シ防疫設備ヲナシ、爾来日々検診療養ヲ施シ居リ、発生ノ虞ナケレバ不日各家族舎ヘ分離收容可致予定ニ有之候、尤モ受託期間ハ十月以降六ヶ月ニテ、療養諸費ハ先方ノ負担トハ謂ヘ、御承知ノ如ク当所ハ常ニ定員ヲ多数超過シ従来トテモ聯合各県ノ入所御希望ヲサエ充分ニ満タス能ハズ、苦慮致シ居ル次第ニテ、此ノ上五十名ヲ一時ニ收容スヘキ余裕トテモ到底無之、頗ル当惑致候得共、前陳ノ如キ急迫ノ事情ニテ拒否スルニ忍ヒズ、職員患者一同救癩事業ノ大局ニ鑑ミ犠牲的覚悟ヲ以テ無理ニ收容致候様ノ次第二付、何卒不恵御諒承賜り度、就テハ聯合各県

ノ入所御希望ニ対シテハ、是レガ為ニ御迷惑ヲ及ボサ、ル様精々努力可致覚悟ニ有之候得共、患者居室ノ関係ニ於テ従前ニ比シ尚一層狭隘窮屈ヲ訴フルハ数ノ免レサル処ニ有之、此点特ニ御諒承相仰度、此段委託收容ノ顛末御報告申上候也

##### 五五 外島保養院復興に関する嘆願書

（光明自治会蔵「外島保養院復興ニ関スル嘆願書」昭和9・10年）

外島保養院復興ニ関スル陳情ノ件

- 長島愛生園入園者 一同
- 於同園外島罹災患者 一同
- 於栗生楽泉園同上患者 一同
- 於全生病院同上患者 一同
- 於北部保養院同上患者 一同
- 大島療養所患者 一同
- 於同所外島罹災患者 一同

昭和九年十一月十五、十六日ノ両日ニ亘リ開催セル第七回日本癩学会ニ対シ、標記患者ヨリ別紙之通嘆願書提出有之候処、其ノ趣旨トスル所ハ過般ノ関西大風水害ニ依リ潰滅セル外島保養院ノ遭難患者及今猶社会ニ残サレタル癩患者ノ為、速ニ同院ノ復興ヲ促進セラレタシト謂フニ在リ、極メテ適切ナル



陳情ト被存、茲ニ其ノ写ヲ移送仕候条、右願意徹底方格別ノ御高配相仰度、此段申進候也

昭和九年十一月二十一日

第七回日本癩学会々々長 光田健輔

殿

.....

謹んで第七回日本癩学会の盛会を祝します。

此度の風水害に於きまして私共の友院外島保養院の払った犠牲は余りにも大なるものでありまして、多年に亘る当局苦心の結晶であり病者待望の標的であった拡張工事に依って、新装成れる一千名収容の新病舎は一朝にして潰滅し、剩へ十四名の職員及家族、百七十三名の病友を濁流中に葬った事は私共の痛恨感じ得ない処であります。

当局に於かれましては直に之が救療に当られ、四百二十四名の生存者を各療養所に分割委託すること、なり、本園に於ても七十八名の病友を迎ふる事になりました。

御承知の通本園は其の当時既に超満員でありましたが、我等は斯様な風水害より辛じて免れた病友を見捨てる事は出来ません。何とかして慰め救はねばならぬとお互ひに席を譲り合つて心より是をお迎へしたのであります。全国の療養所に於

ても同様であります。私共は友院外島の不幸を思ふにつけ、楽土を持てるものの幸福と楽土を失へるもの、悩みとを切実に考へさせられたのであります。

更に私共は思ひを馳せ楽土を知らざるもの、悲しみを痛切に考へざるを得ません。私共も嘗ては楽土を知らずして悶へ苦しんだ者であります。幸にして理解ある皆様の御同情に依りまして、外島保養院が再建せられ思出深き楽土を失った病友の為に、将又未だ楽土を知らざる一万余の病友の為に、楽土を与へて下さる様併せて御願ひ致します。

皆様を通じて一般社会の方々に切に御願ひ致します。

昭和九年十一月十五日

長島愛生園入園者一同

.....

外島保養院復興ニ関スル嘆願書

謹んで文書を以て御願ひ申し上げます。

茲に第七回日本癩学会が岡山市に於て開催せらるゝに当り衷心より祝意と感謝の意を捧ぐるものであります。

今回関西地方未曾有の大風水害に遭遇し、私達の楽園外島保養院は惨禍最も激甚を極め殆んど潰滅に帰し、剩へ二百に近い兄弟を一瞬にして奪ひ去られた事は、誠に痛惜に堪えざる

次第であります。辛うじて九死に一生を得たる兄弟四百二十四名も亦、全国各療養所に分散するの余儀なきに至りましたことを深く悲しむものであります。

此の災禍に当り畏くも皇太后陛下には痛く御心を悩ませられ、直に私達の天幕生活に侍従を御差遣遊ばされ有難き御慰問の御言葉を賜る上、共に金壺封を御下賜になりました。更に物故者慰霊祭に当り祭料を御下賜あらせられたるは誠に恐懼の極みにて、只管感泣の外なきものであります。

尚今回の私達に対する前後処置に就て、当局者並に斯界の諸先生始め一般社会の御同情と御援助を賜りました事を謹んで厚く御礼を申し上げます。

今回の災禍に遭遇して私達の最も痛惜に堪えざるは、中野看護婦長を失ひました事であります。中野婦長は此の危急の渦中であつて強き責任感から危急を犯し病者救助に努められ、遂に私達の兄弟と共に無惨の最後を遂げられました。

此の尊い犠牲愛こそは汲めども尽きざる慰めの泉であります。

尚職員及其の家族並に病友百八十七名の犠牲者の英霊に対して何を以て慰む可きか、何を以て報ゆ可きか、それは只外島復興の一途あるのみと固く信ずるものであります。私達の外

島は壺千人収容の拡張工事落成り、移転を目前に控へて我々六百の兄弟は歓喜に充ち満ちて居つたのであります。更に社会に苦悶の日を送る多くの病友達も、如何に此の落成を待ちわびて居たことでありませうか。

これを思ふ時私達は一日として安き日なく、寝ぬるも醒むるも復興の促進を願ふの念慮に燃えて居るものであります。幸にも私達は各療養所の御理解の許に温き愛に抱かれて感謝の日を送りつゝありますが、社会に居られる病友達は各療養所共是が為定員超過をなし、迎へらるべくして迎へられなくなつたことは誠に御気毒に堪えない次第であります。私達は此の悲惨な兄弟を救ふ為に、尚此の英霊を慰むる為に只々外島復興の日の早からんことを冀ふものであります。

二十五年の歳月を閲し血と涙によつて築き上げたる楽土、外島の先覚者の霊も亦泉下にあつて復興を祈つて居ること、深く信ずるものであります。

然れども此の復興たるや国家非常時局に際して、当局者初め大方諸賢及一般社会人士の御同情と御理解を賜るに非ざれば能はないものであります。

何卒私達の此の衷情を御酌み採り下さいまして、復興の為に御尽力下されん事を偏に歎願致す次第であります。

昭和九年十一月十五日

於長島愛生園

外島罹災患者一同

.....

嘆願書

謹ンデ嘆願書ヲ以テ申上グル次第御許シ下サル様願上ゲマス  
此ノ度ノ大風水害ノ為メ私達ノ唯一ノ楽土ハ無慘ニモ潰滅セ  
ラレ、多クノ犠牲者ヲ出シマシタ事ハ、既ニ諸賢ノ御承知ノ  
事ト存ジマス。其ノ節ハ絶大ナル御配慮ト御救援ヲ辱シ、残  
存者一同ガ各療養所ニ収容セラレ安ラカナル日ヲ過ス事ノ出  
来得マシタ事ハ、真ニ御理解深キ皆様方ノ御尽力ノ賜ト深ク  
〜感謝致シマスト共ニ、感泣ニ咽ブモノデ御座イマス。

茲ニ於キマシテ私達ハ静カニ過去ノ外島ヲ顧マスルニ、其  
処ハ脳裡深ク忘ル事ノ出来得ナイモノ有ル事ヲ覚ユルノデ御  
座イマス。其レハ救癩ノ一助トシテ院長様初メ職員方ト共ニ、  
一致協力血ト汗トヲ以テ築キ上ゲタル平和ナ楽土ト外島精神  
ナルモノ、即チ互助ト奉仕ノ真心コソ私達ニ残サレタル努力  
ノ結晶デ御座イマス。

逝カレシ百七十余名ノ靈魂モ亦茲ニ止リ、復興ノ一日モ速  
カナラン事ヲ靈界ニ於テ待タレテ居ル事ヲ固ク信ズルモノデ

御座イマス。是ヲ思フ時私達ハ、只々胸ニ迫ルモノハ復興ノ  
二字ノ外ニハ御座イマセン、是コソ亡キ友ノ靈ヲ慰ムルモノ  
ト考フル次第デ御座イマス。然レ共悲シキ境遇ノ身ニ在リ、  
直接之ガ運動出来得ナイ事ヲ痛ク悲シムモノデ御座イマス。  
何卒私達ノ此ノ苦シキ胸中ヲ御推察下サイマシテ、外島再建  
ノタメ力強キ御配慮ト御支援ノ勞ヲ煩ハスト共ニ、当局ヘノ  
御鞭撻ノ程ヲ只管懇願申上グル次第デ御座イマス。甚ダ厚顔  
失礼オモ顧ミズ恐縮ニ存ジマスガ、右歎願ニ及ブ次第デ御座  
イマス。

敬白

昭和九年十一月

於栗生楽泉園

外島罹災患者一同

.....

今回岡山県下に於て第七回癩学会を開催せられ、斯界の権  
威者一堂に会せられ癩の学術的又社会的諸問題に就て研鑽の  
結果を發表せらるゝと共に、本邦に於ける癩問題解決の為に  
重要問題を議せらるゝは、唯々感激措く能はず感涙に咽ぶの  
みであります。

扱て此の度突如として関西地方を襲ひし颱風及び海嘯の  
為、我等の楽土二十五年の努力の結晶たる理想郷外島保養院

も此の自然の猛威の前には抗し得ず、一朝にして潰滅に帰しました。当時の凄惨たる状態は思ひ出すだに戦慄せざるを得ないのであります、樹木は折れ屋根瓦は木の葉の如くとび、家屋は大音響と共に倒壊する等大修羅場を現出し、続いて我等の鉄壁と頼む頑強なる堤防も大海嘯の前には何の効も無く決潰し、逆巻く怒濤の襲来は滝の如く全く一瞬間にして泥海と化し、職員その家族及病友百八十七名の尊き生命を奪ひ去りました。誠に最大の痛恨事、然れども辛じて生命をとり止めたる四百二十四名、今や廢墟と化し住むに家無く着るに衣無く、一時は前途如何になるやと憂慮せしも、幸にして世の同情と各療養所長殿職員及び患者各位の御厚意と犠牲的精神に依り、外島遭難患者は全国六ヶ所の療養所へ各分割収容せられ、目下安穩に感謝の生活を送りつゝ、あるは実に感激に堪えない次第であります。然れ共各療養所共に目下の現状は超満員にして全く寸分の余地なきにも関らず、特に種々の自由を忍びて歓迎なし下さいまして、其の犠牲的精神と同情に対し我等一同只管感激の涙に咽ぶのみであります。

以上の次第にて、この儘に推移すれば各療養所共に多大の支障を来し、引いては癩予防問題に甚大の影響を及ぼす事と思考せらるゝに就ては、一日も早く外島保養院の復興を期す

る次第であります。

幸にして日夜癩問題に関して没頭御努力を尽さるゝ諸賢の特別な理解と同情に縋り、何卒速に復興再建の為一層の御尽力あらんことを切に御願ひ申し上げます。

昭和九年十一月十五日 於 全生病院

外島罹災患者一同

.....

御願書

時ハ昭和九年九月二十一日午前八時、風速六十メートル世界ニ一新記録ヲ作りシアノ驚クベキ大風津浪ハ、我外島保養院ヲ襲ヒ一瞬ニシテ潰滅セシメ、我等兄弟姉妹百七十三名及殉難職員諸先生方ノ尊キ御生命ヲ奪ヒ去リ、無人ノ境ヲ行クガ如ク大荒レニ荒レ莫大ナル損害ヲ与ヘラレタノデアリマス如何ニ天災トハ言ヘ、コノ悲惨事ハ諦メヤウトシテ諦メ得ラレヌ一大痛恨事デアリマス。過去二十五年ノ光輝アル歴史ト自治ニ輝キマシタ外島私等癩者ガ、永住ノ楽土保養院ガカクシテ一瞬時ニ潰滅サレタノデアリマス、其ノ余リニ急速ナルニシバシ茫然自失ノ態デアッタノデアリマス乍然住ミ馴レシ楽土ヲ無クシタル私等ハ、其ノ日ヨリ直ニ外島吾等ノ天地癩者ノ楽土復興ヲ痛切ニ感じ、且ツ社会ニ対ス

ル公衆衛生ヲ叫ビ我等慈父原田院長様ニ復興ノ一日モ早カラ  
ン事ヲ御願ヒ致シタノデアリマス

然シ当時院長様トシテ応急方法ヲ御取りニナリ、全国六ヶ所  
ノ各療養所ニ一時離散療養スルノ止ムナキヲ御命令ニナツタ  
ノデアリマス、然シ住ミ馴レシ外島ヲ去ル時ハ誠ニ断腸ノ思  
デアツタノデアリマス

今日トシテハ只懂レノ外島ノ復興ヲ一日千秋ノ思ヒデ待チツ  
ツ、私等五十名ノ者ハ貴院長様ヲ始メ各職員諸先生及ビ当院  
患者諸兄姉ノ御同情ト御厚意ニ迎ヘラレ愉快ニ療養致シテ居  
リマス、乍然二府十県下ニ第三区府県立癩療養所ノ名称ガ存  
在シテ居ル以上、何時マデモ他区療養所内ニ御厄介御迷惑ヲ  
御掛ケスル事ハ誠ニ相済マヌ事ト存ジマス

マシテ区内発病入院不可能者ニ対シテモ社会感染等ヲ思ヒ、  
ココニ他区入院者吾等ハ外島ノ復興歎願ノ実現ヲ切望スルノ  
アマリ、吾等五十名ハ左ニ署名シテ外島保養院復興ノ一時モ  
早カラン事ヲ懇願致スノデアリマス

今回御会合ノ諸先生方ニ何卒私等病者ノ意中ヲ諒トセラレ、  
絶大ノ御尽力ト御同情ヲ御願ヒ致シマス事ヲ貴院長様ヲ通ジ  
御願ヒニ及ブ次第第二御座イマス

昭和九年十一月

北部保養院内

外島保養院患者

〔五〇名署名略〕

.....

歎願書

謹啓 諸先生方ニハ御清福ニテ常ニ紛骨碎身以テ皇国ノ為憐  
愍誠意吾等病者ノ為御尽瘁下サル段、感激ト感謝ニ堪エサル  
次第デ御座キマス

扱而過般関西地方ニ於ケル未曾有ノ大風水害ハ各地トモ哀話  
悲語其ノ数ヲ知ラズ、御氣ノ毒ノ極ミデ御座キマス。別シテ  
友院外島第三区療養所ノ災害ハ他ニ其ノ比ヲ見ザル一大悲惨  
事ニシテ、吾等ハ実ニ悲痛断腸ノ情ヲ禁シ得ザルモノガ御座  
イマス、然シテ当大島ニ於キマシテモ罹災病友七拾名ヲ迎ヘ  
ル事ガ出来マシタ、吾等ハ同病相愛ノ力ノ限リヲ注イデハキ  
マスモノ、互ニ愛スルモノガ各地ニ分散シテ哀別離苦ノ情  
ハ、安住ノ故郷トシテノ住家ヲ失ヒシ痛心ハ、吾等ノ何物ヲ  
以テシテモ補ヒ難キコトヲ痛察致シマス、加フルニ居室其ノ  
他万事不自由勝チニシテ満足ヲ与ヘ兼ネルコトヲ甚ダ残念ニ  
存ジマス

更ニ深く心痛ニ堪エサルコトハ、第三区外島療養所崩壊ノ為  
ニ全国各療養所ハ患者収容力ヲ全ク失フニ至リ、未収容患者

ハ或ハ街ニ追ハレ或ハ物陰ニ泣キ、且社会ヲ徘徊致シ菌毒ヲ散布ナシ、現況ノ如クニテハ国家衛生上甚ダ憂フ可キコト、存シラレマス

殊ニ癩根絶祖国浄化ノ理想実現モ停滞ヲ来タシ、皇太后陛下ノ御仁慈御聖慮ニ対シ奉リ懼多キ事ト恐察致シマス

希ハ一日モ早ク罹災病友ニ永久安住ノ地ト家ヲ与エル可ク、第三区療養所ノ復活ニ一層ノ御尽力ノ程ヲ伏シテ歎願仕リマス

再拜

昭和九年拾壹月八日

大島療養所病者一同

日本癩医学会 御中

.....

歎願書

此ノ度岡山ニ於テ癩医学会ノ催サル、由ヲ承リ、私達病メル者ノ為メ常ニ御考エ下サル諸先生方ニ、故郷ヲ失ツタ私達ノ微衷ヲオ打チ開ケシテオ願ヒ致ス次第デ御座居マス、憶エバ二十有五年ノ長イ間、外島保養院ハ病者ノ唯一ノ安住ノ地トシテ在続イタシテキマシタ、ソノ間寔ニ畏レ多イ事ナガラ皇太后陛下ニオカセラレマシテハ、私達病者ノ上ニイタク御軫念アラセラレマシテ、曩ニ多額ノ御手許金ヲ御下賜遊バサレ、

続イテ御歌楓等重ネ重ネ数々ノ有難イ御仁慈ニ浴シ奉リ、アマリノ畏レ多サニ感激ノ涙ニ咽ンダノデアリマス。私達ハコノ限りナイ聖代ノ御恩沢ニ感謝シツ、病者トシテノ本分ヲ守リ相互扶助ノ精神ニタチ馳テ入院サルベキ多クノ兄弟ノタメニ、セメテハ心安ラカナ月日ヲ送ルベキ樂土ヲ建設セム一途ニ進ムデマキリマシタ、今ヤ理想ノ新建築モ多大ノ経費ト日月ヲ費シ竣工・移転ヲ目前ニシテ突然起ツタ稀有ノ風水害ノ為メ敬愛スル多クノ職員並ニ病友ノ生命ト共ニ、無慘ニモ外島保養院ハ一瞬ニシテ高潮ニ押流サレテシマイマシタ、幸ニ九死ニ一生ヲ得タ私達ハ、アエナクモ瞬時ニシテ変リ果テタル郷土外島ノ惨状ヲマノアタリ眺メツ、茫然トシテナス術モアリマセンデシタ。然シナガラ、院長様初メ世ノ多クノ同情者ノ手ニ依ツテ救ハレルコトヲ得マシタ、此ノ時又私達ハ、大イナル余リニ大イナル喜ビノ報ヲ戴キマシタ

皇太后陛下ニハ此ノ度ノ災害ヲ聞コシ召サレ、有難キ御見舞ノ品々ヲ御下賜遊サレタノデ御座イマス、郷土ヲ失ヒ多クノ兄弟ヲ喪クシタ悲シミノ中ニモ此ノ限りナイ御仁慈ニ感激ノ涙ヲ新ニ致シタ次第デ御座居マス、其ノ後各療養所長様並病友諸兄姉ノ御同情ト御理解ニ依リマシテ、私達兄弟ハ尽キ又名残ヲ惜シミツツ、再会ヲ約シテ一先ズ各療養所ニ別レテ

御厄介ニナルコトニナリマシタ、只今私達ハ大島療養所ノ温  
 イ友情ニ明ケ暮レ、何不自由ノナイ生活ヲ致シテ居リマス、  
 然シナガラ、大島療養所モ限ラレタル定員ノ<sup>〔ママ〕</sup>エンコト、テ、  
 多大ノ犠牲ヲ払ハレテキルコトヲ思ヒマス、時寔ニ心苦シイ  
 次第デ御座イマス、尚日ノ経ツニツレテ、且ツテノ外島ノ面  
 影ヤ、私達ノ為メ寢食ヲ忘レテ御尽シ下サツテキル院長様ノ  
 才姿ガ憊バレテ、消エヤラヌ外島ヘノ恋情ハ切々トシテ病メ  
 ル胸ニ迫ツテ来ルノヲ如何トモスルコトモ出来ナイノデ御座  
 イマス、幸ニ杖柱トモ頼ム諸先生方ニ私達ノ心情ヲ御伝ヘシ  
 テ、一日モ早ク外島保養院ノ復興サル、ヤウ何分ノ御助力ヲ  
 仰フギタク存シマシテ、茲ニ拙クモ切ナル心ノ儘ニ、伏シテ  
 歎願致ス次第デ御座居マス

昭和九年拾壹月十日

大島療養所内 外島患者一同

癩医学会諸先生殿

.....

園長<sup>①</sup> 主任<sup>②</sup>

嘆願書

今回大阪帝国大学医学部ニ於テ第八回日本癩学会ノ催サルル  
 ニ当リ、謹ンデ御盛会ヲ祝シ併セテ日頃ヨリ私共癩者ニ対ス

ル諸先生方ノ御同情ヲ深く感謝致シマス。

昨年ノ秋外島遭難後、私共残存者一同ガ各療養所ニ分散委託  
 セラレマシテカラ常ニ待望シテ居リマシタ外島復興地ハ、幸  
 ニモ諸先生方ノ御力添ニ依リ長島々内ニ決定ヲ見ルニ至リマ  
 シタ。之レ偏ニ諸先生方ノ御尽力ト御同情ノ賜ト音々感謝ノ  
 外ハアリマセン。

申スマデモナク各療養所ハ超満員デアリマシテ、現在ニ於テ  
 ハ全ク収容ノ余地ナク、一方社会ニアツテ救ヲ求ムル同病者  
 ノ声ノ随所ニ充チ満テル秋、外島保養院復興地ノ決定ハ此等  
 悩メル病友ニ対スル一大曙光デアアルコトヲ確信スルモノデア  
 リマス。仄聞スル処ニ依レバ、復興工事ハ三ヶ年計画ヲ以テ  
 遂行セラレ、其ノ完成ヲ俟ツテ収容ヲ開始セラレルトノ事デ  
 アリマス。然シ其ノ三年ハ社会ニアツテ一日千秋ノ思ヲ以テ  
 収容ヲ待ツ病友ニ対シテハ、余リニモ長期間デアアルコトヲ遺  
 憾ニ思フモノデアリマス。

畏クモ皇太后陛下ニ於カセラレマシテハ、私共ノ上ニ常ニ御  
 軫念ヲ垂レサセ給フ事ハ恐懼ノ極デアツテ只々感謝感激ニ咽  
 ブモノデアリマス。私共トテコノ御鴻恩ニ報キ奉ルベキ途ハ、  
 未ダ療養所ヲ知ラザル病友ヲ一日モ早ク迎ヘルコトノ外ニナ  
 イト信ジマス。コレ又延イテハ<sup>〔曩カ〕</sup>ニ遭難ノ犠牲トナラレタ中

野看護婦長始メ職員及家族並二百人近イ病友□□□□所以ナルコトヲ思フ□□□□ルコトヲ思ヒマス時ニ、外島保養院ノ復興工事が進メラレマシテ、一人デモ多クノ同病者が一日モ速ニ救ハレマスコトヲ願望シテ歎マナイ次第デアリマス。茲ニ第八回癩学会ノ開催セラルルニ当リマシテ、コノ光榮アル席上ニ私共ノ衷情ノ一端ヲ申上ゲ、日頃ノ御高恩ニ対シテ感謝ノ意ヲ表スルト共ニ、今後一層ノ御高配ト御尽力ヲ賜ハラムコトヲ懇願スル次第デアリマス。

昭和十年十一月十六日

於 長島愛生園

外島委託患者一同

## 五六 職員解雇の噂

(菊池恵楓園入所者自治会蔵「外島保養院委託患者ニ関スル書類」)

昭和9年)

拝啓 益々御清穆之段奉賀候

陳者、外島問題に關し先般職員二、三十名を鹹首するやの噂を仄聞し、万一実現せば由々敷問題にて、早速愛生園に電話協議したる結果、一先同園長より国沢衛生課長へ真偽照会の結果、別紙写の通り回答有之、一先安心致したる次第に有之

候

万一右が噂に止まらざる場合は、各療養所長連名にて大阪府当局へ陳情書を提出する計画致し居りたるものに有之候何れにしても外島職員中院長以下幹部級数名以下が同地に居残ることは、府当局に心境の変化を来たしたる際、或は鹹首問題を起すやも不知との懸念も有之候、此の場合は職員を各療養所に引取るが最も良策かとも被存候、勿論貴所に於かれても各種事情有之ことは充分承知致居候も、当所としても既に職員十二名も引受たる現況にて他の権衡上管理県へ対しても、より以上引取方は困難に有之候条、万一斯様なる破目に落ち入りたる場合は外島職員救助の意味に於て可然御高配賜度、此段御通知旁得貴意候也

敬具

昭和九年十二月二十一日

野島泰治

宮崎松記殿

.....

拝啓 貴翰拝誦仕候、野島大島所長よりの電話の一件、どうしてこんな噂があるか小生には不可解に有之候

何時かも御聴きに達し候通り、保養院罹災職員が可成失業状態にならぬ様心掛け居候

其の為には成る丈け多数職員をば委託患者の為各療養所に出



張せしむる方針に有之、其れにても猶過剰の職員を生じたる場合は出来得る丈け長期在職せしめたる上、最も有利なる条件<sup>ママ</sup>（優待法）の下に解職（之れも小物丈け）するの余儀なきに至るやも計られず候得共、御心配の様に職員沙汰は有之筈なきものと被存候  
幸に御安心被下度候（後略）

国沢健雄

光田賢兄

### 五七 望外の喜び

（愛生園蔵「患者記録票（一人一題）最近の愛生園」昭和9年）

望外の喜び

過日の大風水害に潰滅の浮き目に遭遇されし、外島の病友七十八名を我等は迎へた。隣境の地なれば、生存者の方々全部をお迎へする気持はあつたけれど超満員の時とて、一部に過ぎない。さはれ宿命の外の病友のみを迎へつゝある我等の十坪住宅に他の既設療養所の天災に呻吟せる人達を迎へた事は特異性であり予期せざる喜びである。十坪住宅の設備無かりせば、かくも長島としては、多数の病友諸君を迎へ共に語らふ機会は与へられ無かつたかも計り難ない<sup>ママ</sup>。外島復興の前提

として、此の望外の喜びを此の気持を、再起されんとする外島の諸君にお伝へする次第である。

### 五八 今田虎次郎の回想

（愛生園書室蔵「癩療養所懐古座談会」昭和15年）

明治四十二年四月に外島保養院が出来たので自分は曾根崎署長からあそこの院長として就任したが年齢は確か五十歳の時であつた。外島の地に療養所が出来るとしても地元住民からは大した反対も無かつたやうだ。但し其地の人々にも病院が出来れば幾分うるほはしてやる事を約束して開院の始めより地元の人々を病院へ出入りさせ或は御用商人などを命じてゐたので地元と病院との間は円滑に行つてをつた。

外島保養院があそこに出来た当時は自分の世話で自分と同様、大阪のあちこちの警察署に居り八尾署長もやつたことのある松本某なる者が病院開設の細い世話、例へば院内官舎や患者の方の庭園を造る世話まで豆々しく世話をしてくれた。

病院生活の長い間に一番困つたのは何といつても飲料水の問題で外島の地は低湿の地だから良い水が出ない。掘抜を掘つても飲料とするに足る水は出なく、これは雑用の汽缶用や浴水とした。それで飲料水を得るためには神崎川の上流から

河水を汲んで来た。このためには特別の舟を造り舟夫も雇ひ神崎川を一里も遡つて一日に二回汲んで来ては、これを貯水タンクに押し上げた。この押し上げにも別に人夫の三、四名を雇つておきモーターの代りに人夫に板を踏ましめて水を押し上げ、之を濾過して水道式として院内各所に導いた。この水は見た所では綺麗に澄んではゐるが、どうしても塩気が入り御飯を焚くにも御茶にするにも甚だうまくなかつた。かつ舟で河水を吸み<sup>〔汲〕</sup>に行くにしても干潮時でないと工合わるいし（満潮時は余計に塩気が入るから）冬は西風が強く舟行は困難であり又は氷が張つて之を割りつゝ、舟を進める時もあり、為に水もとかく不自由勝ちとなり飲料水を得るには大いに困難であつて大阪や尼崎へ出た序に一升瓶に清水をもつて来たことも度々あつた。しかし之は外島が大阪市に編入されると共に第一に市の水道を引いて貰ひ、この問題はやつと解決した。

灯火は開院の殆ど最初から院内で発電して電灯が灯つた。勿論、大して明るい筈もなく、ポカ／＼と明暗はあつたが係員には海軍の出身者が多く良く真面目にやつてくれ、之には困らなかつた。

物資の購入は御用商人との間は円満に行つて居り患者個人

の買物も之等の商人がやつてくれて、患者からの注文を聞いては尼ヶ崎から買つて来てくれ、患者の方でも之に対して不満も云はず弊害もなかつた。

患者の慰問としては各宗教の人々が屢々来てくれて説教したり伝導したりしてくれ、浪花節などの慰問もよくあつた。しかしその蔭には自分は大阪の有志者に話をしては大いに勧誘に努め寄附金も中々集つたものであつた。また遊郭の人々も良く慰問に芸人を連れては来てくれ、果はこの人々によつて義情館と云ふ建物が出来てそれ等慰問の人々の休憩所になつた。

在職中に先づ困つた事と云へば前述の飲料水の他に医員の不足であつた。若い医員は随分と沢山来たが長続きせず頻々と変る。終ひには左様な若い医員すら就任する人は無くなつて医員が一人も居ねば困ると云ふやうな状況となつてしまつた。そこで医長の菅井君とも相談して老人の医者なら永続きしてくれるだらうと云ふ訳で縁故をたよつて老医に来て貰つた。この人は幸ひ永く自分が退職後も院長が村田君に代わつてからも永く勤続してくれた。これが今の長島療養所医員、青山信彦君の祖父なのだよ。

話は戻るが、医員のうちには随分と若い者もあつて独身者

も多く、左様な人々をば自分は屢々自宅官舎へ連れて来ては食事衣類の世話などしてやつたので、その人々からは親のやうに思はれ今日に至る迄時々は音信してくれる者もある。それから若い医員と云へばほんとに子供みたいな若い者もあつて医局から医員官舎まで僅か半丁足らずの所であるが夜は暗くて通行がこわいと云ふので大声で唱歌をうたつて帰つたと云ふ可愛い、人もゐた。

医員に關聯して思ひ出すのは大正二年頃だつたか、患者が医局に反感をもち暴動を起した事件があつた。原因は多分モルヒネ中毒患者であつたと思ふ、注射をしてくれ〜と屢々仕切りなしに強要する。医局の方ではしない。そこで反感が現はれ反抗し遂に暴動にまでなつたのだ。患者は健康地域との境界を壊して医局薬局へ暴れこみ器物をこわし窓硝子をわり遂に一部は官舎にまで乱入し襖障子をこわしまはつて引き上げた。やられた官舎は医員官舎ばかりでなく事務員の宅も襲撃を受けトバシリを受けた訳だが官舎の人々は堤防を伝うて逃げたが中には堤防附近の西瓜畑へ逃げ込んで半夜をふるへてゐた豪傑もあつた。それが日頃は大言壮語する大将だつたから余計に奇觀であつた。自分はこの騒動を聞いて出てみた。患者は境界の所へ押し寄せて棍棒を持つてイキリ立つて

ゐる。自分が出て行き何を騒ぐのだと聞くと、医者が怪しからぬ、殺してしまへと云ふ訳だ。そこで自分は話があるなら聞かう、喧嘩三昧は止めると云ひつゝ、患者の方は押さへ、一方事の急を所轄の警察署へ知らせた。すると伝法署長が飛んで来たので患者達は静まつた。

さてそのあとの締めくゝりであるが、署長は取りあへず主謀者の七、八人を署へ連行し留置場へ入れた。翌日大阪から検事が出て来て様子を見たり騒動のことを聞いたり、また患者達を調べなどして、結局患者達は器具物をこわしたに過ぎずとして軽きに罪せんとした。しかし自分は患者達の行動は騒動を引き起したもので、単に器具物を壊したのでは無い、よつて検事の裁断は軽きに過ぎるとなし警察署長は勿論、警察部長の意見も聞いて強硬になる態度に出たので患者は更に取しらべを受け、遂に患者の元兇は検事局の留置場に入れられ裁判を受けて結局元兇のうちの何人かは懲役十ヶ月かの処分を受けるに到つた。

かやうに院当局があく迄患者の暴動に対し強硬に出たので患者も静穩に歸し其後異状もなく唯に外島のみならず他の療養所の秩序にも役立つ所が多かつた。つまり患者達には暴れても罪せられないだらうと思つてゐた事もそうは行かないと

分かつたので患者も大いに自重するやうになり、一方、この騒ぎを機に悪い患者は逃走した者もあり、あとは廓清されて大いにやり易くなつた。

なほ自分が在任の後時期の事であるが現在の長島愛生園創立について、今迄人に知られてゐない事がある。これも光田君と一緒にやつた事ではあるが若い人々には伝えておきたい。

頃は長島愛生園が出来る三、四年前のことであらう。当時の衛生局長山田準次郎氏は療養所は地元の人々とよく連絡して居り其の人々をうるほはせもし、こちらも利益させて貰へると云ふやうな意見であつた。ある時、その山田衛生局長から電報で何日何時に大阪駅で光田君と会へと云ふのである。何の事かと思ひつゝ、その時刻に大阪駅へ行き光田君と会つた。光田君の曰く、今度岡山県裳掛村長島に国立の療養所を建てる事に内定した。ついては今田は裳掛の附近の村に生まれて知人もあらうから力を借してくれと云ふやうな事であつた。そこで自分は裳掛村へ行き村長に会ひ村会議員も呼んで貰ひ療養所を建てる話を始めたものである。自分は最初に之は村の利益になる話だと力説して説き出し、療養所の性質から村の利益になる点を列挙して話をしてやつた。なほ語を変へて、どうしてもこの村で引受けられなければ他へもつて行くより

外は仕方ないが、すると療養所が出来ることによつて得られる利益も得られなくなると懇切に説明してやつた。村長や村会議員は当時の裳掛村の実情に照してこちらの説明を良く了解し、話は案外にスラ／＼と纏まつて土地の買取其他は地元の山下喜三郎なる者が大いに尽力してくれた。たゞ反対したのは漁業組合でY・Sなる者があつて之は強く反対した。しかしそれも結局すると組合で受ける利益如何の問題であつて、この間に処しては光田君も随分苦労したが、遂に今日の愛生園が出来、岡山県の裳掛村と云へば外国人も屢々やつてくるし高位高官の方々のおいでもあり村としても御蔭を受けてゐる所が少なくないであらう。要するに自分は愛生園の誕生前にあつて話の緒口をつけ陰にあつて働いた訳である。

まあそんなやうな仕事もあつたが自分は十八年間、あそこにあつた。丁度大正十五年、外島の移転問題が起りかけた頃で今の泉北郡の福泉園（府結核療養所）のある所へ移転させやうとし、府では是非自分にやつてくれと頼まれた事であつたが段々と馬令を加へるのみだから之は固く辞退して退官させて貰つた。

十八年間も外島にゐて自分はあそこが大好きであつた。自分の楽しみは院内の池で釣をなし、又漁をすることです。

鯔がよく釣れ、また池に竹筒を入れておくと鰻が入つて居り、この方法で鰻はよく捕つた。鰻の入つてゐる竹筒を上げる時の手応へと嬉しい気持ちと鰻の美味かつた事は今でも忘れられない。また川が海に注ぐ所からは大きな蛤が取れ之亦頗る美味であつた。あそこは海岸であり夏は涼しく冬も大して厳しくなく、自分に取つては静かな別世界であつて誠に住心地がよかつた。あの海岸での気分が忘れられんで、退官後は堺の海岸近くにこの住居を建てた次第である。もつとも昭和九年の風水害時には辛く家の倒壊をまぬがれた位で大損害を受けたが、修理後再び此処に帰し余命を養つてゐる現状である。

今回の座談会に御歴々の間へ自分如き老廢の人間を御よび下され列席が叶はなければ昔話をきいて後日に残しおかる、と云つてくれる皆様方の御厚意は実に有難く感謝し枯木に花が咲いた感銘を覚ゆる次第である。

## 2 光明園の開園

### 五九 大物の浦から長島へ（光田稿）

（楓編集委員会蔵『楓』第三卷第七号 昭和13年）

癩を絶海の孤島に隔離すべし、布哇の「モロカイ」島に於ける「フリーツピン」の「クリオン」に於ける皆此の主張に基いたものである。自分達も少壮の頃此議論を吐いた。大正五年内務省に保健調査会が出来、癩の国策が樹立せられるときは全国五ヶ所の公立療養所が設立せられて八年を経過して、此れが多きも五百人を出でず。大島を除くの外は皆大都会に程遠からぬ所にあるので脱出逃走相次ぎ其出入の頻繁な事言語に絶する程であつた。就中大島が島嶼である丈に逃走者が一番に尠なかつた、自然に島を注目するに至つた。昭和三年に農商務省に問合せ、国有林島嶼にして人口稀疎なる島を物色して置いたので、大正五年、西表島（琉球の東端、台湾に近かし）から瀬戸内海の島々を探検する様に命ぜられた、長島も其一つであつて島勢が高からず水が豊富だから（瀬溝の井戸を見て）千人や五百人は収容出来る。併し数万人を容れるに足るのは西表島であると報告した。此の五百

人や千人なれば瀬戸内海風光絶住〔佳〕の所に島が空いて殆ど無人島であると云う事は当時の衛生局長中川望閣下の脳裏に強く印象せられた。大正十一年頃から外島移転問題が頭を擡げ、今田院長は密かに泉北郡和泉町（当時の伯太村）に二万坪の土地を買収した。これが外島の移転地である。事は村民が知つて居つたのであるが、当時泉北郡は民政党の地盤であつて、中林友信代議士を出した政友会の南鼎三一派の人達と、政友会議員の選挙代議士とが選挙毎に相争うた。卑法にも外島移転に就て流言飛言が頻出した。此辺は蜜柑の産地で蜜柑が病毒に犯されるとか、信太山の野砲練兵場に菌が飛んで行くとか、飛んでもない事を言触らし、人心を惑乱した。民政党の人はあれは政友会の仕業である。我が党は地方的の害悪の癩病院を排斥するにあると云い、又政友会の人はいはれは政府党の仕業であると互いに「ぬすくり」付けると云う醜体を演じ、某君の如きは此問題を提げて選挙運動に民衆を煽動して騒擾を起し拘束せらるるに至つた。当時民政党は政府党であつたが、此又町民を煽動した〇〇代議士の如きは議会で蜜柑演説をやつて、地方問題を以て政府に楯付いた。所が其れも束の間政友会の政府になつて、此問題を種に此地方が民政党である限り、療養所は解消せぬ、政友会になつたら、療養所は立

てぬと言明して地盤を奪取した。民政の中村代議士は間もなく死なれたが、此問題が地盤切崩しにつかわれた事は中村氏のみならず、国家の為め千秋の遺憾事であつた。外島は茲に二万坪の地面を持ちながら他の方に候補地を求めなければならぬ破目になつた。

次に村田院長の時代に泉北郡復活の運動が行はれたが成功するに至らなかつた事は勿論である。此間に於て中川大阪府知事は遠く瀬戸内海に着目し、鹿久居島長島に外島保養院移転建設の事を思い立たれた。十三年の夏海水浴に事よせて府の吏員は潜かに長島鹿久居島を検討せられた。其時であつたが大府管理の療養所は、大阪府管内にあるを要するてふ内務省令は取消されて大阪管内にあるを要しないと改められたのも当時の事情から思い合すれば深意が読めるであろう。扱てそうなる瀬戸内海に外島が移転拡張せらるるか云うに中川知事の転任や、村用院長〔田〕の主張やら種々の都合上から又々外島に改築拡張せらるる事になり、爾来着々として工事が進んだが、残念ながら昭和九年九月には漸く半数は収容が出来るとなつて、あの風水害でさらわれた。

今度は其場所に復興すれば何の事はなかつたが、大阪府の府会議員は府下復興の事には大反対であるらしいので、十年

一月日生町の有鴻島に話が進められたが、此処にも反対運動が持上り、十万円でも百万円でも日生町民の面目にかけて拒絶であるとの事、茲に又面白い事があるのは、愛生園薬局の尾垣君が軍隊で一年志願兵をした関係からの親友で泉北郡和泉町で薬局を営み、南前代議士をお伯父さん、お伯父様と云う間柄の片山君と云う人が偶然、我が愛生園を尋ねて来て此国家事業の設備万端を見て傾倒し、我が町の再考を促がすと云うて帰られたが、果して片山君の父は町の有力者で元の町長をして居られたそうで、相談の結果前に反対運動の急先峯であつた南元代議士をも動かし安井知事に再考の事を申出でられたが、府として、又急に和泉町の申出を引受け又反対運動が起らぬとも限らぬので日生町の話は継続中と云うて断つた。実は其当時時已に日生の方も百万円でも動かぬと居つたのである。後年此二万坪の敷地に府の結核療養所がすらすらと建てられたのは片山君等の働きも亦与かつて力あつたと云うべきである。癩であれだけ八釜敷かつたのも機会が悪かつた。其時は結核療養所でも容易に出来なかつたろうと思われ。各地に結核療養所で十数年も引つ掛つて居る所があつたり、二、三年地方と争う所は沢山にあるのは誰か「こだわる」者があり、此れをけしかけるものがある一種営利的の機転に

過ぎない。

泉北郡和泉町二万坪の土地は目出度き大団円に終つたが、鴻島を拒絶せられた外島癩療養所は遂に長島の西端に引受ける事に話がすらすらと進んだのは愉快であつた。

実は長島は前にも申した通り中川知事が瀬戸内海の島嶼を物色したとき其候補地となつた瀬溝敷池は長島愛生園設立の話がないときから已に略ぼ測量してあつた、長島に国立の話がきまつて其敷地は瀬溝敷池も国立の敷地候補地であつたが、当時に瀬溝、向瀬には二十五軒の人家がある此れを買収せる<sup>ママ</sup>ければならぬので、時の衛生局長山田準次郎閣下に指揮を仰ぐと、二十五軒の人々を長島から立退かすは面倒であるから、国立は島の中央舟越附近に始めるがよからうそして無害である事を村民が了解すれば民家の買収も容易に行はれるから、今暫く時期を待つがよからうとの事であつた。果せるかな向瀬廿五戸は鴻島の買収の話があると寧ろ此方から先きに買収を願ひ出ると云う様になつた。其買収価格は予定の二倍か三倍になつたければ<sup>ど</sup>も村が、外島引受けを反対はせなかつた。却て歓迎した様である。山田閣下の先見の明と云おうか、中川望閣下の先見の明と云おうか、将又国沢前大阪府衛生課長が前後十数年を通じての努力の結果と云おうか、其後方には

内務省の予防課の深謀遠慮の画策をも見逃がす訳には行かぬ。かくてあらゆる力の集合が何事にも払われて物事は出来るものである事を痛感する。扱て外島外島と呼んだが、二府十県の聯立になる今の光明園の事である。千人の収容力を持ち居るから多年遅れ勝ちであつた。二府十県も此数年に於て急に浄化進展を見るであろう。向う三軒両隣りで我が愛生園は東京では盛り蕎麦をもらう仲間である。等辺三角形の頂点が義経弁慶、静御前で有名な大物の浦にあつたのが平忠盛で有名な瀬戸に移動し、等辺三角の頂点は遂に尾島〔ママ〕に移動した、何でも源平に因縁があるのが面白い。大島とは何かにつけて相談し親類付合である。今度の光明園も相頼り相助けて二府十県の浄化を全うしたい。

## 六〇 鴻島移転計画

〔山陽新報〕昭和10年4月1日夕刊

大阪の外島療養所は大体鴻島移転に決定

多久岡山・安井大阪両知事折衝

折衝纏れば直に移転に着手?

過般の風水害で惨憺たる被害を蒙り、多数の死傷者を出した大阪の第三区府県立外島癩療養所移転問題は、地元民の猛烈

な移転運動もあり、かねて懸案となつてゐたが、内務省では都市衛生上の移転の必要を認め、上京した安井大阪府知事の意向をも聴取し慎重考慮中であり、候補地として大阪府下および兵庫・奈良・岡山の各県下につき調査の結果、岡山県下の日生沖合鴻の島に移転するを適當と認め、目下上京中の多久岡山県知事と折衝を行つたところ、多久知事も岡山県下の希望条件を大阪府側において容認するにおいては、移転を承諾する旨意志表示をした。従つて癩療養所移転問題はこゝに俄然具体化し、安井大阪・多久岡山県知事の事務的折衝により、愈近く実現することになつた。なほその時期は、前記両知事の折衝如何によつて決定するはずであり、内務省としては両知事の折衝が纏まれば、直ちに移転に着手したい肚である。

真に望ましい事 岡田衛生局長は語る

右につき岡田衛生局長は語る。

この問題については、先に上京した安井大阪府知事と非公的に意見を交換したが、御承知の通り昨秋の風水害で、外島療養所は惨憺たる被害を蒙り、中には患者が市内へ逃げ出したり、人を騒がせたりしたこともあつた。斯ういふ問題が今後再び絶対に起こらぬと保障されるし、衛生上の見地から言つても大都市の中に斯ういふ療養所があることはいけな



地元民の猛烈な反対運動もあり、保健衛生上の立場から岡山県下の鴻の島に移転することは真に望ましいことだ。たゞ同島は給水の便が悪いが、これは船で水を配給するか何かの方法もあらう。今後は安井・多久両知事間で移転に関する事務的折衝を行ふことにならうが、纏まればすぐにこれも実現するであらう。

### 六一 鴻島譲渡問題

〔山陽新報〕昭和10年5月14日

鴻島譲渡問題、或は至難か

町内外の反対囂々に 白紙の町長も熟慮中

日生町有鴻島に大阪府下外島保養所の移転問題は、屢報の如く余程進捗し、地元日生町では希望条件を容認するに於ては譲渡することに内定、愈本腰となつて之れが具体的交渉をみることになつてゐたが、同町出身在岡者有志の反対飛檄と町内有志間に相当の反対意見が強く、橋本町長は最初から白紙で問題に臨んで居り、町議間にも反対の声を耳にする今日、之れを押し切つて迄移転収容に賛成することは考慮の余地ありとなし、頗る慎重な態度を持するに至り、問題の実現は或ひは至難でないかと観測されるに至つた。

### 六二 日生町住民の反対運動

（愛生園神谷書庫蔵『暁』昭和10年）

暁 第二十三号

昭和十年四月二十一日 発行所 日生同志会

鴻島の売買交渉 一先づ沙汰止みとなる

日刊新聞紙上に既報されてゐたやうに、大阪の外島癩療養所の移転候補地として日生町有鴻島の売買交渉が行はれかけてゐたのは事実であるが、未だ具体的交渉の運びにまでは到らず、日生町出身の大阪府会議員魚森一太郎氏を通じて下交渉中の処、条件の喰違ひがひど過ぎる為話は一先づ沙汰止みとなつた。

即ち、日生町当局者としては該鴻島の中町有に属するものの価額を八万円として、その他の私有地の売買価額や移住民の立退手当及び漁業者の損害保障等に就いては町当局が出来る限り有利に斡旋すると云ふ意向らしかつたが、去る四月五日日生漁業組合より漁業者の損害保証として金七万円の要求あり、先方としては漁業者のことについても考へてゐないではなかつたが、七万円と云ふやうな大きな額は考へてゐなかつたから一先づ話を打ち切りにして呉れと云ふことになつたらしい。尚町当局者の希望条件として、若しもこの話が実現さ

れるやうになつたなら、鴻島への物資の納入権は日生町がこれを独占し、町の指定する特殊の団体から無競争の公定相場で納入させるやうにしたいと云ふやうなことも申入れてゐるらしい。

日生町の非常時 賛否両論各所に沸騰す

右鴻島問題に関しては、町当局者の意向を支持する者、或ひは町当局者の提示せる条件にあきたらぬ者、又は条件の如何に拘らず絶対にこれを排撃すると云ふ者等、賛否の論区々としてゐるが、日生町の非常時として到る所寄るとさはるとこの問題が論議されてをり、大勢の趣く所町当局者の提示せる希望条件にあきたらず、その懸隔がひど過ぎる為反対論の声高く、たとへ再び交渉が開始されやうとも、多分この交渉は不成立に終るものと見られてゐる。

こゝろみに巷間に論議されてゐる賛否両論の概要を記せば左の如くである。

**賛成論** 町の発展策として工場誘致やその他あらゆる方面に努力をしてみてもどうも思はしくない。結局日生と云ふ所は地の利が悪いのだから仕方がない。で、どうしても他に発展の方策がないとすれば、余りかんばしくはないけれど療養所でも出来て千人近くの人に移住して来るとすれば、物資の供

給によつて相当の収益が揚るから、窮乏せる日生民の財政に幾分かの好影響を与へるものと思ふ。しかも反面被害の方面を考へて見るに、幾分かの精神的打撃は免れ得ないだらうけれど、それも大したことなく、物質的方面に於ては何等被害の認むるやうなものはないらしいから、あの程度の条件なら譲つてもよからうではないかと。

**反対論 A** 癩病と云ふものは科学的には伝染性の極めて弛緩なものであると云はれてゐるし、何れ消毒の設備なども完全に施されることであらうから、大して恐れる程のものではなからうと云はれてゐる。随つてムゲにこれを排斥するのはどうかと思ふ。だがしかし、永年の間に浸み込んでゐる伝統的感情をどうすることも出来ない。現に二府十県と云ふかなり広大な土地を所有してゐる大阪の組合が、自己の組合に所属する地域内に僅か千人に足らぬ患者を容るる余地がないとは何事か。何処へ持つて行つても厭がられると云ふ事実が其処に明らかにされてゐるではないか。さしたる危険がないとすれば、人道的に考へてみてムヤミにこれを排斥するのは間違つてゐる。と云つてみた処で事実には於て大阪の組合に所属する地域内では何れの地にも厭がつてこれを容れやうとはしないと云ふ。現在置かれてある外島からさへ他へ押しやらうと

してゐる。外島の付近の住民は相当の立退料を出し合つてでも他へ移転して貰ひたいと希つてゐると云ふことではないか。それは単に大阪の人間が厭がると云ふだけでなく、他の何れの土地の人間も等しくこれを好まぬであらう。かかる一般人の厭がる病者の收容所を、我が日生町の地域内に設置させたならば、将来他の方面への発展性は全く望めなくなるばかりでなく、一般町民の被る精神的打撃は量り知れないだらう。日生町百年の大計を以て批判すれば、如何なる条件をもつて来ようとも断じてこれに応ずることは出来ない。大体自分の有つてをる屋敷を人手に売渡さねばならぬと云ふ時は世の末だ。日生が如何に衰微し窮乏に喘いでをると云つてもまだ其処まで落ちぶれてはをるまい。人道的に考へてみて該患者に対する同胞としての義務云々と云ふことになれば、南部岡山県の代表として邑久郡長島を有つてゐるだけで沢山だと思ふ。同胞的義務は組合員そのものが当然負うべきではないか。何と云つても我が愛する母町日生の町将来の為に絶対反対せねばならぬ、と。

**反対論 B** 条件の如何に拘らず絶対に排撃せねばならぬと云ふ程のものでもなからう。だがしかし、町当局者の提示してゐる程度の条件では話にならぬ。それは全く桁違ひだ。大体

考へても見よ。二府十県と云ふ広大な地域の何れへも置き所がなくて、組合外の土地へでも持つて行かねばならぬと云ふ代物ではないか。現在の地元では数十万円の立退料を出しても他の何処かへ持つて行つて貰ひたいとあせつてゐると云ふ代物ではないか。町有林の価額八万円とは何だ。普通に山林や田畑を売買するのは訳が違ふぞ。なるほど八万円と云へば貧乏な日生にとつては大金であり、田舎者が聞いたら眼を廻すやうな額であるかも知れない。それは世間並の相場の倍にもなるかも知れない。しかしながら、其処へ持つて来る代物は何んなものであるかを考へて見よ。それによつて町民が当然被らねばならぬ精神的打撃を考へて見よ。又はそれが日生町の将来の発展性に如何なる影響を及ぼすかを考へて見よ。若しもそれが実現されたならば、日生は将来他の方面へ発展することは全く望まれなくなるであらう。たとへ物資の供給によつて多少の収益が揚るとは云へ、日生の将来の発展性に及ぼす影響を考へるとき、二倍や三倍の相場で手放されるものか。若しも鴻島を世間並の相場で手放すとすれば、我々町民はそれによつて当然被らねばならぬ精神的又は物質的損害の保証を受けねばならぬ。だがその損害保証の額は、漁業組合の要求する七万円にさへビックリして帰るやうな交

渉員や大阪府へ対して、むしろ聞かさぬ方がよいかも知れぬ。大体この話が五万や十万や十五万の金で纏まると思つてゐたら大きな大間違ひだ。大阪の人間は日生の人間を田舎者として余りに見縊り過ぎてゐる。持つて来るものもあらうにこんなものを持つて来て五万や十万の金で纏めて呉れなんて、取次ぎをする者もする者だ。これではまるで日生出身者であるが故に窮乏せる故郷人を救済してやらうと云ふよりも、日生は今貧乏して皆金に渴<sup>かつ</sup>へてをるから人の厭がるものでも金にさへなればいやとは云ふまい、その金も田舎者のことだ、十万円位ならどうにかならう、と生れ故郷の日生を余りに見縊り過ぎてゐると見られないでもない。兎に角今町当局者の持ち出してゐる程度の条件ではなんぼにも承知出来ない。——と。

慎重なる態度を望む 軽拳妄動は大禁物だ

——長老有志は斯く云ふ——

日生町の将来を左右するこの重大問題に直面して町の長老有志は如何なる考へをもつてゐるか。町当局者の措置に対して如何なる批判を下すであらうかと、十数氏を訪問して意見を叩いたところを総合的に記せば左の如くである。

× × ×

条件の如何によつてはこれを売りあれを迎へてもよいもの

か、或ひは条件の如何に拘らず絶対に排撃しなければならぬものであるかどうか、これは日生町の将来を左右する実に重大な問題であつてさう軽々しく是非を論断されるべき性質のものではない。充分な上にも充分なる調査を行ひ、慎重な上にも慎重なる態度を以て事を決しなかつたならば、悔を千載に残し、子々孫々に恨まれねばならぬやうなことがないとは限らぬ。虫明の漁業組合の理事に単に電話で照会しただけで漁業者に及ぼす影響を推断したり、交渉員が日生出身の先輩であるが故を以てその言辞の総べてを善意に解釈して事を判断したり、或ひは虫明の商人は療養所が出来て以来物資の納入によつて年々相当の収益を揚げてゐるさうなとか、××さんが五、六万円なら売つてもよいと云つてをられたさうなとか、○○氏は日生出身の先輩であり名士だから、我々をペテンにかけたり故郷日生に不利益を与へるやうなことはまさかしまいだらうとか云うやうに、さうなやだらうだけで充分なる調査もせずに話を進めると云うことは、一面非常なる英断と見られないこともないが、半面甚だ危険千万なる軽拳とも見られるであらう。要するに賛否何れに決するにしても、もつともつと事実について充分なる調査を行ひ、日生百年の大計を以て最も慎重にやらなければならぬ。だが何としても今

町当局者が持ち出してゐる程度の生やさしい条件で承知する者は恐らく日生中で数へる程しかゐらないであらう。……と。

× × ×

尚、訪問せる有志中に、町当局の提示せる程度の条件にて話が纏まらうとも異議なしと云ふのも一人あつたが、又某氏の如きはこの度の町□局者たちのやり方を評して次ぎの如く語つてゐた。

どうもこれを善意に解釈すればその大英断に感服するの他はないが悪意に解釈すれば言語同断の軽率ぶりて実にどうもなつちよらん。周囲の事情をもわきまへず、充分なる調査もせずしてこんな話の進め方をするなんて、日生の将来を考へるとき暗澹として涙がこぼれさうになつて来る。実になさけないものだ。と。

.....

暁 第二十四号

昭和十年五月十日 発行所日生同志会

鴻島問題批判 輿論を代弁して 黒頭巾

癪病院たる大阪の外島保養院の移転敷地として日生町有の鴻島を売ると云ふ、日生町にとつての此の重大問題を、一般町民には知らさないやうに、一般町民の意向を聴かうともし

ないで、町当局者や町会議員、其の他一部極少数の有力者だけがこれに参加して、極秘裏にことを運ぼうとしたのは何故か。

漸く一般町民に知らるるに至つて、恰も全町民に莫大な利益が這入り、町の窮乏を打開し得るやうな好条件を並べ立てて無智な町民を惑はし、或ひは出来もしないことを出来るかのやうに云つて気のよい町民を脅しつけて因果を含め、兎にも角にも八万円と云ふやうなペラポーな値段で売らうの何うのと云ひ出した魂膽が何れにあつたか。

鴻島へ療養所が出来たら一部少数の者達は確かに利益するだらう。併しこれが、全町民の利害を差引きして尚利益する処が多いと思ふなんて云ふのは、陋劣なる誤魔化しに過ぎない。若しも事実にあつてそれを信じて居るものがあるとするならば、認識不足も甚だしい。

物資の納入によつて相当の収益が上がるだらうと云ふ好餌に釣られて、何等これに批判をも加へず、事実についての精密なる調査研究をもなさず、ただ先方の謂ふ所の利益を目当てにふらふらとして、これを売ると云ふことにのみ頭を傾けてゐたのは何故か。

日生の町会議員は有力な商売人が大部分を占めて居る。彼

等が先づ何が違つてもその利益の一半を自己の掌中へ収め得ることを頭に描きつつ此の話に乗つたものと見られても異議は云へまい。尚一步進めて極論すれば、日生劇場によつて確實な利益を占め居るその味を覚えて、第二段の独占的利益の道を開拓すべく頭を傾けたものと推断されても仕方なからう。

若しも右のやうな野心を持つてゐなかつたとしたならば、十八人も二十人も有力な人たちが、我こそは諸君のよき代表者なりと名乗りを揚げてゐる人たちや其の他の有力者が、頭を集めて協議しながら、何故このやうな思慮や分別の欠けたことをやつたのかと問はれて何と答へ得るか。

日生町有の鴻島を八万や十五万円で売ることとはまかりならぬ。

町会議員の中の少数者は、これに反対の意見を持つてゐた者もあつたと云ふ。反対の意見を持つてゐたのならば何故それを主張しなかつたか。この重大問題に直面して自己の是と信ずる所を主張し、若しも数に於て破れるやうなことがあつたならば、何故その是非を輿論に問ふ所まで行かなかつたか。町民大会を開いて言論を用ふるもよし、「暁」を利用して筆の折れるまで闘ふもよし。その為にこそ「暁」はこれを維持

してゐるのではないか。自己の所信を貫き得ずして、何が為の町会議員ぞや。何も云はずに黙つてゐたのでは、謂ひ訳の謂ひ訳だと云はれても抗弁出来まい。

#### 補償金七万の行方

鴻島の値段が八万円では安過ぎると云ふ声が高くなつたので、漁業組合から七万円と云ふ損害補償を持ち込ませた。そしてこの七万円の金を貰つたら何うするかと云ふと、各組合漁業者たちへ分配するのだと云ふ。なるほど一寸よい話だ。その金を漁業者に分配したら一人当りなんぼになるかと云へば、先づ日生の漁業者をざつと七百人と見て、一人当りが百円と云ふことになる。今日窮迫してゐる漁業者達が、勞せずして一時金を百円も貰へば、嬉しいに違ひない。だがもう一つ先きを考へて見やうではないか。この分配された金の落ちて行く先は何処か。百円と云ふ金が漁業者の懐中へ這入るのはほんの一瞬間であつて、それは直ちに右から左へ素通りしてしまふだらう。

今日鴻島を売る方に賛成してゐる人々の中には、漁業者に資金を貸与してゐるか、物品を懸売りしてそれが容易に回収出来ない為頭を悩まして居る者が多い。仮に百円と云ふはつきりした金が這入ると知つたならば、彼等は決して黙つては

居るまい。その全部を取り揚げなくとも大部分を借金の方へ払込まさねば承知するまい。

また別に少数の、借金を負はぬ漁業者の場合を考へたらどうか。彼等は勞せずして得たる思ひがけないこの収益金を、そのまま別にじつと持ちこたへて行くことが出来るかどうか。彼等の殆んどはこれを娯樂その他に消費して了ふだらう。さうして跡に残るものは何か。其処には浪費と云ふ悪い癖だけが残るのだ。

これを要するに漁業者の大部分が分配を受ける筈の七万円の落ち行く先きは、漁業者に金銭物品を貸し与へてゐる所の有力者か、日生町に於ける娯樂の殿堂たる日生劇場位のところであらう。日生劇場が如何なる人々によつて組織経営されて居るかを考へて見よ。

漁業者が一時的に受ける利益金はかうして僅かの間になくなつて了ひ、その跡には浪費と云ふ悪い癖が残り、漁業の被害は殆んど永久的に受けねばならぬとすれば、日生の将来はどうなるか、日生漁民の将来は果してどうなるか。

目覚めよ日生漁民諸君、起てよ憂町の青年志士よ！

私は黙せんとして黙す能はずして筆を執るには執つたが、周囲の複雑なる事情の為止むを得ず、卓怯には似たれども暫

し本名を表はすことが出来ない。然りと雖もやがて時機到らば、堂々と本名を掲げて日生町民の為に闘ふであらう。

私は初めこの問題については条件さへ相当によければ一概に排斥する程のものではなからうと考へてゐた。処が話の進むにつれて条件のつけ方がなつてゐないことを知り、その仲介者が日生町の全民に対して誠意をもつてゐないことを感じ出して以来、この話は絶対に排撃しなければならぬことを痛感した。その後大阪方面の情報を聞くにつけ、其処に何ものかのいまわしい出来事が想像され、外島の療養所を鴻島へ移転させることは、絶対に不可なりと云ふ感を益々深くした。

× × ×

これは憂町の士黒頭巾氏の得難き名論なり。最近鴻島問題の勃発するや、憂町の士相寄つてはこれが是非を論じ、その対策を講じてゐるが、経済上その他の微妙なる事情の為に、名をあげてこれを論じ、面を会はせてこれを談ずるに差支へある者多し。黒頭巾氏もその例に洩れず。従つてこの文の責任は僕が負ふ。之の反駁者は反駁文を寄せられたし。尚次号には国家的見地から謂ふ所の僕の反対論と、東京より牧野大誓氏が心血を注ぎ声涙共に降る思ひを以つて書き送り下されし長論文掲載の予定なり。(荻原)

我が愛する日生町民諸兄に告ぐ

岡山にて 吉延京一

最近新聞紙上に伝へられつゝある大阪外島保養院の移転問題を如何に考へつゝあるか。第一回の新聞紙の報導はそんな話があるのかと思つて何心なく見たのであるが、第二回目の三月二十八日の新聞を読み、町長談及び漁業組合の談を見るに至つては其の話が頓に進行しつゝあるのに一驚したのである。

かゝる交渉に如何なる人々が動いてゐるかは知らないが真に日生町民の幸福を願ひ当町の前途を憂ふの念強き人々ならば、是非共もう一度考へなほしてもらひ度い。日生を故郷に持ち常に町の隆盛発展を願ひつゝある小生の衷心より迸り出る叫びである。

鴻島移転に対し着々準備を進めてゐる日生町当局者に向ひ、異郷の小生より、かゝる療養所を移転する為にこれを売却するのは絶対反対なりの声明を故郷の皆様の前に敢てすることは、現在賛成論を押し進めつゝある町政の下に於ては、物笑ひの種であり、且又何を若輩者が口はばつたことをぬかすのかと激昂される位の事はもとより覚悟の前である。

即ち現今の日生町は数年来の不況に告ぐ不況で文字通りの非常時である。かゝる時に此の大金儲けの話は棚ぼた式のやうな話して一寸誰でも手を出したくなるのは無理からぬ事ではあるが、而しもう一步進んで先を考へよ。移転が実現したらどうなるか。日生港湾の入口に療養所のあると云ふことは考へただけでも前途を暗くするものではなからうか。

かゝる事業を以て日生町の不況を一時的に救はんとするに至つては町当局に人なきか。さきに煉瓦会社の不成立に終り、又々人絹会社も立消えとなり、而してかゝる癩患者收容所を誘致するを以て最善の町更正策とするに至つては町当局の如何に無策なるかを暴露したものと云つても過言ではなからう。

又療養所移転によつて得たる利益を以て果して現在の不況を打破し日生町百年の大計を立つる成算のありや否や。移転後日生町が受ける不利益を償ひ現在の不況を打開し以て町の前途を光輝あらしめるやうな具体策の発表がなければ日生町民はかゝる事業に一人も賛成するものはないと信ずる。かゝる〔か脱〕が故に此の重大問題は一日も早く町民大会を開催し町民の総意に依つて決すべきであると思考す。

たゞ一時の利欲に目がくらみ、町百年の大計を一步誤らん



か、其の当事者の責任たるや実に重にして且つ大なりである。我が親愛なる日生町民諸兄よ。かゝる姑息な方法に依り一時の不況を糊塗せんか、やがて日生町は自滅の道を辿らねばならぬことは確実である。

それよりも工場誘致とか其の他真剣に考究すれば更正の途は他に幾らもあるであらう。かゝる憂鬱なる方法を排し、もつと明朗にして光明ある最善の方策を見つけれんことを希望して止まない。隣村がよい手本である。挙町一致着々更正しつゝ、あるではないか。

鴻島を癩病院に売却するは再省を要す！

在大阪 弁護士 松本猛

鴻島を癩患者の收容所として売却することには吾人は絶対に反対するものである。故郷を離れたものとして是れに容喙するは甚だ僭越ながら、兎角日生町百年の大計の為に敢て後人の批判を待つべく決意して申上げる次第なり。賛成論者も是非共再考察を御願ひしたし。

窮迫せる町の財政経済の打開策を先覚者諸氏が懸命に努力して居らるゝには敬意を表するし、右島売却によつて十数万の歳入を得、尚若干の利益を見越し居ることは好餌には相違

なきも、それは余りにも一時的である。得たる金銭は数年ならずして消失するし、蒙るべき不利益は永久に危害として残る。若干の余利を期待するも其れは余りにも失ふ犠牲が大に過ぎる。

如何に困窮しても公共団体は消滅しない永久性のものである。其所は個人の財政と差異があり、百年の計画を樹つる必要は茲にある。又斯く迄の危険を敢てして迄発展を求むる必要はないと思ふ。伝へ聞く所によれば、山陽本線は海岸近く廻通し、日生も将来近くに汽車の便が得られると云ふ。此の時に当り、産業都邑たるを得ざれば、遊覧の名所として発展し得べき素質と可能性が十分にある。

即ち、鹿久居を払下げて宮島式の遊覧場所にし、鴻島は曾島と共に梅か桃かを植林して、春は花見に或ひは汐干狩りに、夏は海水浴に、秋は鹿久居島を中心に紅葉狩り、茸狩り、遊漁業等の設備と宣伝に努めば、阪神及岡山方面より好適の清遊地として客を吸引し得る望みは少くない。

兎が、一度癩病院が設置せられんか、此の望みは永久に消滅し、其の他の産業的企業の誘引にも大障碍を与ふる事は明白である。

尚、斯病の伝染力等につきては其れ程危険はないと雖も、

設置に伴ひて、久しきに亘れば此の種の危険と事故の可及的に累積せらるる事も事実である。更に因襲の久しきに亘りて人々の最も嫌ふ集団であり、現に何れの場所に於ても引受ける所もなき事は、日生がこれを容易に許すべきではない事を雄弁に教へてゐる。

療養所が設置されんか、将来日生は是れによりて有名となり、日生と云へば直ちに癩病を連想され、是れの代名詞的に取扱はれ、後日に於て日生町出身者が社会に樹ちて有形無形の蒙るべき損失は蓋し少くはない。

発展策は宜しく将来に於て好果を期し得るものを策すべきであつて、後日、本問題の処置を誤りし為子孫に恨まれ、他町の人に嗤わらはれぬやうにせられん事を切望するものである。

………  
 暁 二十五号

昭和十年五月十三日 発行所日生同志会

癩療養院問題につき全日生町民に警告す

——条件の如何にかかはらず絶対に反対すべきである——

在東京 牧野大誓

大阪の外島の癩療養所が日生の鴻島へ持つて来られると云ふことを新聞で見て、私は腹を痛くした。熱を出した。熱を

計つて見たら八度二分あつた。それほど私は驚いたのである。これが驚かないで居られるか。腹を痛くしないで居られるか。私がカアツとなつて、熱を出すのに無理はないのである。本当に物を考へる人間なら、そして日生に生れ、日生を愛する人間なら誰人だつて熱を出すに變りはないと思ふ。

そしてそれを下交渉に来た人、即ち橋渡しをする人が、日生町の出身者で、官吏としては日生の出世頭であつた人で、我々が常日頃から尊敬してやまなかつた現大阪府会議員魚森一太郎氏であつたと知つては尻餅を搗くほどだ。愕然とあきれてしまつたのである。

何故ならば、魚森氏程の人が癩病院を日生へ持つて来て良いか悪いか判らない筈がないからである。

次に、四月発行の「暁新聞」を見て、町の当局が一時でもこれに耳を貸して、本気で鴻島を、たつた八万円やそこらで売渡す交渉に乗つてゐたとは、再びビツクリ仰天、開いた口が塞がらず、全く以て凝じつとして居られない程気のうちがいらいらして、目の玉をパチクリさして、あきれて了つたのである。

こんな話を仮にも生れ故郷に持つて来る人も持つて来る人であり、これに賛成する人も人である。真ほんまに日生を愛する人

なら、橋渡しにも立たないだろうし、話をされても初めから一蹴すべきではなかつたか。当然一蹴すべきである。

新聞には紙数が限られているから成るべく簡単に書く。  
第一賛成論者の云ふことは

一、結局日生といふ所は、地理的に悪くて工場を持つて来ることも思ふやうに行かず、一つの発展策として余りかんばしい話ではないが、療養所でも持つて来るとするか。

二、すると千人近くの人に移住して来るから、これに物資を売込むことが出来るので、幾分利益があがるから、窮乏せる日生民に財政的な好影響がある。

三、金も八万円と少し這入るから、それで何か一時でも仕事を始めやうか。

と云ふことにあるらしい。

私はこの賛成論者の条件を研究して行きながら、<sup>[そ]</sup>れが如何に浅薄な考へであり、そしてこれが如何に日生を毒するものがあるかを研究して行かうと思ふ。これは日生の死活の大問題であるから、本気で聞いて貰ひ度い。

一、日生は地理的に悪く、工場も思ふやうに出来ん、とは

よくも云へたものだ。何処を押しして、そんなことが云へるか、日生へ工場<sup>[が]</sup>来なかつたり、建設に行き悩むのであるのは、日生に人物がなく、町当局者に腕がないからではないか。そして日生の町民自身にも思ひ切りや腹の大きさが無いからだ。

何故ならば、福河や鶴海を見て頂けば直ぐ判る。福河や鶴海は日生よりはもつと地理的に交通不便で、日生の如き良港さへも持つてゐない、それでゐて鶴海には大工場が二つも三つも現に出来てゐるではないか。

鶴海は日生よりも、もつと陸続きには鉄道から遠くて邑久郡のあんな凹んだ所にあるのではないか。

福河は日生とは陸の便利は殆んど同じ程度だ。そして海の方は日生の方が遥かに条件が良い。それでゐてちゃんと工場を二つと埋立地なんかを拵へつゝある。その埋立地で何をやるか判らん。余程よい事をやるらしい。

だからこれは問題にはならん。やらうと思へばあんなに出来るんだ。腕の無いことを棚に上げて他へ責任を持つて行つても、阿呆でない限りは誤魔化されはしない。また日生の人は、地理的に不便であると云ふことを本気で考へてゐるが、やる気にさへなればこれ位の不便さでも鶴海の如く事業が出

来るんだと云ふことを考へて貰いたい。

日生の人よ。これ位のことは決して悲観すべき条件ではないのだ。それに、備南鉄道も近く出来るんじゃないか。これは未だ決つてゐないが、確實らしいのだ。鉄道でも出来たら、例へ山裏を通らずとも、工場の二つも三つも出来る位の便利さにはなる。

だから今、癪病院のやうなものを持つて来て日生の發展を台なしにすべきではない。

癪病院は日生から事業を閉め出す

癪病院が出来ると、例へ地元の人にはさほどに思はなくても、他所の人は非常に気味悪がる。他所から人が這入つて来なくなる。

日生で会社を建てやうかと考へる人も、何か事業を起さうかと思ふ人でも二の足を踏むやうになる。即ち日生で絶対に会社を建てたり事業をしやうとする人がなくなる。

癪病院を建てたら、その一つの為に日生は全く総あらゆる事業から閉め出しを喰つて日生は全く發展しなくなる。それこそ日生は益々窮乏し衰微して行くであろう。癪病院を持つて来るとは、日生が自分で自分の頸をしめることだ。自殺することだ。だから決して、この事業が無くなると云ふだけでも

持つて来るべきものではない。

そしてもう少し辛抱するんです。辛抱して居れば、鉄道でもついたら、日生はきつと發展し始める。万一鉄道が来ないとしても片上港が出来上つたら、日生の方も海が深くなるのであるから、また何かの便利がある。日生の人よ、あわてるな。あわてるな。あわて、飛んでもない物を持つて来て、自分の頸を締めるやうなことは絶対にしないやうにして欲しい。

二、千人近くの人が移住して来ると、これに物を売り込むことが出来る。そこで幾分の利益があがると云ふ。

如何にもその通りである。今日の窮乏せる日生人にとつてみれば、それも飛び付きたい思ひのすることであろう。併し考へて貰ひたい。

目前の小利益より、将来の大利益を考ふべし

物資の売込みによつて利益を得るのは、日生町の全部の人ではなからう。癪病院へ物資を売込むのは少数の商人だけである。千三百軒の中、この利益を得るのは二十軒もない。二十軒位の商人の利益の為、大多数人の不利益が犠牲に出来るか。少数の人がよくなるのはそれは結構である。併し大多数の漁業者などは、何等その恩典に浴することが出来ない。

出来ないどころか大多数の漁業者や、家が貧乏で困つて居る人々は癪病院が出来た為、前述の如く会社などが全く出来なくなるから益々困る一方ぢやないか。

そしてその困る人々は、益々人口増加によつて、先きへ行けば行くほど益々困り出すのだ。だからこんなことを考へ出すと、今は少し利益が上がるやうに思へるが、将来になると癪病院の為に二進も三進も行かなくなるのである。何故ならば、癪病院は一度来たなら永久的なもので、後になつて止めて呉れとか他へ移転さすと云ふことは絶対に出来ないからである。

虫明はこの点、人が日生より少ないし日生ほど子供がうぢやくと生れる所ではないから、あれはあれでさして困らな<sup>い</sup>としても、日生町は年々非常な増加率でもつて子供が生れつゝある。即ち人口が増しつゝある。そして虫明よりは貧乏な人がとても多いのである。その人々の為には、何うしても、その人々が食つて行けるやうな会社なり事業なりがなければならぬのである。

此処で癪病院を持つて来ることは、この人々の将来を全く暗の中へ突き落すことだ。

この人々を全く浮ぶ瀬のないまでに袋小路へ追ひ込んで行

くことだ。当局者よ、それでよいのか。考へて貰ひたい。

「物質的に何等被害の認むるものがない」なんて賛成論者は云つてゐるが、これ程の大損害があるのに気がつかないのか。日生として何等事業が出来なくなると云ふ、それ程の損害が何処にあるか。これ以上の損害は何者を持つて来ても及びもつかんものだ。これが刑務所であると云ふのならまだしものことで、未だ事業を起して呉れる人もあらうし、会社も起して呉れる人もあらう。従つて日生の困つてゐる大多数の人も浮ぶ時節も来ると云ふものだ。けれど癪を持つて来てはもう浮ぶ瀬は決してない。やがてこれ等の人々は、泣きながら生れ故郷を夜逃げでもせにやあならんやうな暗澹たる時節が必ず来るのだ。

これでも物資的損害が無いと云ふのか。日生の民衆が物を知らんと思つて、馬鹿なことを云つて誤魔化すな。兄等は日生人を頸を絞め、日生の発展性を奪つて、それで被害がないなどとうそぶくのか！

余り日生人を馬鹿にして呉れるな。馬鹿にしてゐると庄造<sup>だれやら</sup>さんではないが本気で怒るぞ。俺が本気で怒ると遠慮がないぞ。徹底的にやつゝけるぞ。どいつもこいつも――

三、鴻島を八万円で売ると云ふこと。漁業者がそれに対す

る七万円の損害保障金を要求してゐると云ふこと

町の当局者と町会議員さんの頭の程度を、私はこれに依つて始めて知つた。<sup>〔初〕</sup>そして二度ビツクリしたのである。何故ならば、鴻島は少なくとも十万円の価のあるものだ。それをたつた八万円とは何事だ。

有利な立派な会社でも建てるのなら、十万円を八万円に負けてもよし、陸海軍の工場でも建てるのだつたら無償で差上げててもよろしい。併し持つて来るものは世の中で最も嫌はれてゐる業病ではないか。そんな癩療養所なんか、三十万円でも五十万円でもまだ安い。精神的物質的の損害賠償を併せて、少なくとも、百万円位を吹つかけるのが本当のところである。それをまあ事もあろうに、たつた八万円とは、町の当局者にそもそも頭があるのかと云ひたくなる。

東京の築地本願寺が、大崎町へ島津公爵の屋敷を買ふて移転しやうとなつた時、大崎町民は本願寺が来ると墓地がついて来ると云ふ理由の下に、二十万円の補償金を要求したことがある。これは単に墓地がついて来ると云ふだけのことで、こんなに沢山の金をたゞで出せと云ふのですぞ。それに大崎町には火葬場なんかもあつて、昔から墓地には縁のある所であるのに、それでさへこれなのである。

東京と日生とは補償金の相場も違ふだらう。けれど墓地と業病の癩とは程度が月とすつぽんぢやあないか。安く見たところで五十万円や八十万円の補償金を要求するのは当然だ。

また先方だつて、十萬や二十万円位の補償金は出さねばならぬと初めから考へてゐるし、覚悟はきつとしてゐるだらう。ましてや外島の住民達は自分達が金を出し合つて、何処かへ移転して欲しいと願つてゐるとか云ふものぢやあないか。それ位のこと判らないで、補償金も取らないで、たゞ島の売値だけで交渉してゐるとは言語道斷、その無能さにはあきれ開いた口が塞がらんです。併しこれ位のこと判らぬ当局者でもないとも考へられる。すると何う云ふことになるか。其処に何か裏に裏があるのではないかと考へられても弁解の余地のないことになりはしないだらうか。私はそんないまわしいことがあらうなどは考へても見たくないのである。

そこへ行くと、漁業組合の方は少しは話しは判つてゐると見えて損害補償を七万円要求してゐると聞く。組合が補償金を要求するのは当然である。併し七万円とは何処から計算したのか。余りに安すぎはしないか。一度癩病院が来たら、永久物ですぞ。何百年何百代と我々の子孫まで影響を受けるのですぞ。かう考へればその災難高は金額にして何の位か見当

がつかん位ですぞ。だから一時金なら鳥渡会社工場の一つ位も出来る、五十万円位が通り相場ではないか。少しづつ、取るのだつたら、年々二、三千円から五、六千円程度のものを支払はすべきだ。七万円だの八万円だのでは工場一つだつて建てる事が出来んぢやあないか。少しは頭を働かして貰いたい。

併し私が此処で売値だの補償金の批判だのをしたからと云つて、五十万円か百万か、百五十万円も呉れたら癩病院を持つて来てよいかと云ふとさうぢやあない。これは絶対に不可能である。例へ二百万貰つても決して持つて来さず性質のものではない。私はたゞ批判の為の批判をして見ただけのことである。当局者其他の頭の程度を批判して見たゞけなんだから、その点誤解のないやうに頼む。

## 二、

以上で私は大体賛成論者の理由を批判し、その理由がなつてゐないことを述べ、日生の将来をあやまらすものであることを少しばかり述べた。

如何にも癩病院を日生へ持つて来ることは日生の頸を縊ること、日生の發展性を奪ふことで、日生に自殺を強いることである。癩病院を持つて来たら、もう日生は事業的に終り

だ。即ち日生では何んな会社も、何んな工場も、何んな事業をも起す人が無くなる。鳥渡考へたつて直ぐ判るぢやあないか。「あゝあの癩病の日生か、あの大阪人が永年嫌がつて排斥運動をやつてゐた外島の癩病院を、僅かの目腐れ金に目くらんで持つて来させた」と云ふだらしない日生か、あんな所へ工場が建てられるものか、工場を建てたつて職工や技師が気味悪がつて来て呉れまい」と云つて必ず日生で事業を起したいと思ふ人でも起さなくなる。

× × ×

さて、物質的方面はこれ位にして置いて、次ぎに精神的な損害の方面を少し研究して見るとする。

一、例へ癩病は科学的には伝染性の極めて弛緩なものであつて、何等危険の惧れなしと証明され、その療養所は科学的施設の完備を尽されるものであるとしても、永年の間に一般人の頭の中にじみ込んでゐるこの病氣に対する嫌なと思ふ感情は、何うすることも出来ぬ。何と云つても癩は業病ですからな。こんなものが日生に来たら、日生は全く暗鬱になる。港の出入口に癩病の関所があるやうな気がして、港を出たり這入つたりする度に、一々嫌な思ひをせねばならんことになる。あの美しい海も穢いものに思へるし、魚釣りや貝掘りに行く

にも情ない思ひをせねばならんやうになる。常にあの辺りを船で乗り廻してゐる人も、思ふまいとしても一々業病のことが思ひ出されて来る。

日生の土地でじつとしてゐる人も、その思ひは矢張り同じだ。それから私達のやうに他郷へ来てゐる者も、日生を思ひ出す度に業病のことを思ひ出さねばならんなんて、実に情ないことだ。あの忘れやうとしても忘れることの出来ぬ懐しい故里が、母の住む町が、友人のある町が、兄弟のある町が、癩病の巣窟になるとは、思つたゞけでもぞつとするぢやあないか。

日生出身の人に逢つてこのことを話すと、「さうなつたら俺はもう日生へ帰いなん」と云ふ人ばかりだ。

これが何んなに情ない嫌なことであるか、日生の人はよく考へて頂きたい。毎日こんな思ひでこれから先きを暮らして行かねばならんやうになるかと思ふと、日生の人間はこの上もない不幸だ。（これを追い出してやれ〜とくつろぐ大阪の人間と引き比べたら、地獄と極楽以上の相違だ）

二、現在ある大阪の外島の人々にさへ嫌はれてゐるものであり、その組合の二府十県の何処へも容れられんものではないか。その嫌はれものを、ようも〜日生へ持つて来る気にな

つた人も人だが、その話に乗つた人も人だ。そしてそれが賛成であるのなのと云つてゐる人も人だ。賛成も不賛成もあるものか、頭から蹴り飛ばす性質のものぢやあないか。

こんなものが日生へ来てごらん、日生の人はさう思はんでも、他所の人は日生人を馬鹿にしますぞ。「あれ程人の嫌がるものを僅かの目腐れ金で持つて来させるなんて日生の人間はそんなにいやしい者ばかりかいなあ。あんな所とうかく縁組みなど出来んぞ」と云ふやうな調子で、商売の取引などにもこたへるし、自然日生は退け者にされるやうになり、日生と云へばゴミタメのやうな所としか思はれんやうになる。

鉄道がつくやうになつても、日生へ下車して見やうと思ふ人もなくなり、海水浴や海の景色を見に来る人もなくなる。（これ等の物質的損害も大したものだ。当然這入るべきものが這入らなくなるのだからなあ）

日生の魚を喰ふ人も気味悪くなる。日生の魚には癩病のウミがこびりついてゐるやうに思へるでな、例へ今まで通り買ふて呉れる人があるとしても、必ず何か知らんうまくないやうに思ふには違ひない。

三、かうした嫌な思ひが私達一代で済むのならまだ我慢することが出来るとしても、これは私達一代で終るものではない



のだからな。何代も何代も、これから先き何百年も、私達の子孫がこれがこれと同じ思ひで暮らさにやならんのだからな。

私達の子孫はきつと癪病院を持つて来た今の人々を恨むだろう。さしづめ魚森氏や橋本氏は恨まれる大将だらう。

フロイドの精神分析学を見ると、こんな風に嫌な思ひを持つて暮らしたり、何か気にかゝるものを持つて居ると、必ずそれが変なものになつて何処かへ現はれるとある。この悒鬱は必ず日生人の頭や心の中に巢喰つて、第二の性質となるに違ひない。それは勿論心の中のことだから、目に見えなくとも、とんだ所で、思はぬ所で現はれて来るだろう。きつと日生人は頭を押しつぶされたやうな性格になつて、より向上心やより飛躍性を失ひはしないだらうか。いぢけた子供、そんなものばかりが出来出したら何うする？

大体今の賛成論者は、これが自分の子孫に何う影響するかを考へたことがあるか。

何等の予備行動なしに、浅薄な人道とか博愛とかを先生が注射しない前に、小学校の子供に作文でも作らして見る、何んなことを感じてゐるか直ぐ判る。きつと恐ろしいことに違ひない。それから先生が例へ人道的に弁解して置いたとし

ても、その心の底には必ず嫌な気持ちを持つてゐるに違ひないのだ。私はこのことは子供の心には大人以上の大悪影響を与へると思つてゐる。

人間は常に優秀ならんとする。それなのに賛成論者は先づ自分の子供から不優秀者にせんとする阿呆であり、浅薄な物の考へ主である。私はこの影響の代々塊となつて変態になることを怖れるのだ。二代三代後の子供を考へる時、うたゝ冷汗が出るのである。

× × ×

かいつまんで考へたゞけでも以上のやうな精神的被害があるのだ。如何に今日窮迫してゐるとは云へ、目前の小利益の十万や二十万円の金に目がくらんで、悔を千載に残すやうな、取り返しのつかんことはして呉れるな。頼むから日生の人よ、自重して呉れ。仲介者よ、日生の当局者よ、真に日生を思ふなら、真に日生を愛するなら、そんな話を持出して日生の人を迷はして呉れるな。それとも強いてこの事をやろうとするのか。それならば私は、兄達に質問がある。御覧の通りこの文章の初めに私は自分の名前を明らかに書いてある。日生出身の牧野大誓と云へば一人しかない筈だ。これは匿名でも変名でもない。私の愛する故郷日生の重大問題であるが故に、

私は日夜自分の仕事に手がつかず、正真正銘、自分の名前を明らかにしてこの文を草し、兄達に質問する。

仲介者魚森一太郎氏及び町当局に質問す

私は兄達には御覧の通り、何等恨を持つてゐる者でもなければ、悪意を持つてゐるものでもない。いや寧ろ兄達を私の先輩として尊敬してゐる者だ。だから謹んで質問するから真面目に真剣に答へて頂きたい。

一、兄達は如何なる利益があると見て癪病院を日生へ持つて来やうとするのか。定めて兄達も日生を愛してゐるからであらうし、日生の発展を望んでゐるからであらう。併し私にはその真意が判らないのだ。何故ならば、大阪府会議員を勤める程の魚森一太郎氏ともあらう人や、日生の行政を司る人々が、癪病院を持つて来てよいか悪いか、一目で判らない筈がないと思つてゐるからである。(尤も大阪府の立場から云へばよいことであるに違ひない。大阪府にとつては、日生であらうと何処であらうと遠方へ移転させさへしたらよいのである。併し此処では、日生出身者として日生を思ふ立場から論じてゐるのである。)

二、魚森一太郎さん、あなたはこの問題の交渉を大阪府会議員魚森一太郎の立場からやつて居られますか、それとも、日

生町出身者魚森一太郎の立場からやつて居られるのですか。

三、それから魚森さん、貴方は貴方のお宅へ癪病患者を同居させることが出来ますか。貴方は貴方の家へ多少の収益を納めさせて呉れるからと云つて、貴方の屋敷の一隅へ、貴方の家の門口へ、癪病患者を同居させることが出来ますか。それも一時的の同居でなく、永久的に貴方の一生は勿論のこと、子孫の者に至るまで同じ屋敷に暮すんですぞ。

四、そして、その場合、それを隣り近所の者が如何に貴方自身を見、如何に貴方の家族達を取扱ふかと云ふことを考へたことがありますか。

以上を素直に答へて頂きたい。それから研究して見やうぢやありませんか。それでなつとく出来たら何をか申しませう。私も賛成します。だが私は此処で言明して置きます。如何なる人でも、如何なる人が何十人□つても、此の論争に限り、決して後へ一歩も退かず、何んなにめんどくさいことでも決して辞さないと言ふことを。

× × ×

最後に一言する。この問題は只今、漁業組合に七万円の損害補償を要求されて、先方がビツクリして一手を引いてゐると云ふが、併しそれで安心してはならぬ。何故ならば、それ

が彼等の手なんだ。かけひきなんだ。この次には必ず七万円  
の要求を容れて再交渉□<sup>を</sup>始めて来るに違ひない。彼等にとり  
て七万円は問題□<sup>じ</sup>やあないのだ。何故ならば、考へて見るが  
よい。二府十県の組合でもあましてゐるものぢやあないか。

外島の付近の住民の寄付だけでも七万円位は直きに□<sup>出</sup>来  
る。それに二府十県と云ふ後楯のある大きな屋台□<sup>で</sup>はないか。

そして彼等が今後何処を探したつて日生のやうなお人好し  
の人間ばかりが棲んでゐる所はないのだから、行く先きく  
で蹴飛ばされるだらう。蹴飛ばされて行く先きが無くなつた  
らまたやつて来る。その時は如何にすべきか。即ち今まで述  
べて来た通りに大損害がありこれによつて日生は息の根を止  
められるのであるから断じて相手にすべきではない。断然絶  
対反対を標示して日生の将来の幸福の発展の為、容赦なく蹴  
飛ばして貰ひたい。如何なる条件でも、条件の如何に拘らず  
絶対反対すべきである。若しもこれに賛成して悔を千載に遺  
すやうなことがあるば、その人達は、日生町の滅亡の因を造  
つた、国賊、国賊、町賊だぞ。

#### 鴻島療養所問題

賛成論者影を潜め反対論のみ沸騰す

外島保養院を日生の鴻島へ移転させやうとしたのは、日生

町首脳部と其の他極少数の有力者達が、町民の意向を無視し  
て極秘裏に話を進めつつあつたもので、この話が漸く一般町  
民に知られるやうになつてからも、尚種々なるトリックが流  
布された為、最初は賛成論に傾く者も多少はあつたが、その  
トリックが看破され、町民全体の利害に就いての自愛の度が  
高まるにつれて、反対論のみ各所に沸騰し、一般町民間に於  
ける賛成論者は殆どその影を潜め、町会の空気も今ではすつ  
かり下火になつてゐる模様である。

尚この問題が一度新聞紙上に報道されるや、在岡日生人会  
有志は、四月十日先づ第一次声明書を發してこれが反対の気  
勢を揚げ、次いで四月二十九日には第二次声明書を發して  
愈々益々猛烈なる反対運動を続けて居り、また隣接の片上町  
は、四月十七日の町会に於いて絶対反対の決議をなし、岡山  
県知事へ宛てて陳情書を提出し、その他の町村も具体的に話  
が進行するやうならば捨てては置かれぬ、と手ぐすね引いて  
その成行きを眺めてゐる模様である。また、地元に於いても  
日生同志会有志及びその他の有志達が近く町民大会を開催し  
てこれが是非の批判を試み、尚具体的反対運動の實踐に遷る  
手段を講じてゐる。

在岡山日生会声明書

## 第一次声明書（抜萃） 昭和十年四月十日肇

大阪外島ノ癩療養所移転問題ハ今ニ初ツタ事デナク数年前カラ地元住民ノ猛烈ナル反対ニ因リ移転ヲ余儀ナクセラレテキタモノデアアル。昨秋ノ風水害ニ破壊サレテ移転スルモノデハ決シテナイ。ツマリ大阪府トシテハ日生町誘致運動者ノ出現ニ依ツテ漁夫ノ利ヲ収メントシツ、アルモノデアアル。

不況打開ノ目的ヲ以テ癩療養所ヲ誘致セントスルハ認識不足モ甚ダシイ。即チ移転準備ニヨル土木建築景気ハ一二年続クナランモ町ノ大勢ニ差シタル影響ナシ。又レプラ患者増加ニヨル購買ニ反シ普通人ノ自然減少外者疎遠ナドニヨル影響ヲ考慮スレバ獲ルモノハ何カ。

鴻島ガ長島愛生園ニ隣接セルヲ以テ十歩百歩ダト云フハ自棄ノ暴言ナリ。何トナレバー「一」二」ノ哲理ヲ解セザルガ故ナリ。

鴻島ヲ僅カ十萬ヤ十五萬ノ金ニ評価セントスルノ根拠薄弱ナリ。即チ鴻島ヲ普通ニ売買スレバ或ハ三、四万円ノモノナランモ癩患移住ニヨリ、其ノ他ノ島ノ地価ノ低落、利用価値ノ減少、近海漁業ノ衰微、新規事業ノ支障其ノ他精神的ニ蒙ル損害等金銭ニ依リ償イ得ルモノナリヤ。

療養所誘致ニヨリ得タル利益ヲ以テ町民ノ凡テガ永久ニ安

住シ得シムル成算アリヤ。

海ニ生キ海ニ延ントスル日生町将来ノ発展ニ何ラ支障ヲ来サザルヤ。

以上ノ数点ニ対シ町当局者ハ町民ニ了解セシムル如何ナル方法ヲ持ツテ交渉ヲ開始セラレタルヤ疑ヒナキ能ハズ。鴻島ヲ売ルコトハ即チ日生町ヲ売ルコトナリ。宜敷町百年ノ大計ヲ確立シ、然ル後善処致サレンコトヲ望ム。

## 第二次声明書（全文）

序—吾人ハ本月十日日本会有志ノ名ヲ以テ癩療養所鴻島移転問題ニ関スル反対声明書ヲ発表シタガ、ソノ冒頭ニ於テ言明セル通り現在ノ日生町々政ニ対シ是非ノ批判ヲ加ヘル事ヲ好ムモノデハナイ。然シナガラ本問題ニ関スル限り徹底的ニ厳正ナル批判ヲ加ヘルコトヲ許シテ戴キタイ。吾進ンデ論評ヲ加ヘ且ツ親愛ナル町民諸兄ト共ニ斯クノ如キ造物ノ誘致運動激減ニ向ツテ邁進セントスルモノデアアル冀クハ町民各位吾人ノ意ノアル所ヲ了トセラレ日生町将来ノ為メ層一層ノ御後援アラントコトヲ。

吾人ガ癩療養所鴻島移転問題ニ対シ反対運動ヲ起シタル所以ノモノハ徒ニ反対センガ為ノ反対デナク豊富ナル資料ニ基

キ本会員が苦心研究シタル結果確固タル根拠ヲ有スルモノデア  
アル。聞ク所ニ依レバ大阪市ノ某氏ハ日生町某氏ニ対シ暗裡  
ニ（ソレガイケナイ）癩療養所移転問題ニ関スル調査ヲ命シ  
タル時、日生町某氏ハソノ依嘱ヲ快諾シ町当局又ソレヲ黙認  
セル形跡歴然タルモノガアル。即チソノ証トシテ該移転問題  
ヲ評スカ否カノ先決問題スラ論議セズ、又ソレニ伴フ利害体  
裁或ハ隣接町村トノ関係等ヲ細密ニ調査スルコトナク、直チ  
ニ島ノ値段或ハ賠償金問題等ヲ論議セルハ本末転倒モ亦甚ダ  
シキモノニシテ斯クノ如キハ既ニ癩療養所ヲ日生町へ移転ス  
ル事ヲ大阪市某氏ニ黙約セリト云ハレルトモ弁明ノ余地ナカ  
ルベク、従ツテ交渉上諸種ノ不利益ヲ招来シ僅々十数万円ヲ  
以テ日生町将来ノ発展ヲ限定セントス。是ヲ以テ日生町ノ非  
常時ト云ハズシテ何ゾヤ。是ヲ以テ日生町ノ危機ト云ハズシ  
テ何ゾヤ。然シナガラ本問題ハ未ダ矢ガ弦ヲ離レタルモノニ  
非ズ。幸イニ知略縦横ニシテ且本問題ニ関シ全然白紙ノ立場  
ニ在ルト聞ク橋本町長ノ御健在ナルヲ喜ブモノデアアル。吾人  
ハ吾人ノ運動ニ激烈ナル声援ヲ送ラル、町民諸兄ト共ニ力ノ  
限り、資金ノ続ク限り反対運動ヲ継続シ所期ノ目的ノ達成ニ  
向ツテ邁進セントスルモノデアアル。

万一癩療養所移転問題以外ニ日生町発展策無シト論断スル

輩有リトスレバ最早議論ノ価値ヲ認メナイ。

要之吾人ハカ、ル憂鬱ナルモノ、誘致問題トハ一日モ早ク  
関係ヲ断チ町ノ総意ト熱力ヲ以テ日生町ノ更正策ヲ議セナケ  
レバナラヌト信ズルモノデアアル。決シテ癩療養所誘致以外ニ  
町ノ発展策ナシト嘆ズルノ愚ヲ止メヤウ而シテ本問題ハ日生  
町ニ課セラレタル一大試練ナルヲ深く覚悟シ是ヲ動機トシテ  
一大飛躍ヲ試ミヤウデハナイカ。

昭和十年□月二十九日

在岡日生会有志

牧野大誓氏は目下東京の宿舎にて病床に横たはつて居られ  
るのだが、鴻島問題を新聞で見えて以来、熱は出るし、夜もお  
ちおち眠れぬと云つて居られる。この大論文は氏が故郷日生  
を愛するの念止み難く、病を押して執筆してくださつたもの  
で、言々句々、日生を愛し、日生の前途を思ふの熱と情との  
かたまりである。

またこれを印刷し、発行の運びに至るまでに、我々同志が  
如何に苦心し、如何なる犠牲を払つて来たかを、心ある町民  
諸君に知つて置いて戴きたい。日生町諸君よ、この金字玉章  
を夢おろそかに読んではいけない。

牧野氏はこの問題が解決するまでは、自分の原稿にとても

手がつかないと云つて居られる。それ程に日生の重大事として全日生町民の為に心痛して居られるのだ。

尚本紙は故意に反対論のみを掲載するものに非ず。賛成論者あらずば遠慮なく賛成論を寄せられたし。本紙は常に白紙の態度をもつて衆に臨み、断じて片寄りたる報道をなさず。

暁編集部

目覚めよ日生民諸君

眉毛に唾をつけてゴマカサレルナヨ

ABC生

暁の萩原君が××氏に会つて聞いて来たと言ふ話を聞いて、僕は実に憤慨に堪へぬ。

外島の癪病院を日生の鴻島へ持つて来ると云ふのは、故郷日生を思ふが故であるとか云つてゐたさうだが、そんな甘口にウカツに乗つてはならぬ。彼××氏は大阪府の為を思ひ、来るべき秋の府会議員改選の時の自分の立場を考へ、外島療養所の移転によつて地価が上つて利益する処の附近の土地の所有者の為を思ふて持つて来たものであつて、決して日生の為なんか思ふて持つて来たものではない。その証拠には、今日十八万円と云つても二十万円と云つても持つて来たがつ

てゐる癖に最初は五万か十万で纏めて呉れんかなんて、大阪の府会議員であり、殊にその方面の役員見たやうなことをやつて居るとか云ふ××氏が、大阪側が最後は何の位までは覚悟して居ると云ふことが判らない筈はない。本当に故郷日生を思ひ、故郷日生の利益の為に持つて来てやると云ふのならば、大阪の方ではこの位までは覚悟して居るやうだからその積りで価格を決めて行くやうにしたら何うかとか、他へ何処も持つて行く所がなくて困つて居るのだから、随分腰を強くして交渉に応ずればよいとか、何とかさう云ふ日生にとつて真に有利な注意を与へて呉れるのが本当だ。それに何ぞや、他へ持つて行く所がなくて困つて居る癖に、二三候補がないでもないが、特に日生へ一番に持つて来てやつたのだと云はぬばかりに恩かけがましいことを云つて見たり、出来もしない所で直ぐにも出来さうなことを云つて見たり、二十万や三十万はてんたまから覚悟して居る癖に最初は五万か十万で纏めて呉れないかとか、漁業組合の損害補証<sup>〔償〕</sup>についても、せめて二万か三万位なら云ふても見られるが五万の七万のと云ふては府の方へ云ふて行く顔がないなんて誠しやかなことを云つて、七万円より一厘も引けませんと町会<sup>〔ママ〕</sup>の●●●●●等が云つたら、愈々こちらの腹を見すかして置いてから、それから

ぼつぼつ本腰の交渉にかゝらうなんて、実にインチキのペテ  
ン師の親玉ではないか。荻原君も憤慨して居つたやうだが、  
荻原君以上に僕は憤慨に堪へぬ。

またこれにあま／＼と乗つて行く町会議員も町会議員だ。  
別嬪を連れてコンペラ参りをしたりする時節だから、陽氣の  
加減で頭がどうかやつて居るのだらう。戸数割議員の丙の株  
と来たら、何も判らんづくで賛成しとるんだらう。こんな連  
中に大切な町政を委して置いたら日生の将来はどうなるかと  
考へて見たら、ゾンゾガミがわきたつて身の毛がよだつて来  
る。

日生町の為と云ひながら、一般町民には知らさぬやうに極  
少数の人間だけがないしよでこそそと相談して話を纏めや  
うとしたり、日生でたつた一つしかない言論機関である処の  
「暁」の同人など初めは見向きもせず居つてたま／＼自分  
等に具合の悪い記事が書かれたら、うるたへてわざ／＼諒解  
運動にやつて来てこれを押へやうとしたりしたと云ふ、全く  
以つてそのしよし、やはなつて居らん。

目覚めよ日生町民諸君、このインチキ野郎の甘口にうか  
／＼と乗つていつたら尻ヒゲまでも抜かれるぞ！

## ナリマ病院絶対反対

愛町ノ有志

ナリマ病院ノコノヤカマシイ問題ヲ暁新聞ハナデダマツテ  
オルカ。暁新聞モコレニサンセイヌモノガ多イノカ。同志  
会ハ何ヲシトルノカ。ナリマ反対。絶対反対ダ。日生ヘナリ  
マガキテウレシイモノガアルカ。アレバソレハ御用商人位ノ  
コトダ。アンナキタナイ、ソシテウツル病氣ハ絶対ニ来サシ  
テハナラヌ。町民ガ一致団結シテ反対サヘスレバ、トテモ出  
来ルモノデハナイノダ。皆ガタダ反対ジャト心ノ中デ思フテ  
居ルダケタツタラコシラヘラレルゾ。若シモコシラヘラレタ  
ラ、子孫ノ者等ニウラマレテ、墓モイハイモケリコマレタリ  
ワラレタリスルゾ。コシラヘラレタアトデ、ナンボクヤンデ  
モアカンゾ。ナリマ病院反対ダ。絶対ニ反対ダ。コンナモノ  
ヲ持ツテクルヨウナ町会議員ハ日生カラ追ヒ出シテシマヘ。  
馬鹿者ヨ。暁新聞ハ何シトルカ。コンナトキニ出サンノダツ  
タラ新聞ノネウチハナイ。ヘイデイ大ケナコトヲヌカシテオ  
ツテ、カンジンナトキニ一ツモ役ニ立タンデハナイカ。日生  
ヲクラヤミニスルナリマ病院ヲ絶対ニ来サスナ。×××ラス  
ルヨウナ者ハドウセロクナコトハ考ヘヌダラウ。

×

×

×

記者註。―右は愛町有志と云ふ匿名氏の投書であるが、これと同じやうな文句で、過日電柱に貼り紙をしてゐた者があつたさうだが、暁の発行が余りに遅れるものだから待ち切れなくてやつたのかも知れない。だが投書は早速発表しなくとも、それによつて我々は一般の状勢を知ることが出来るのだから、今後もどしどし投書せられたし。

日生町民諸君に問ふ

一町民

大阪外島の癩病院を日生の鴻島へもつて来ることを諸君は何う思ふか。町会議員はあの町有の鴻島をたつた八万円やそこいらで売らうと云ふのださうだが、我々は断じてこれに賛成することは出来ない。

八万円と云へば町費の一年分ではないか。その位の金だつたら何に使つたか解らぬうちに消えて無くなるだらう。売つた金は直ぐに無くなつて、鴻島は永久に人手に渡つて了ふのだ。其処に遺されるものは世人の忌み嫌ふ業病癩の療養所である。

又、鴻島を八万円と云ふのは世間並の通り相場ではないか。日生漁業組合は損害補償を七万円とか要求して居るさうだ

が、鴻島を世並の相場で売るのでつたら、我々町民は精神的の損害補償を要求しなければならぬ。その額は百万円を下つてはならぬ。その利息によつて少なくとも日生の全町民が永久にその負担を軽減される程度のものでなければならぬ。

起てよ日生町民諸君!!目覚めよ日生漁民諸君!!我等が愛する日生町にとつてのこの重大問題を、僅か十五人や十八人の頼りない町会議員達のなすがままに委せて置くことは出来まい。

大阪外島癩療養所の日生鴻島移転に絶対反対す

在岡和気郡人会決議

去る五月三日在岡和気郡人会を岡山市内の山佐楼に於て開催し、出席会員七十余名にて盛會を極め、席上、目下問題となりつつある外島癩療養所の鴻島移転問題は独り日生町のみ問題に非ずして和気郡の問題であり瀬戸内海の大問題なりとて右の決議を満場一致可決し、即時日生町長橋本真靈氏宛てにて打電し反対の氣勢を挙ぐ。

尚反対の理由は左の如くである。

癩の予防撲滅に完璧を期するは国民保健上一日も忽諸に付すべからずと雖も外島現存を嫌悪せる大阪府がこれを他に移



転せんとするは己の欲せざるを人に施さんとするものにして  
 若しも鴻島に移転設置を見んか幾多の患者は療養所に収容さ  
 るるを希望して放浪の旅を続け岡山県内殊に地元たる和気郡  
 内に入込み神社仏閣の淨域或は旅宿に泊して恐るべき病菌を  
 撒布伝播することは火を睹るよりも明らかにして長島愛生園  
 設置後付近にこれ等患者が多く徘徊するに至つたのはこれを  
 如実に物語る。□□にして吾人は郷党を愛せんとする情切断  
 乎これを排撃すると共に郡民亦一致結束し反対運動を起し目  
 的達成に邁進されんことを要望して止まず。

昭和十年五月三日

在岡和気郡人大会

.....

暁 第二十六号

昭和十年五月二十日 発行所 日生同志会

外島保養院は外島にて復興せしむべし

然らずんば大阪近郊の何れかにて

—日本の癩撲滅運動助長の為に

国家的見地から私は斯く叫ぶ!!—

暁責任記者 荻原正志

(一)

外島保養院を鴻島へ移転させることに就いて、地元は異議  
 なしと各新聞紙は報道し、大阪府は勿論、内務省や岡山県当  
 局も、最初はそれを信じてゐたやうであつたが、地元で異議  
 のないと云ふのは、これによつて直接利益の得られさうな極  
 少数の有力者達であつて一般町民の大部分はこれに反対であ  
 る。

四月二十日発行の本紙で賛否両論区々としてゐると報道し  
 たが、その後の状況は賛成論の声殆ど聞えず反対論のみ各所  
 に沸騰する為、最初の賛成論を称へてゐた有力者達も、個々  
 の口からは、殆んど、これに賛成するとは洩さなくなつた。  
 尚これに反対する者は単に地元民だけではなく、隣接町村は  
 挙つて反対して居り、殊に片上町などは去る四月十七日の町  
 会により絶対反対の決議をなし、岡山県知事へ宛て、陳情書  
 を提出してゐる。

これ等の反対論者の中、最も多くを占むるものは、「癩が  
 危険であるか否かは問題にしてゐない。たゞこれが嫌なから  
 拒むのである。人が嫌がるものであるが故に拒むのである。  
 一般人の嫌がるものでさへなければ差しつかへはないが、一  
 般人の嫌がるものを持つて来られたら、一般人の出入りが必  
 ず少なくなることを予想しなければならぬ。さすればこの地

方将来の發展に多大なる支障を來たすのみならず、他所のものに嫌がられねばならぬ。何にしても二府十県と云ふ拡大な地域を持つてゐる組合の、何れの地域内にも置き所のないやうなものを、おいそれと受け容れる訳には行かない」と云ふのである。

## (二)

日本の国から癩病を一日も早く絶滅せしむると云ふことは、日本国家にとつての重大問題であり、日本全国民は挙つてこの癩撲滅運動の為に意を用ひ、力を藉さねばならぬものと思ふ。

癩が科学的には伝染性の極めて弛緩なものであり、随つて施設の完備したる療養所を附近に置くことはさしたる危険のないことであると証明され居るに拘らず、感情的には依然として一般人に嫌悪排斥されてゐると云ふことは、如何なる人が如何なる理屈を以つてしても何うすることも出来ない事実である。

癩は伝染病ではあるが完備せる療養所を附近に設置するは危険なものに非ず、惧るべきものに非ず。気毒な癩病者に対して国民的同情をこそ寄せねばならぬがこれを一樣に嫌悪排斥するのは間違つてゐる、と云つて見た処で、たゞ云ふだけ

で何になるか。

外島療養所を此の度鴻島へ移転させやうと云ふ、其処に如何なる理由をこじつけやうとも、結果から見て、その地方の人間がこれを嫌がるが故であることは明白である。

「外島は大阪市内にあつて島とは云ふけれど事實は地続きである。これがあるとその附近の地価が揚がらないから、それがこれを何処かへ移転させたひと云ふのである」と、この問題の仲介者たる大阪府会議員魚森一太郎氏は云はれたが、これがあると附近の地価が揚がらないと云ふのは何か、これのあることを嫌がるが故であることを明白に物語つてゐるではないか。

例へ種々なる事情の為に何うしても外島へ置くことが出来ないとしても、癩病院が危険性のないものであり、癩患者に對しては国民的同情をこそ寄せねばならぬものであり、一概に嫌悪排斥するのが間違つてゐるのであるならば、大阪の近郊或ひはその他の二府十県の組合に所属する地域の何れかへ容れるべき所がないことはない筈である。

外島保養院の移転問題の起つたのは、昨秋九月の大風水害で潰滅に歸した為だと云はれてゐるが、事實はそれ以前から常にこれが問題にされてゐたものであることを知つてゐる者

も随分ある。

要するに、何と云つて謂ひ訳をして見た所で二府十県の組合員の殆ど全部がこれを嫌がつて他へ移転させやうとしてゐることは動かすべからざる事実であると同時に、日本全国民の大部分の頭の中に癩は嫌なものだ、癩は排斥すべきものと云ふ感情の漲つてゐることは事実である。

(三)

再び云ふ。日本の国から癩を一日も早く絶滅せしめると云ふことは、日本国家にとつての重大問題のひとつであり、日本全国民は挙つてこの癩撲滅運動の為に意を用い、力を藉さねばならぬものである。

この重要問題を解決する為には、即ち日本の国から一日も早く癩をなくする為には、未だ收容されてゐない全国の癩患者を一日も早く收容隔離しなければならぬ。その為には、全国の癩療養所をもつて拡張しなければならぬ。

今、全国の癩患者の予想数は凡そ五万と云はれてゐる。その中で療養所に收容隔離されてゐるのは僅かに一割程と云はれてゐる。将来日本の癩療養所は少くとも現在の五倍乃至八倍に拡張されなければならぬ。それを拡張するのに、現在の

やうに全国民が挙つてその療養所を設置させることを忌み拒むとしたら何うか。それは日本全国民が挙つて意を用ひ力を藉さねばならぬ所のこの重大なる癩撲滅運動に多大なる支障を与へるものではないか。

日本本土の中心に地を占むる大阪を中心とせる二府十県の組合員諸君よ!!諸君が日本帝国の忠良なる臣民たることを自覚して居るならば、日本の国家的重大問題の一たる癩撲滅運動助長の為に、諸君は先づ自ら良き範を垂れて全国民に示せよ。

次ぎに大阪府当局よ、内務省当局よ、癩は伝染病ではあるがその療養所設置はさしたる危険のなきものであり、何等惧るゝに足らぬものであるが故に、先づ大阪を中心とせる二府十県の組合員をしてそれを納得せしめその範を垂れさしめよ。

癩病院の設置は危険なものに非ず、癩病院の設置は惧るべきものに非ず、癩患者には同胞としての同情をこそ寄すべきであつて無闇にこれを嫌悪排斥するのは間違つてゐると云ふことを、大阪或ひはその組合の何れか、納得して容るゝならば、全国民の間に漲つてゐる癩病院に対する嫌悪排斥の念は、少なからず緩和されるだらう。だが反対に、大阪及びその組合員が徹頭徹尾これを排斥するならば、日本全国民の癩病院

に対する嫌悪排斥の念は、愈々益々深刻の度を加へるばかりだろう。

## (四)

私は去る四月二十九日、国立癩療養所たる××郡×島の××園に赴き、天長節の式に列席して後、癩問題に就いては世界的の権威者であり、日本の第一人者である処の×長×××先生と前後五時間に亘つて論を闘はした結果、遂に先生も私と同意見である旨を洩らされた。

私はこの問題に就いて何等私心を差し挟むではゐない。私は自己の利害の外に立つて、小さくは日生町民の利害及び名誉の為に、大きくは大日本帝国の国家的大問題解決の為に論ずるものである。

日本全国民の癩病院に対する嫌悪排斥の念を緩和せしむる為に、外島保養院は外島に於て復興せしむべし。然らずんば、大阪の近郊か或ひはその組合の所属地域内の何れへか設置せしむべし。

私達の周囲の反対論者の中には、たゞ単に癩病院を嫌がると云ふ者ばかりではなく、人の嫌がらぬものならよいが、人の嫌がるものであるが故に拒むと云ふのが随分多い、否大部分なのである。

## (五)

以上論じ来た処を精読しても尚且外島保養院の鴻島移転実現に努力しやうとする者があるならば、それは外島より排斥せんと欲する大阪府民に対する忠僕以外の何者でもない。

× × ×

尚、範囲を小さくして、鴻島へ移転すれば日生町民が物質的に莫大の収入が得られさうに説く者があるが、私は前後一ヶ月間、自己の業務の片手間を裂き、文字通り寢食を忘れて研究調査した結果、それ等の莫大な収入が得られさうに説くのはペテンであることを看破した。それ等の詳細は何れ後程筆を新たに書く積りで居るが、ペテンだと云はれて異議のある者は何時でも私の所へ来て呉れば同志立会の上で何処までも論を闘はそう。

要するにこの問題の仲介者である処の日生出身者魚森一太郎氏は、外島保養院の排斥によつて地価の上ることを希望してゐる処の、外島付近の住民乃至は大阪府民に対する忠実なる府会議員魚森氏であるに止まつて、故郷日生の町民全体に誠意を以つて見ゆる処の、日生出身の名士魚森氏ではないことを私は知つた。

又はこの企てに参加して軽卒なる行動をとり、今日斯く反

対論の高まり居るに拘らず自己の非を覚らず、この私の論文を読んで尚且つ、私と是非の論を闘はさずしてこの実現の遂行に参加しやうとする者があるならば、それは小さくは日生町にとつての町賊であり、大きくは大日本帝国にとつての国賊である。

鴻島療養所問題は結局に於て解消か

一般人に知られて以来前後一ヶ月余り、地元民を騒がせ、憂町の士の頭を悩ませた、外島保養院の鴻島移転問題は、地元民の反対の声目を遂ふて高まり行く為、賛成論者は消えてなくなり、日生町当局としても、この問題はもうヘタバツタらしい模様である。これについて橋本新町長は語る。

「この問題については僕は入婿の形で、ずつと詳しいことは知らんのだが、目下の情勢に於てはとても出来ないものと思ふ。この問題は既に一応交渉が打切りになつて居るものであつて、町会の方でも今では例へ再び交渉があらうとも、今度は条件の如何に拘らず絶対に応じまいと云ふことになつて居るやうだし、要するにこの問題はこちらから断るまでもなく、魚森氏自身が進んで解消して呉れるのが一番穏当でよいと思ふ。これについては魚森氏に縁故の濃い人が日生には段々あるのだから、何れそれ等の人達からこちらの詳しい情報は伝

はつて居るだらう。それでも尚且先方がこの話を具体的に進めて来るやうなことがあつたならば、その時にはこちらにも相当の考へがある。兎に角大阪府や内務省当局がどんな考へを持つて居らうとも、こちらはもう応じないと云ふことに情勢が變つて来たんだから、この問題はもう絶対に実現はしないと思ふ。」と。

編輯室より

鴻島問題に就いてのさまざまな投書が山積してゐるがいろいろな都合でそれ等を掲載しきれないのは遺憾である。だがそれ等の投書は決して無駄になつてゐる訳ではなく、我々にとつて大いに有益なる参考資料となつてゐる。だから今後も氣のついたことがあればどんどんと投書されんことを望む。

### 六三 鴻島移転不調

〔山陽新報〕昭和10年6月26日

大阪外島療養所、鴻島移転不調

買取価格折合はず、幹旋役の岡山県当局手を引く

大阪外島癩療養所の岡山県鴻島移転問題は、本春以来大阪府側と日生町当局において内交渉を進められ、さきには大阪府

側から国沢衛生局長、上田主事が来県し、日生町橋本町長と  
 会見正式交渉をなし、移転問題は殆ど具体化したもの、如く  
 見られてゐるが、大阪土地評価委員が決定した買取価格と日  
 生町側最初の要求、即ち鴻島売却用地代、漁業権補償および  
 家屋立退等の要求額十七万五千円に対し、尚開きがあるので、  
 岡山県当局も調停、斡旋の勞を執つたが、日生町当局は一歩  
 も譲歩せず、到底纏まりさうにないので、本県としてはこの  
 旨大阪府へ通牒し、一先づ手を引き、今後は大阪府側と日生  
 町当局との折衝に委ね、専ら本省から命令のない限り傍觀す  
 る方針であり、大阪府側では財政不如意の今日とて到底買取  
 の余地なく、従つて岡山県鴻島への移転は目下のところ実現  
 せぬものと観測されてゐる。

#### 六四 外島復興上申書（草稿）

（岡山市立中央図書館蔵光田文庫）

「入江皇太后太夫閣下ニ上ル書状下書」昭和10年カ）

草莽ノ微臣健輔謹テ書ヲ入江皇太后太夫閣下ニ上ル、今年ノ  
 癩予防週間ハ愛生園医官林ハ台湾ニ、田尻ハ山口ニ、神宮ハ  
 愛知鳥取ニ転戦シ、親シク癩者ヲ訪問シ、重症ナルハ収容シ、  
 偽似症ハ是正シテ其冤ヲ雪キ、其成績大ニ見ル可キ者アリ、

然レトモ収容力ノ限りアルハ遺憾ニ堪ヘザル処ナリ、各療養  
 所長医官モ此ノ觀ヲ等シクスル処ナルベシ、故ニ現在ノ五千  
 人ヲ少クモ一万人ニ拡張スベキハ、癩予防法ノ存スル限り火  
 ヲ觀ルヨリモ明ニシテ緊急ノ事ニ属ス然リ、而シテ国家ノ財  
 政ハ非常時局ノ故ヲ以テ癩療養所ノ拡張スルヲ許サズ、不得  
 已十坪住宅ノ寄附ヲ仰キ、年々費用ヲ節約シ、定員超過百乃  
 至二百ニ達ス、恐ラクハ各療養所ノ經濟ニ於テモ愛生園ニ類  
 スルモノアルベシ

昭和五年十一月十日、皇太后陛下御仁慈ヲ垂レ給フテヨリ、  
 癩救療事業ハ昔日ノ比ニ非ラスト雖モ、衛生当局ハ限りアル  
 費用ヲ以テ各般ノ救療ニ当リ、臣等ノ苦衷ヲ以テ我田引水ノ  
 言トナスハ是又不得已ニ出ヅ

然レトモ外島ノ復興ノ如キハ近畿ニ府十県ノ富ヲ以テ千人ノ  
 癩ヲ養フ、此レ当局者ノ焦眉ノ責務ニシテ、荏苒瀰久十ヶ月  
 ヲ経タルハ誠ニ恐懼ニ堪エザル所ナリ

蓋シ大阪ノ当局ハ大阪府下ニ復興スルノ困難ナルヲ慮リ、地  
 ヲ瀬戸内海長島ニ接近スル鴻島ニ選ビ、日生町有タル該島ヲ  
 買取セントセリ、初メ町會議員ハ満場一致ヲ以テ此レニ応ゼ  
 ント欲セリ、然ルニ町民ハ大阪府ハ己ノ欲セザル所ヲ管轄以  
 外（岡山県ハ第四区中国四国）ニ施設セントスルモノトナシ

反対運動ヲ起コシ、今日ニ於テハ鴻島ノ買収ハ全ク絶望ニ帰シタリ

微臣長島ニ在リテ各般ノ情報ヲ聞ク毎ニ長大息スルコト久シ、ソレ己ノ欲セザル所ヲ人ニ施ス、之レ人情トシテ忌避スベキハ理ノ当然ナリ、然レトモ国家ノ立場ヨリスレハ大害ナキ限り断乎トシテ此レヲ実行スルニ非ラサレハ天下孰レ処ニカ候補地アラン

伏シテ惟ミルニ皇太后陛下外島ノ天災ヲ憐ミ給ヒ恩賜ノ品ヲ下附セラレ、其復興ノ一日モ速ナランコト御軫念遊ハサル、内務大臣以下焦頭爛眉其復興ニ尽碎ノ誠ヲ致セリ、然レトモ計ハ密ナルヲ要ス、獅子ノ兎ヲ撃タントスルヤ将ニ全力ヲ尽シ、迅雷烈風耳ヲ被フニ遑ナク、宜シク排斥ノ虚ナカラシムベキナリ、後藤内務大臣ハ嘗テ台湾民政長官ノ時代楽生園ノ創立者ナリ、又曩ニ北部保養院ノ管理者トシテ癩ノ救済ニ於テ一隻眼ヲ有セラル、外島ノ潰滅スルヤ、親シク其地ニ臨ミテ慰問ノ辞ヲ述へ、四百ノ患者職員ノ感泣セシコトハ、微臣ノ目撃セシ所ナリ、多久知事ハ多年北部保養院ノ管理知事トシテノ経験アリ、安井知事ハ第一区府県全生病院ノ管理課長トシ微臣ノ嘗テ知遇ヲ忝フス、加之衛生局長ハ練達ノ士ニシテ寸分ノ虚ナカルベキナリ、今ヤ鴻島ヲ放棄シタル大阪当局

ハ、更ニ長島ノ西端十五万坪ノ地ヲ選ンデ復興ヲ計画セラル、此地大半ハ農林省ノ所管ニ属シ六万坪ハ愛生園ノ所有地ニ属シ、民有地一万坪、人家十七戸ヲ有ス、加フルニ漁網ノ利権ヲ有スルモノアリ、従来ノ方法ヲ以テスルハ異議百出又鴻島ノ覆轍ヲ踏ムコトナシトセズ、果シテ然レバ万事已ム希クハ、陛下内務大臣ヲ召サレ外島復興ノ一日モ速カナランコト綸旨ヲ賜ランコトヲ、臣健輔敢テ閣下ノ尊嚴ヲ冒シ此言ヲ呈セザルヲ得ズ、罪戾万死ニ当ル 恐惶謹言

#### 六五 鴻島移転につき光田健輔メモ

(岡山市立中央図書館蔵光田文庫「手帳」昭和26年)

安井英二、昭和九年九月十一日風水害の前後処分トシテ、南河内郡篠田山(泉北郡)、南独眼代議士反対に、遂に日生<sup>〔出〕</sup>立身府議魚森市太郎の発議により岡山県日生所属の<sup>〔鴻〕</sup>鵠島を選ひ、岡山県知事多久安信氏の反対により遂岡山県と大阪府の紛議となり、日生町は蓆旗を立つるに立った。終始新聞に書く立てるに至った。私は兵庫篠山から大阪に招かれた、形勢悪化する一方である。岡山県では厄介のもの一箇のみならず二箇まで引受けねならぬ。<sup>〔は脱〕</sup>せん延するので兼て外島風水害に叡慮を悩まし給ふを恐れ、入江太夫に此のよしを報

し致したところ、早速入江太夫が密かに内務省と打合せ、其当時の次官岡田文秀氏が甲子園に密行せられ、茲に安井知事・国沢課長と私が密議を凝らし、改めて大阪府から岡山県に了解を求め、日生を休めて長島西辺に元と外島の患者を収容する為、其土地の買収地均等を岡山県警察部に委託し、同時長島水道を供用し長島所有の土地を借用する様に話が進んだのである。此入江太夫の注意がなかったなら、篠田山以来の大事件が勃発しないとは限らなかった。斯くて大阪府の浮浪癪の影は漸次に見る事は出来なくなった。

## 六六 長島への移転

〔山陽新報〕昭和10年8月6日夕刊

鴻島と交渉打ち切り、長島へ移転せん

懸案、大阪府下外島癪療養所

交渉順調に進む

多年移転問題でなやんでゐる大阪府下外島癪療養所の和気郡日生町鴻島への移転問題は、移転地買収価額の点で地元側の強硬な態度で実現薄となつてゐたので、大阪府当局では更に適當の候補地を物色中であつたが、現在国立癪療養所愛生園の設置されてある岡山県邑久郡裳掛村長島に移転すべく内務

省とも協議した結果、愈同島へ移転に決定した。これがため大阪府当局は、長島に残存してゐる民有地の買収と、同島向瀬部落の民家十九戸の立退き斡旋方を、この程岡山県へ依頼して来たので、これが交渉のため石井県警察部長は清水衛生課長を伴ひ五日夜長島に出張し、六日関係民家の戸主と地主とを集め、敷地の買収並に民家立退き交渉を行ひつつあるが、経過順調で移転の実現は可能視されてゐる。

なほ、外島療養所は昨年の風水害で殆んど潰滅状態に陥り、患者は所々の療養所に分散的に収容してゐる有様で、この状態を続けることは癪予防の国策にもとるので、今回愈長島を選定、移転することになつたもので、この実現のあかつきには、同島内に国立愛生園と組合立の療養所とが対立するわけである。

## 六七 長島の療養所工費

〔山陽新報〕昭和10年8月9日

長島の癪療養所、工費およそ百万円

虫明漁業組合との問題解決せば、直ちに地均し工事

大阪府下外島の癪療養所は、岡山県邑久郡裳掛村長島に移転することに決定。岡山県警察部長が自ら土地買収、民家立退



きなどの交渉に當つて居り、民有地三町歩の地主三十六名、民家二十戸のうち十七名は相当の賠償価格で売却または立退くことを承諾し、残り三名も遠洋漁業及び召集で入営中であり、近く承諾するものとみられてゐる。また虫明漁業組合の方もその後協議の結果、二、三の条件付きで折合ふこと、なつたので、八日来岡した大阪府上田衛生主事は右希望条件を携へて帰阪、九日晚または十日朝来岡、石井部長と共に現地に赴き漁業組合側と折衝すること、なつたが、大体円満解決するものと見られてゐる。

右準備交渉が終り次第、現地（ママ）で町長その他五名から成る評価委員会を作り、売却土地、立退き民家の評価を個別的行ひ、まとめり次第直に地均し工事に着手し、両三年中には患者收容するに至るであらう。尚ほ病舎並官舎は大阪府で設計中であるが、工費は百余万円、收容患者約一千名、位置は虫明海岸に近い現国立療養所の西手の官有地に病舎を、私有地に官舎を建設する予定である。

なほ完成の暁、管理者が何れになるか未定であるが、岡山県は特に密接なる関係あり、現在加盟してゐる大島療養所が狭陋で拡張する議もあるので脱退し、長島へ加盟する案も考慮されてゐる模様である。

#### 六八 長島へ移転復興につき通達

（菊池恵楓園入所者自治会蔵「外島保養院委託患者ニ関スル書類」

昭和10年）

昭和十年八月七日

第三区府県立外島保養院長 原田久作

第五区九州療養所長 宮崎松記殿

謹啓 炎暑ノ候愈御清祥奉賀候

陳者、本院ノ復興問題ニ対シ予々種々御高配相賜ハリ候段、深く感佩罷在候

却説、不取敢電報申上候如ク、本院復興地ヲ国立療養所々在地タル長島西方ノ一部向瀬・藤ノ山・藪池・木尾・小白根及白根ノ地域約十五万坪ニ選定セラル、ニ至リタル次第ニ有之候処、既ニ御賢察ノ如ク当院ノ復興地選定ノ件ハ真ニ難問題ニテ、昨秋遭難以來候補地ノ調査ニ当リテハ頗ル苦慮ヲ重ネタルモ容易ニ之レガ決定ヲ見ズ、而モ目睫ニ遭難一週年ヲ控へ一層焦慮致居候折柄、今般本省並岡山県当局ノ一方ナラヌ御尽力ニ依リ右地域決定セラレタル事ハ唯々感激ノ外無御座候、今曉電報ニテ当院委託患者へ御示達方懇願致セシ如ク、既ニ復興地決定相成候上ハ該地域ニ必死ノ努力ヲ以テ速カニ本院建設工事ニ着手致シタキ決心ニ御座候間、此ノ儀患者一

同ニ可然御伝へ被下度候

尚愛生園ニ近接シテ本院ヲ移転復興セシムルコトニ就テハ、患者中動モスレバ外島ノ地ニ執着ノ余リ、又将来ニ於ケル国立療養所トノ合併、或ハ本院ノ経済又ハ統制等ヲ憂慮シ、其他種々ノ理由ニ依リ所謂輕挙妄動ヲ敢テセントスル者アルヤモ難計、之レノミ懸念被致候、要ハ唯々皇室ノ御思召ノ程ヲ恐察シ、一日モ速カニ患者安住ノ地ヲ建設セシムルコトニ一意邁進シタル次第ニ有之候ヘバ、此辺ノ事情ヲ充分理解スル様、是亦特ニ職員患者一同ニ御説得被下候様懇願致候何レ復興事業ノ進捗ニ伴ヒ時々報告可申上候 敬具

### 六九 外島保養院復旧に関する依頼

(愛生園蔵「外島保養院往復書類」昭和13年)

保発第一一九号

昭和十二年三月一日

第三区府県立外島保養院長 

長島愛生園長殿

昭和十三年三月三日 長島愛生園収第九六号

本院復旧ニ関スル件

予而起工中ノ標記ノ件、其後土木工事完成致候ニ付、即刻建

築工事ニ着手予定ノ処、何分ニモ物価騰貴ノタメ先般来建築

工事契約ニ難色有之候処、去月廿六日円満解決ヲ見至急工事ニ着手スルコトト相成候条、何卒当院派遣職員及委託患者ニ此上トモニ自重致ス様御訓諭相煩度、此段及依頼候也

園長  庶務課長  主任 

### 七〇 院名変更及び移転の通知

(愛生園蔵「外島保養院往復書類」昭和13年)

衛第三三三七号

昭和十三年三月三十一日

大阪府知事 池田清 

長島愛生園長殿

第三区府県立外島保養院名称変更ニ関スル件

当府管理ニ係ル第三区府県立外島保養院ノ名称ハ、本年四月一日ヨリ左記ノ通改称スルコトニ決定致候ニ付、御了知相成度

記

光明園

昭和十三年四月二日 長島愛生園収第一八八号

園長〔自署〕 庶務課長  医務課長  要再回 

保発第一七八号

昭和十三年四月二日

長島愛生園長光田健輔殿

院名変更ノ件

本月一日ヨリ左記ノ通り本院々名改称ノ件、管理府ヨリ通達有之候ニ付、御了知相成度、此段及通知候也

追而甚夕乍恐縮本院派遣職員及委託患者ニ此ノ由御伝達相

煩度

記

光明園

園長(印) 庶務課長(印) 主任(印)

昭和十三年四月四日 長島愛生園収第一九六号

昭和十三年四月廿一日

光明園

長島愛生園御中

昭和十三年四月二十七日 長島愛生園収第二五三号

移転通知ニ関スル件

予而本園ハ岡山県邑久郡裳掛村虫明長島ニ復旧工事中ノ処、第一期建築工事竣成致候ニ付、五月一日ヨリ同地ニ移転ノ上執務致ス事ト相成候条、此段及御通知候也

園長(印) 庶務課長(印) 主任(印) 要再回

七一 光明園に患者収容

(合同新聞) 昭和13年6月4日

光明園に患者収容

裳掛村第三区府県立癩療養所光明園では、第二期工事による諸般の設備遅延のため、予定期日迄に患者収容をみるに至らなかつたが、本月十日より委託患者の収容を開始し、七月中旬までに三百十四名を陸路片上港に輸送収容する事になつた。

七二 九州療養所からの委託患者帰園

(菊池恵楓園入所者自治会蔵「外島保養院委託患者ニ関スル書類」

昭和13年)

光発第参式九号

昭和十三年六月十五日

光明園長 神宮良一(印)

九州療養所長 宮崎松記殿

患者引取ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ、予而本園患者ヨリ請願有之候親戚又ハ結婚  
關係等ニテ貴所患者ノ連行又ハ本園患者ノ残留希望者等、左  
記ノ通りニ有之候処、孤独ナル患者ノ心情ヲ察セハ止ムヲ得  
サルモノト被思料候条、本園管理者ニ照会ノ結果貴所ニ於テ  
御異議無之ニ於テハ差支ナシト了解有之候ニ付、此段得貴  
意候

記

貴所残留希望者

K・S 三十五才

本園連行希望者

M・K 二十四才

I・Z 三十二才

.....

昭和十三年六月二十二日

大阪府衛生課長 

九州療養所長殿

拝啓 梅雨之候愈々御清祥奉賀候

陳者、光明園患者に就ては多大の御迷惑相掛恐縮に存居候、

付ては来る七月七日患者を引取度予定に有之候間、御了承相  
成度、此段御回答申上候  
.....

昭和十三年六月二十三日

光明園長 神宮良一 

九州療養所長 宮崎松記殿

委託患者引取ニ関スル件

標記ノ件、甚ダ延引致居候処、漸ク準備モ完了致候条、支障  
無之ニ於テハ左記ニヨリ引取致度、就テハ乍御手数可然御手  
配相煩度、此段御通知旁々及依頼候

追而本月十四日付光発第三二九号ヲ以テ及照会候連行並ニ

残留患者ニ関シテモ同様可然御取計相煩度、為念申添候

記

一、七月八日午前三時五十四分岡山駅着ノ予定ヲ以テ御送致

相成様致度

一、派遣職員ハ患者ニ付添帰園スル事トシ、他ニ患者護送ノ

為医員一名ヲ派遣ス

.....

昭和十三年六月三十日受 六月三十日 番号 第二九

年月日 所長

光明園長宛

患者輸送ニ関スル件

六月二十八日付発第三五五ノ三号ヲ以テ御依頼相成候標記ノ件了承、費用概算ハ別紙ノ通りニ候条、此段及回答候也

患者輸送費用概算書

一金四拾九円貳拾七銭也

内訳

区分	数量	単価	小計	摘要
電車賃 <small>自御代志至上熊本</small>	三九人	・二八	一〇・九二	
貨車借切費	一台	一〇・〇〇	一〇・〇〇	<small>自御代志至上熊本間賃</small>
電車消毒費	一台	三・〇〇	三・〇〇	<small>藥品及人夫賃</small>
弁当代	七八食	・三〇	二三・四〇	<small>昼夕食代</small>
茶代	三九人	・〇五	一・九五	
雜費		一〇・〇〇	一〇・〇〇	
合計			五九・二七	

備考 鉄道運賃ノ総テハ後払トシテ交渉ス

昭和十三年七月 日  
上熊本駅長殿

熊本県警察部長

癩患者乗車賃金後払申込書

一、乗車区間

上熊本駅—山陽線岡山駅

二、乗車賃金

金貳百四拾貳円四拾四銭也

三、賃金支払人

岡山県邑久郡裳掛村

第三区府県立光明園長 神宮良一

四、患者氏名

Y・H

外三十七名

右ハ、昭和十三年七月七日九州療養所ヨリ光明園へ移送ノ癩患者乗車賃金後払扱相成度、此段申込候也

癩患者乗車申込書

一、団体種別、等級、申込人員 参拾八名外付添六名

一、団体行程左記ノ通

一、途中下車承認駅

右ノ通団体乗車致度候二付、輸送方御手配被下度、此段及申込候也

追而右団体ノ實際乗車人員<sup>大人</sup> 名ニ達セサル時ハ<sup>大人</sup> 名  
 分ノ団体運賃ヲ納入可致、万一当方ノ都合ニ抛リ申込ヲ取消  
 ス場合ハ、本団体ニ対スル予納金全部還付セラレサルモ異議  
 ノ申立ヲ不致候

昭和十三年七月四日

熊本県熊本市南千反畑

申込者 熊本県警察部長

門司鉄道局長殿

月 日	発駅	着駅	発時刻	着時刻
7月7日	上熊本	門司駅	午後5時44分	午後11時05分
〃	門司駅	下関駅	午後11時20分	午後11時35分
7月8日	下関駅	岡山駅	午後11時50分	午前9時56分

昭和十三年七月四日

光明園ノ指定列車ニハ山陽線ニ於テ連結不能ニ付、岡山駅着  
 八日午前九時五十六分着ニ変更候条、左記ノ通り電報相成可  
 然哉

記

指定ノ列車ニハ連結出来ヌ、岡山八日午前九時五十六分着

二変更ス

九州療養所長

光明園委託患者還送計画

一、患者輸送

イ、集合及出發

イ、場所 恵舎東方広場

ロ、日時 七月七日午後三時二十分

ハ、出發 同日 午後三時四十分

附記

一、所ノ患者ハ出来得ル限り出發時前ニ集合シ見送りヲナ

ス

ロ、菊池電車輸送及職員ノ見送り

イ、御代志発車 午後四時三分

ロ、上熊本駅着 同四時四十四分

附記

一、職員ハ出来得ル限り御代志出發ノ節見送りヲナス

一、菊池軌道会社へハ七月五日迄ニ交渉ヲ了スルコト

ハ、汽車輸送及給養ルコト

イ、乗車駅・発車日時

上熊本駅、七日午後五時四十四分発車  
口、給 養

一、七月七日夕食

上熊本駅ニ予メ準備シ乗車後分配ス

一、同八日朝食（午後五時五十分）

広島駅送致者ニ於テ斡旋ス

附記

一、汽車輸送ニ関シテハ上熊本駅長ヲ通シ七月五日迄ニ

交渉ヲ了スルコト

一、上熊本駅ニ於テ分配スヘキ夕食ハ七月六日迄ト仕出

屋ト交渉ヲ了スルコト

一、上熊本駅乗替等ノ斡旋並見送ノ為メ左記ノ通り所員

ヲ派遣ス

記

所長、主事、原田、小塚、坂本（松）、上島

備考

本件ニ関スル経費ハ派遣職員ニ於テ支払ヲナスモノトス

但シ、鉄道運賃ハ後払取扱ニテ交渉ノ予定

七三 看護士日誌に見る委託患者帰園〔抄〕

（光明園蔵「看護士日誌」昭和13年）

6月20日 月曜日 天候 雨

北部保養院委託中なりし患者20名を、準備成りて本日收容  
せり

6月29日 水曜日 天候 曇

草津ヨリ委託患者74名帰園ス、吉田先生之ヲ引卒セラル

7月3日 日曜日 天候 曇

全生ヨリ電報アリ（六日前四時五十分岡着）

7月5日 火曜日 天候 雨

午后一時、愛生委託患者帰園ス

午後十一時、全生委託患者梅田ニ隔止ノ報アリ、保田先生

徹夜之二当ラル

7月4日 水曜日 天候 曇

全生病院委託患者本日帰園の予定の処、山陽線不通の為、  
山陰線廻りにて明日午前9. 47岡山着の報あり。大阪府  
の尽力に依る。

7月7日 木曜日 天候 晴

全生患者（委託）本日帰園ス

7月8日 金曜日 天候 雨

本日正午、九州療養所委託患者38名帰園、雨中を木尾湾より上陸、重症者3名有る

7月9日 土曜日 天候 晴

午前十一時半、大島より六十一名帰園す

7月13日 水曜日 天候 晴

九州療養所帰還者の荷物検査ヲナス

七四 委託患者帰園の現状

〔合同新聞〕昭和13年7月8日

光明園より 第三区府県立癩療養所裳掛村長島光明園では、その後、愛生園・草津・青森に委託中の患者が続々と来岡し、現在百八十九名の患者を収容してゐる。その外東京全生病院・大島療養所及び熊本療養所よりそれぐ八、九日には二百五十名が到着する予定で、これにより全患者の収容を終る予定である。

△光明園では、入園患者は物品の売買は凡て金券制度を施行してゐるため、新しく入園する患者の持参金を凡て同園事務所に保管し、之を報国貯金にしてゐる。

七五 光明園の概況

〔光明園蔵『昭和十三年年報』昭和13年〕

第二、概況

一、敷地

敷地面積

八万七千九拾坪三六

内 訳

島内 農林省所管地払下

三七、四七三、〇〇坪

民有地 買収

一〇、四三一、三六

内務省所管地借入

三八、〇九〇、〇〇

島外 民有地 買収(浄水所敷地)

五八一、〇〇

同 (職員宅舎敷地) 六一五、〇〇

二、建物

建物総棟数 七八棟

建物延坪数 三、八五三坪八八七

以上ノ内訳左ノ如シ

建築物 一 覧 表 (昭和十三年末現在)

名 称	構 造	坪 数	竣 工 年 月 日	備 考
医務室及び消毒室	木造平家建	一七二・二五坪	昭和十三年三月三十一日	
機 関	室鉄骨造	九〇・〇〇	同	
事 務 分 室	木造平家建	二二・〇〇	同	
炊 事 室	同	七五・〇〇	同	
炊事夫宿直室	同	九七・七五	同	



雑品倉庫	石炭倉庫	食料品倉庫	木炭倉庫	引揚物品倉庫	治療室	軽症者繙帯交換場	軽症者浴場	重病室	重病室附属倉庫	不自由者浴場及繙帯交換場	男子軽症舎	予診室	物品配所売店 患者事務所	洗濯室	解剖室及告別式場	火葬場	渡廊下(イ) 木造平家建洋瓦葺	渡廊下(ロ) 同	渡廊下(ハ) 鉄骨平家建	渡廊下(ニ) 波型スレート葺	渡廊下(ホ) 同	園長宅 舍木造二階建	奏任官宅 舍木造平家建	判任官宅 舍同	判任官宅 舍同	判任官宅 舍同	雇員宅 舍同(七戸)	雇員宅 舍同(十五戸)	看護婦寄宿舎	独身宿舎 舍木造二階建	
一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	三棟	三棟	一棟	五棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	四棟	八棟	十棟	八棟	四棟	八棟	一棟	一棟		
五六〇〇	四〇〇〇	三三五〇	四〇〇〇	三〇三八三	一六一七五	五〇〇〇	一〇八〇〇	三九九〇〇	一五〇〇〇	八二五〇〇	七九三〇〇	三〇三七五	三三二二五	五〇〇〇〇	六四〇〇〇	二九〇〇〇	一五〇〇〇	九五五六〇	七三五〇	一一七六一	七三五〇	一一七六一	七三五〇	一一七六一	七三五〇	一一七六一	七三五〇	一一七六一	七三五〇	一一七六一	九四三三四
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭和三十二年八月三十一日	昭和三十二年八月三十一日	昭和三十二年八月三十一日	昭和三十二年八月三十一日	昭和三十二年八月三十一日	昭和三十二年八月三十一日	昭和三十二年八月三十一日	昭和三十二年八月三十一日	昭和三十二年八月三十一日	昭和三十二年八月三十一日
								一棟 一三三坪	一棟 五坪		一棟 七二坪	一棟 六〇坪七五									一棟 三〇坪七三	一棟 一三坪六五九	一棟 一三坪六五九	一棟 一三坪六五九	一棟 一三坪六五九	一棟 一三坪六五九	一棟 一三坪六五九	一棟 一三坪六五九	一棟 一三坪六五九	一棟 一三坪六五九	

三、職員 (昭和十三年末現在)

本園職員ノ数ハ園長以下六十名ニシテ其ノ内訳ハ左ノ如シ  
 イ、療養所職員制ニ依ル職員

医長 園長 神宮良一

主事 今沢米二

医員 保田耕

同 稲葉俊雄

同 吉田重春

同 吉田辰雄

同 宮崎嘉幸

書記 松本作太郎

同 今谷逸之助

同 樋口喜四郎

看護婦長 溝淵マサエ

口、雇員及傭人

自動車運転手 一名

雇員 三〇名

(内看護婦八名ヲ含ム)

看護士 一名

看護婦 一名  
見習看護婦 一名  
指導員 一名  
患者係 一名  
機関士 二名  
司厨士 四名  
雑役夫 二名  
裁縫婦 一名  
電話交換手 一名  
給仕 二名

#### 四、收容患者定員及現在数

定員

一、〇〇〇名

現在数（昭和十三年末）

四六七名（男三六二名、女一〇五名）

### 3 国立療養所への移管

#### 七六 光明園国立移管

〔合同新聞〕昭和16年3月15日夕刊

“光明園”国立移管

愈よ七月から実現

瀬戸内海の孤島岡山県邑久郡裳掛村虫明にある大阪・京都・兵庫・奈良・三重・岐阜・滋賀・福井・石川・富山・鳥取・和歌山十二府県立癩療養所光明園はいよいよ七月から国立に移管されること、なつた。

同園は明治四十二年四月、外島保養院として大阪市西淀川区外島町に開設、敷地二十万坪、收容人員三百名の設備を持つてゐたが、昭和九年九月関西大風水害の高潮に襲はれ多数の死傷者を出し、同年十月内海の一孤島に移転、その後拡張につぐ拡張で光りなき患者一千名を收容、病舎棟数百十一、医務、治療、重傷男子、女子、軽症舎、不自由舎、洗濯室等完備し、職員は園長以下九十名である。（大阪）

語る神宮園長

右につき、光明園長神宮良一氏は語る。

まだ正式の通知は参つてをりませんが、国立移管に關しての所長会議もすでに二、三度開かれ、七月からの移管は間違ひないことになつてゐたのです。従来国立、公立に分れてゐたためにいろいろ不便障壁も少なくなつたのでありますが、将来はそれらが一掃され、国立一本立となり、全国十一の療養所が宿命に泣く患者たちに普く救ひの手をさしよべるわけで、これはひとり患者ばかりでなく、私たちと

しても洵に欣ばしいことと思つてをります。

### 七七 光明園・大島療養所国立移管

〔合同新聞〕昭和16年6月6日

光明園・大島療養所国立移管、愈七月一日実施

政府は癩撲滅のため、過般公立療養所を国立に移管し、癩事業の統一をはかることになつたが、癩予防法制定以来すでに三十五年を経過した今日、当時設立された五公立療養所を新たに国立に移管し、経営その他の事業を直接国家で行ひ、癩根絶の徹底を期することになつた。

今回国立に移管される療養所は、全生病院（東京）、北部保養園（青森）、光明園（岡山）、大島療養所（香川）、九州療養所（熊本）の五ヶ所で、これによつて国立癩療養所は昭和三年設立された長島愛生園（岡山）、栗生楽泉園（群馬）、星塚敬愛園（鹿児島）、東北新生園（宮城）、国頭愛楽園宮古療養所（沖縄）の六ヶ所を加へて十一ヶ所となるわけである。

なほ、右に伴ふ官制改正は目下法制局に廻附されてをり、七月一日から実施の予定である。（東京）

### 七八 国立移管で完璧を期す

〔合同新聞〕昭和16年6月9日

#### 国立移管で完璧

#### 公立の五癩療養所

畏くも皇太后陛下には救癩のため、毎年御内帑金を下賜あらせられ、厚生省ではこの有難き思召しを体して、既報の如く全国に散在する五ヶ所の公立癩療養所を国立移管し、施設の充実、療養法の統一を図り、七月一日から現在の六国立療養所と併せて合計十一の療養所へ患者を順次収容して、施療の温かな手を差しのべること、なつた。

昨年末調査による患者は全国で一万五千三百二十一人、内収容されてゐるものは六千二百十九人（男四千三百六十七人・女一千八百五十二人）、未収容者は九千二百二人である。

収容者は国立の愛生園（岡山）、楽泉院（群馬）、新生院（宮城）、敬愛院（鹿児島）、宮古療養所（沖縄）、国頭愛楽園（沖縄）と今度国立となる全生病院（東京）、北部保養院（青森）、光明園（岡山）、大島療養所（香川）、九州療養所（熊本）その他私立病院でそれ〴〵療養につとめてゐるが、公立は国立に比して予算、定員など経費の関係から収容力が少ないので、今回の国立移管が断行され、収容と治療の完璧が期せ

られることになつたものである。

同病は唾液、肉面接触によつて感染する非常に緩慢な伝染病で、しかも潜伏期間が長く症状を早期に発見することが困難なので、今もつて一部には遺伝であるとか、療養所に収容されることが何かいまはしいことのやうに考へる旧觀念が残つてゐるが、決して不治ではないので、患者自ら進んで療養所を十分利用して更生するやう当局では希望してゐる。(東京)

## 七九 国立移管に就いて

(楓編集委員会蔵『楓』第六卷第六号 昭和16年)

国立移管に就いて

園 長 神宮良一

癩患者收容の古き時代は暫く措き、明治時代に至りては、私立療養所特に基督教宣教師によつてなされたものが多いのである。例へば神山復生病院は明治二十年仏国宣教師、テストウイド氏が東海道布教巡回の途次、御殿場近在にて、三十歳位の婦人癩患者が夫に捨てられ、世に嫌はれ、水車小屋の隅の藁屑の中に呻吟して居る様を見て、同情の涙禁じ難く、近在の民家を借り受けて、そこに六名の患者を收容したに始

まり、又熊本回春病院のリデルさんが、桜花爛漫たる本妙寺の路上に於て、幼き小児を膝に、重症患者が、又多数の癩者が、居並び居る様を見て惻隱の情禁ずる能はず親戚朋友の諫言もきかず遂に意を決して癩者救済の事業に着手して、明治二十八年、熊本市外黒髪村(今の熊本市黒髪町)に回春病院を建設し、患者を收容し精神的に又医者をして身体的にも救済すると共に、外に向つては世の同情を集め、時の政府を鞭撻する等大いに努力せられたのであります。

又本年米寿を迎へ尚矍鑠たる和田秀豊先生並びに病床にあつて尚日夜患者の爲努力せられる同じく米寿の大塚かね子女史も亦明治二十七年、東京目黒に慰廢園なる病院を建設せられ、北里博士の同情によつて、治療に收容に力められたのであります。

その他熊本には待労院、草津には聖バルナバ医院が設立せられて、多数の患者が收容せられたのであります。以上は何れも基督教的病院で、和田、大塚両先生を除いては何れも外国人の経営に依るものであります。唯一つ日本人によつて又仏教徒によつてなされたのは、彼の身延深敬病院であります。網脇先生も癩者のあはれなる状を見、意を決して之が救済に立たれたのであります。かくの如く、日本救癩の先驅を

なしたものは何れも宗教的のものを主として、日夜神仏を礼拝し、精神的慰安を主として治療は従属的の観があつたのです。当時日本は日清戦争や日露戦争等で、財政も亦困難な時でありましたので。尚かゝる方面までは手の届き兼ねる点もあつたのでせう。然るに時代は移り、当時日本には十万の癩患者ありと外国間には定評せられた位であり、一方前記経営者の人々の啓蒙運動や政府鞭撻や請願等もあつたでせう、かゝる間に、当時東京養育院にありてはその収容せられたる老人や不具廢疾者の中に癩患者があつて、院内にありても殆ど顧るものなき状態であつた時当時の青年医たりし、今の光田先生は敢然立つて癩の治療を一手に引受け、又他方時の院長洪沢栄一伯に向つて進言し一日も忽せにすべからざること述べられる等内より力を竭され、時の内務省を説き、療養所設置の急を告げ、内外相応じ、氣運も熟し遂に明治四十年癩予防法の制定となり、四十二年全国を五ヶの地方的に分ちて、道府県聯合出資によつて建設せられたのが、東京全生病院、青森の北部保養院、大阪の外島保養院（今の光明園）大島療養所及び九州療養所の五ヶ所にて、当時は主として浮浪患者の収容を目的とせられ、その定員も、東京二〇〇、青森一一〇、大阪三〇〇、大島二〇〇、熊本一五〇、計九六〇で

ありましたが、次第に収容患者も浮浪より自宅、直接となり、暗黒なりし時代も明朗化され、今や定員四三五〇となつて約四倍半を算するに至つたのであります。又一方昭和二年には国立癩療養所が建設せらるゝ、運となり昭和六年長島愛生園が開園せられ次で、栗生楽泉園、星塚敬愛園、東北新生園、又沖繩には宮古療養所（宮古南静園）国頭愛楽園と開園せられ今や、官公私立と種類の異なる同一目的に向ふべきものが並立するやうになつたのであります。此の間にあつて、畏くも皇太后陛下の有難き、数々の御思召は救癩事業の上に、癩者の上に将又、勤務する職員の上に大なる光明を与へられ、一億臣民共に恐懼感激に堪へぬ次第であります。

今や我国は愈々重大時機に到達して居ります、各事業が合同せられ単一化され、国防充実、東亜<sup>（マ）</sup>栄共圏の確立の爲め、凡そ強化せられつゝある時に當つて、今日まで三十有三ヶ年間の長い間聯合道府県に於て経営せられたるものが、国に於て統一せらるゝこと当然のことであるが、此れに向つて努力せられたる、高野予防局長、床次優生課長その他関係者一同の尽力と、道府県各位の努力とによるものと感謝すべきであります。

今国立移管の必要なる理由の主なる一、二を述べれば、

## 一、道府県に於ける経費の負担調整

癩療養所経営の負担は各道府県の財力や人口の割合で決定せられるのでありますが、各区に於てその負担率が異なつて居るのであります。例へば、第一区や第三区は小県の負担は少額でも、第二区等では一般に過大であると云ふなど、救癩の為に各県とも相当の額を負担せなければならぬ、此の負担額を他の衛生費にでも向けて貰へば結構だがと云ふやうな処が多数にある様に聞いて居ります。

## 二、各療養所に於ける経費の調整

各療養所の経費は、その関係する道府県の理解同情等によつて、甚しき差があります。従つてその收容患者に対しても、その待遇に著しき差を生ずるのであります。又職員に対する待遇等も甚しく差異を生じて居るのです。同一目的で、同一事業を遂行する上に著しき差異があつては面白くない。

## 三、患者收容上の便益

全国的に見て、尚收容余力のある所や、既に超満員の所がある、然るに、各区独立して居る為に、表向き、聯合道府県以外の患者を收容すると云ふことは、甚だ困難なことが多かったものであり、又同一聯合県に於てすら所謂割当がある位で、事実無癩県運動や強制收容等を行ふにしても困つたと云ふや

うなこともあつたそうであります。全国国立に移管せられるれば何れの処からも、余力のある所は收容可能だと云ふことになりません。

その他国立との等差の撤廃や、療養施設の拡充に便利なこと又その施設の統一せられること等、誠に結構なことであります。

今や日本全国一万六千の病者中、一万人の收容設備完成せられ、各府県に於ても無癩県運動が行はれ、祖国浄化の聖地となる日も遠くないこと、信じます。

我等は一層奮励努力その持場々々に於て、力を竭し、東亜共栄圏確立の爲め、民族強化爲め将亦祖国浄化の爲め職員、患者一体となり愈々、聖恩の万分の一にも御応へ出来る様力めねばならぬものと覚悟を新にしたものであります。

## 八〇 国立移管式

(楓編集委員会蔵『楓』第六卷第六号 昭和16年)

## 国立移管式

明治四十二年四月全国を五区に別けて公立療養所の創設せられてより、外島保養院から当地へ移転して光明園となり、第三区の療養所として三十三年の歴史を持つ我園も、国運の

進展と共に癩予防事業の徹底、救癩事業の完遂を期して全国各区の療養所と同時に七月一日を以て国立として厚生省へ移管される事になったのであります。

七月八日高野予防局長、床次優生課長、第三区の管理者たる三辺大阪府知事、第三区各府県代表者其他関係者地元岡山県総務部長以下関係者等、八十余名の御臨席を得て国立移管式が盛大な中にも厳粛に挙行せられたのであります。

先づ、宮城並大宮御所遙拜、戦歿将士の慰霊並皇軍将兵の武運長久祈願の黙禱をなし、国歌奉唱、大阪府知事の式辞、次に大阪府知事より永年勤続職員ノ表彰式が行はれ、十名の被表彰者が登場する毎に来賓席からも入園者からも盛んな拍手が起る、其れに次ぎ患者へ記念品を贈与され、終つて厚生大臣ノ告辞が高野予防局長に依つて代読された。続いて多数来賓の祝辞があり、次ぎに祝電の披露があつたが其中にも村田元外島保養院長の鄭重を極めた長文の電報には、患者席より怒濤の様な拍手が起つた。祝電の披露が終るや神宮園長が輝かしい面もちにて登壇挨拶を述べられる。次ぎには勤続十六年最古参の松本書記が被表彰者を代表して答辞を述べた。入園者総代和志見氏の祝辞があり、一同園歌を合唱し最後に園長発声で万歳三唱で式を終る。かくして無事に移管の式を

終り愈々国立の療養所として新しい一步を踏み出したのです。光明園々歌……仰ぐも高き光明の後の大慈受けつぎて……永久の栄の日の本の民族浄化大理想……一千余名の参列者が胸を打つ新たな感激に浸りつ、唱和したのであります。

#### 八一 公立から国立療養所へ

(楓編集委員会蔵『楓』第十一巻第四号 昭和32年刊)

公立から国立療養所へ

大仏正人

明治四十二年、我が国に癩予防法が制定されて、同四十二年全国に青森、東京、大阪、四国、九州五ヶ所の公立癩療養所が設立された。吾が外島保養院は二府十県(大阪府、京都府、奈良県、滋賀県、岐阜県、和歌山県、三重県、福井県、石川県、富山県、兵庫県、鳥取県)の聯合立による第三区府県立外島保養院として明治四十二年四月二十日に開院された。初代院長今田虎次郎氏、初代医長管井竹吉先生以来、癩者はこの施設に保護を受け療養の日を送れるようになった。それまで各地に散在し、世間の種々の迫害と嫌悪に、四国遍路に病氣平癒祈願せし者、又は自宅の納屋や土蔵の隅に人目をさけて隠れ住む者、ここに収容され。治療は云うに及ばず、

生活の安定を得て別社会の集団が確立した。それが社会人に癩疾病伝染の危険を避けるための所謂、予防上の隔離政策に添うことでもあつた。また家族を安全に生活させるため、自己を犠牲にして強制収容に応じた者も少なくなかつた。一部には自発的にわが家を逃げ出して入所せし者もないでもなかつたが、当時は収容能力も少ないため、当事者の収容方針は放浪者と、扶養者の経済力に乏しい者を対照<sup>〔象〕</sup>とされていた。折角、収容されても扶養者の資産如何によつて追放されることも否めなかつたのが実状である。

公立という立前から、管轄が違つた場合は入所は許されなかつた。これを知つて京阪神地方の放浪らい者の屯を集団刈込み収容の場合も、大抵の者は住所不明が多かつたが、飽くまで戸籍を調べ上げて、各人の管轄に転送することが既定の方針で、各療養所毎にこの種の患者を年一回交換転送し、在院日数を計算して収容費も差引勘定支払したとか、こんな複雑なことは数年にして中止となつた。しかし収容費の差引勘定支払は、公立中は続いたということである。

公立は、府県聯合立故に待遇も各所まちまちである。予算編成の内容は癩療養所在地の住民の最低生活を基本とされて編成し、各府県に割当られた。その割当にも相当の困難もあ

つたらしい。或る年のこと〇〇県が割当に不服を申立てた。理由は私の県の収容患者は〇人だ。この割当額は何年もの収容費に価する。県に連れて帰り収容すると頑張つたとか。こんな話のあつたこともある。予算会議の時は各県の衛生課長の院内視察は恒例のものであつた。

昭和五年、吾が国初めて、国立癩療養所「長島愛生園」翌々七年「栗生楽泉園」の設立によつて、公立施設の入院者には国立、私立の学校差が世の中にある様なものを、何かなしに感ぜられて、国立療養所の名に憧れに似たものを持つていた。

偶々、愛生園長光田健輔先生が外島保養院に来訪されて、礼拝堂での挨拶の中に、日本の救癩問題も国策によつて完遂すべきで、いつまでも府県立に委ねておくべきでない。遠からず、国立に統合される日がある。その時こそ保養院も他の療養所も、待遇も統一され、患者も何処の療養所にも収容できることにならうと言われた。

昭和十六年七月一日、全国五ヶ所の療養所が一斉に国立に移管されて、光明園は邑久光明園と改称せられて盛大に祝賀式が挙行された。これは日本癩史上飛躍の一頁であり、光明園史上にも大きく残る一頁である。従つて職員、入園者の待



遇も全国癩療養所は統一されて一様になつた。もし国立に移管されずに今日に及んだなら、現在の地方財政は赤字つきである。如何に施設当事者が運営に困難を極めることか、入園者にも如何にひびくことか、想像に難くないものがある。

思うに、本園は日華事変の初期に開園して漸次設備も整い、定員千名を保つ近代建築を誇る療養所となり、公立から国立に移管されて戦中戦後の困難に耐えた。斯くも、めまぐるしい変化のうちに二十年は夢と去つた今日、国家体勢が整い、新薬プロミンは往年の治療の比にない効果があり、食糧も栄養士によつて改善せられつつ、国立邑久光明園は明日への希望に輝いている。

患者一人一日当経費

年次	食費	治療費	被服費
大正十四年度	〇、二四	〇、〇九	〇、〇二
昭和二年度	〇、二〇	〇、〇七	〇、〇二
昭和五年度	〇、二一	〇、〇七	〇、〇三
昭和八年度	〇、二二	〇、〇六	〇、〇二
昭和十一年度	※	※	※
昭和十四年度	〇、二七	〇、一二	〇、〇八
昭和十七年度	〇、二六	〇、〇八	〇、〇七
昭和二十一年度	二、〇九	〇、六一	〇、〇九
昭和二十三年度	一四、一七	一、五三	〇、四七
昭和二十五年	五五、三七	一〇、九七	一、五三
昭和二十八年	九一、〇〇	三〇、〇〇	一五、五五
昭和三十一年度	九四、一〇	二七、〇〇	九、〇〇

(註) 本表は光明園年度年報を主な参考資料として作成したものである。  
 (イ) 端数は四捨五入した  
 (ロ) 昭和二十八年度の被服費は寝具整備四カ年計画分も含まれている。  
 (ハ) 三十一年度分以外は決算額である。